

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

共栄大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	38
基準 4. 教員・職員	52
基準 5. 経営・管理と財務	58
基準 6. 内部質保証	66
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	72
基準 A. 地域連携と社会貢献	72
V. 特記事項	76
VI. 法令等の遵守状況一覧	77
VII. エビデンス集一覧	89
エビデンス集（データ編）一覧	89
エビデンス集（資料編）一覧	90

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

共栄学園は、昭和 8(1933)年東京本田立石に設立された「本田裁縫女塾」を前身に、昭和 13 (1938) 年に創立された「本田裁縫女学校」に始まる。昭和 17 (1942) 年に現在の葛飾区お花茶屋に「共栄女子商業学校」を設立し、以来、共栄高等女学校に改組 (昭和 21 (1946) 年)、共栄学園中学校設立 (昭和 22 (1947) 年)、共栄学園高等学校設立 (昭和 23 (1948) 年)、附属共栄幼稚園設立 (昭和 29 (1954) 年)、さらに埼玉県春日部市に春日部共栄高等学校設立 (昭和 55 (1980) 年)、共栄学園短期大学開学 (昭和 59 (1984) 年) を経て、平成 13 (2001) 年、21 世紀幕開けの年に「共栄大学」が開学した。なお、学園名・大学名の「共栄」には、「他への思いやりを忘れず、他と共に栄え、生きる精神」という意味が込められている。本学園の黎明期に、創立者 (岡野弘初代理事長) は「教育というものには、いついかなる時代においても、いかなる所においても変わらない、一貫したものが存在しています。至誠とは、至高の誠実さをもって、すべてのことにあたるという気概、気風をいいます。共栄学園の徳育教育の根幹をなすものです」と述べている。この伝統を継承しつつ、本学は「至誠」(至高の誠実さ) による人間性教育をもって建学の精神としており、そのような人間性を具現化する教育手法として、「知・徳・体」を三位一体とする高邁な人間教育という大学の理想を掲げている。

入学生全員に配付される『修学ガイドブック』の冒頭に掲げられている「教育理念」の中にも、次のように記されている。「創立者のお二人は『至誠一貫』を掲げ、いかに困難な時代にあっても至誠 (至高の誠実さ) の心を一生涯貫くことを自ら実践しました。この姿勢が共栄学園建学の礎になっています。」

このような建学の精神及び大学の理想を具体化し、以下の「共栄大学の教育理念」を定めている。

< 共栄大学の教育理念 >

1. 社会学力

— 教育の誠の生命は実践にあり。社会を生き抜く実践力を身につけよ —

「社会学力」とは、創立者である岡野弘先生が教育目標に掲げた「社会で生き、行動するための力」である。

2. 至誠の精神

— 自らを律する強き心、至高の誠実さをもって、すべてのことにあたれ —

創立者である岡野弘先生は、行動する際の規範として、「至誠」(至高の誠実さ) を挙げ、この規範を守っていくためには、「自らを律する強い心の大切さ」を説いている。

3. 気品の模範

— 気品の模範として行動せよ。紳士淑女たれ —

創立者である岡野弘先生は、自主性のある道徳心を持つということは、社会における気品の模範として行動することであると述べている。

2. 大学の使命・目的

本学の使命・目的は「社会学力」「至誠の精神」「気品の模範」という3つの教育理念にもとづき「深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広い教養と実践的能力の養成ならびに豊かな人間性を涵養し、もって有能な社会人を育成すること」と掲げられ、具体的に明記されている。(共栄大学学則第1章第1条)

本学ではさらに、上記のような大学の使命・目的に基づいて、具体的に以下の教育目的を定めている。

<共栄大学の教育目的>

国際経営学部では、「国際社会で活躍できる経営感覚、及び広い視野と柔軟な思考をもち、自分の考えを表現できる「社会学力」を兼ね備えた人材を育成することである。」と具体的に明文化されている。(共栄大学学則第1章第2節第4条(1))

教育学部では、「豊かな教養・市民性の涵養及び教師・社会人としての生きる力(「実践力」「教育力」「人間力」)を兼ね備えた教育者等の人材を養成することである。」と具体的に明文化されている。(共栄大学学則第1章第2節第4条(2))

3. 大学の個性・特色等

本学の個性・特色は、上記のような建学の精神と大学の基本理念及び大学の使命・目的と密接に関連している。小規模大学の特長を活かし、「知育・徳育・体育」のバランスのとれた教育システムが組み立てられている。国際経営学部・教育学部の両学部ともに教養科目及び専門科目においても、現在大学教育で求められている書く力、読む力、話す力そして論理的に考える力を育てるための教育プログラムを導入している。本学では、教育は「知育」であると同時に「徳育」であるとの考え方から、あらゆる機会をとらえて、学生の個性を育て、自主性を引き出す人間教育を行っている。本学の個性と教育における特色は、以下のように示すことができる。

<国際経営学部>

国際経営学部では、社会の変化に伴い、本学の教育理念の第1である「社会学力」、すなわち、応用力が求められる実社会において自らが調べ深く考え、他人の意見を理解し、自分の考えを表現する力を育成していくために、カリキュラム・講義内容を適宜、見直している。特に令和6(2024)年度のカリキュラム改定においては、AI・データサイエンスが学べる情報メディアコースを設け、社会のニーズに合わせたカリキュラム作りを行っている。

また、国際経営学部には民間企業出身の教員が少なくないため、企業等の見学や第一線で活躍している企業人の講話など、学生が実社会と接する機会を増やすよう努力している。

国際経営学部の大きな特色の一つは、産学連携プログラムとしての特別講義「リアルビジネス授業(通称:RB授業)」が開講されていることである。ブライダル、ホテル、旅行業界との連携による「ワールドラン」と、スポーツ団体との連携による「スポラス」は、本学国際経営学部ならではの「社会学力」を重視した講義である。

<教育学部>

教育学部では、大学の教育理念の 1 つである「社会学力」、及び教育学部の教育理念である「生きる力」を養うために、4 年間を通じて毎学年、小学校や幼稚園における現場での体験型の学びの機会を設けている。すなわち、1 年次に「学校ふれあい体験」、2 年次に「学校教育研修Ⅰ」、3 年次に「学校教育研修Ⅱ」「小学校教育実習」「幼稚園教育実習Ⅰ」、4 年次に「学校教育研修Ⅲ」「幼稚園教育実習Ⅱ」を配置し、卒業後速やかに社会に適合した力を発揮出来るよう在学中から小学校や幼稚園現場を体験するプログラムが特色の一つである。また初年次からアドバイザー制を導入し、各教員が担当する指導生を見守り、学修、生活の指導、支援を行っている。

種々の体験科目・実習科目を設けることにより奥深い知識や知恵の吸収と実践力・人間力の向上を図り、入学から卒業までのすべての年次で体験・実習することにより、誇りと情熱をもって誠実に教育その他の活動に取り組むことの出来る優れた資質・能力を備えた教育者・社会人の養成に努めている。

さらに放課後子ども教室への参加や近隣小中学校や地域のイベントでのボランティアなど課外活動を推奨し、児童生徒のみならず異世代の人々とも交流する機会を設けている。これらの取組みを通して、他者を理解するとともに自らも働きかける実践的な力を養い、教育理念である「社会学力」と「生きる力」を育てるべく企図している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 昭和 8 (1933) 年 8 月 岡野弘、さくによって東京本田立石（東京都葛飾区）に本田裁縫女塾設立
- 昭和 13 (1938) 年 11 月 同地に本田裁縫女学校設立
- 昭和 17 (1942) 年 11 月 東京都葛飾区お花茶屋に共栄女子商業学校設立
- 昭和 21 (1946) 年 5 月 財団法人共栄高等女学校に改組
- 昭和 22 (1947) 年 4 月 共栄学園中学校設立
- 昭和 23 (1948) 年 3 月 共栄学園高等学校設立
- 昭和 25 (1950) 年 12 月 学校法人共栄学園に改組
- 昭和 29 (1954) 年 7 月 附属共栄幼稚園設立
- 昭和 55 (1980) 年 4 月 春日部共栄高等学校設立
- 昭和 59 (1984) 年 2 月 共栄学園短期大学開学
- 昭和 60 (1985) 年 9 月 学校法人共栄学園理事長に岡野實が就任
- 平成 6 (1994) 年 4 月 共栄学園短期大学生活学科を住居学科、社会福祉学科（社会福祉学専攻・児童福祉学専攻）に改組
- 平成 12 (2000) 年 12 月 共栄大学開学。国際経営学部を設置し、初代学長に宮川隆泰が就任
- 平成 14 (2002) 年 10 月 共栄学園短期大学英語学科廃止
- 平成 15 (2003) 年 2 月 春日部共栄中学校設立
- 平成 18 (2006) 年 1 月 共栄大学第 2 代学長に淵本康方が就任
- 平成 19 (2007) 年 5 月 春日部市との間に「共栄大学との連携に関する協定書」を締結し、包括協定を結ぶ
- 平成 21 (2009) 年 1 月 共栄大学第 3 代学長に山田和利が就任
- 平成 21 (2009) 年 3 月 共栄学園短期大学住居学科を廃止
- 平成 23 (2011) 年 3 月 共栄学園短期大学を廃止
- 平成 23 (2011) 年 4 月 共栄大学に教育学部を新設
- 平成 27 (2015) 年 1 月 共栄大学第 4 代学長に加藤彰が就任
- 平成 27 (2015) 年 4 月 共栄大学に教育学専攻科を設置
- 平成 30 (2018) 年 4 月 学校法人共栄学園理事長に岡野貴樹が就任
- 令和 3 (2021) 年 4 月 共栄大学第 5 代学長に秋山高善が就任
- 令和 6 (2024) 年 4 月 共栄大学第 6 代学長に平林信隆が就任

2. 本学の現況

- ・ 大学名

共栄大学

- ・ 所在地

埼玉県春日部市内牧 4158

- ・ 学部構成

学部名	学科名
国際経営学部	国際経営学科
教育学部	教育学科

- ・ 学生数、教員数、職員数（令和6年5月1日）

学生数

学部名	学科名	学生数
国際経営学部	国際経営学科	879
教育学部	教育学科	495
教育学専攻科	教育学専攻	3
合計		1,377

専任教員数

	国際経営学部	教育学部	合計
教授	15	13	28
准教授	1	7	8
講師	6	3	9
助教	1	0	1
専任教員合計	23	23	46

専任職員数

	人数
男	24
女	12
合計	36

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は「社会学力」「至誠の精神」「気品の模範」という 3 つの教育理念にもとづき「深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広い教養と実践的能力の養成ならびに豊かな人間性を涵養し、もって有能な社会人を育成すること」と掲げられ、具体的に明文化されている。【資料 1-1-1】

<国際経営学部>

国際経営学部の教育目的は、「国際社会で活躍できる、経営感覚及び広い視野と柔軟な思考をもち、自分の考えを表現できる「社会学力」を兼ね備えた人材を育成する」ことであると「共栄大学学則」第 1 章第 2 節第 4 条に明文化されている。【資料 1-1-2】

<教育学部>

教育学部の教育目的は、「豊かな教養・市民性の涵養及び教師・社会人としての生きる力（「実践力」「教育力」「人間力」）を兼ね備えた教育者等の人材を養成する」ことであると「共栄大学学則」第 1 章第 2 節第 4 条に明文化されている。【資料 1-1-3】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は「共栄大学学則」第 1 章第 1 節第 1 条に簡潔に文章化されている。上記の教育目的は、本学公式サイト及び『修学ガイドブック』9 頁及び 28 頁に、平易な言葉でわかりやすく説明されている。【資料 1-1-1、4】

1-1-③ 個性・特色の明示

本法人では、創立者岡野弘・さくが掲げた「至誠一貫」を建学の礎とし、「知・徳・体が調和した全人的な人間を育成すること」を目的としている。本法人の目的に則り、本学では、豊かな人間性を備え、実社会に適応した実践的専門能力である「実学」を修めた有為の人材を育成することを基本方針としている。【資料 1-1-5、6】

それらに基づいた本学の教育理念「社会学力」「至誠の精神」「気品の模範」は、本学の

個性・特色でもあり、本学の使命・目的や各学部の教育・研究目的として明示され、実際の教育活動に反映されている。【資料 1-1-4】

<国際経営学部>

国際経営学部では令和 6（2024）年度のカリキュラム改定に伴い、AI・データサイエンスが学べる情報メディアコースを設け、社会のニーズに合わせたカリキュラム作りを行っている。【資料 1-1-7】

国際経営学部には民間企業出身の教員が少ないため、企業等の見学や第一線で活躍している企業人の講話など、学生が実社会と接する機会を増やすよう努力している。【資料 1-1-8、9】

国際経営学部の産学連携プログラムとして特別講義「リアルビジネス授業（通称：RB 授業）」が大きな特色の一つである。ブライダル、ホテル、旅行業界との連携によるワールドラン、スポーツ団体との連携によるスポラスは、本学国際経営学部ならではの社会学力を重視した講義である。【資料 1-1-10、11】

<教育学部>

教育学部では 4 年間を通じて、小学校や幼稚園における現場での体験型の学びの機会を設けている。1 年次に「学校ふれあい体験」、2 年次から 4 年次に「学校教育研修Ⅰ～Ⅲ」、3 年次に「小学校教育実習」「幼稚園教育実習Ⅰ」、4 年次に「幼稚園教育実習Ⅱ」を配置し、大学での学びと現場での学びの双方を通して、段階的に実践力、教育力、人間力を高めていけるようにしている。学外での体験・実習にあたっては、「社会学力」「至誠の精神」「気品の模範」に基づき、責任ある行動をとるよう指導している。【資料 1-1-12】

また、正課授業での学びに加え、社会性やコミュニケーション能力を育むため、地域の学校や放課後子ども教室等でのボランティア活動を推奨しており、学生への情報提供を行っている。【資料 1-1-13】

1-1-④ 変化への対応

使命・目的及び教育目的の見直しは行っていない。しかし社会情勢を注視しつつ、以下の策を遂行することにより、使命・目的及び教育目的の深化を図っている。

<国際経営学部>

特に令和 6（2024）年度カリキュラム改定においては、本格的なデータ活用社会の到来に対応できる人材育成を目的として、「AI・データサイエンス分野」について学習できる「情報メディアコース」を開設した。また他コース（ビジネスリーダー、観光ビジネス、スポーツ・健康ビジネス）においても、人口構造や環境の変化、SDGs など、社会の変化やニーズに対応してカリキュラムの見直しを行い、「実社会が求める社会学力」を備えた人材の育成を図っている。【資料 1-1-7】

<教育学部>

小学校教諭、幼稚園教諭の育成を主たる目的とする学部として、多様化する教育課題へ

の対応を図っている。例えば、ICTを活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」を実践する力を養うため、埼玉県教育委員会や近隣自治体の教育委員会から現役教員や指導主事を講師に招き、学校現場でのICT利活用を学ぶ機会を設けている。【資料1-1-14】

また、放課後デイサービスや子どもの貧困問題に取り組む団体等から特別講師を招き、特別の支援を必要とする子どもたちへの対応について学んでいる。【資料1-1-15】

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的の根幹をなす3つの教育理念「社会学力」「至誠の精神」「気品の模範」を維持しながら、社会情勢の変化やいわゆる「Z世代」の大学生に対応した新たな教育理念として、教育学部のICT利活用で実践された個々の学生の価値観・興味や学習スタイルに合わせた「個別最適な学び」、国際経営学部で開設された情報メディアコースでの本格的なデータ活用社会の到来に対応するための「情報メディアリテラシー」、感情のコントロールや他者との協働・目標を達成するための「社会情緒的能力」、グローバルな視野を持ち、異なる文化や価値観を理解し尊重する「グローバルマインドセット」などを調和させて、本学の使命・目的及び教育目的を再定義できるかについて検討していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学則をはじめとする教務関連諸規程の制定又は改正、教務に関する重要事項は次の委員会・協議会等において審議・決定される。すなわち、使命・目的、教育目的などの策定に当たっては役員・教職員が関与・参画するとともにその決定事項は広く学内に周知されている。【資料1-2-1】

(1) 全学運営議会

(2) 両学部の運営委員会

(3) 両学部の教務委員会

(4) 両学部の教授会

(5) 理事会

1-2-② 学内外への周知

「使命・目的及び教育目的」については以下に掲載し、周知に努めている。

1. 「共栄大学学則」【資料1-2-2】

2. 本学公式サイト【資料 1-2-3】
3. 『修学ガイドブック』（新入生全員に配布）【資料 1-2-4】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和元（2019）年度作成の中期事業計画においては、建学の礎である「至誠一貫」を経営の根幹に置き、教育理念である「社会学力」「至誠の精神」「気品の模範」を体現することのできる学生を育成することをミッションとし、5 か年にわたる具体的な事業計画を作成している。【資料 1-2-5】

なお、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度の中期事業計画は策定中であり、令和 6(2024)年 6 月 18 日の全学運営協議会で第一次版の検討が行われた。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的を 3 つの方針に反映している。

<国際経営学部>

本学部は、大学の使命・目的及び教育目的に則り、経営学を基礎として知・徳・体が調和した全人的な人間を育成することを目指しており、以下のように 3 つのポリシーを定めている。【資料 1-2-6、7】

(i) ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）

124 単位以上の単位取得及び共栄大学学則に定める履修条件を満たした上で、以下の能力を身につけた学生に学位を授与することとしている。

1. 幅広い見識を持ち、多様性を理解し、課題発見・解決するために考え抜くことができるとともにさまざまな人とのコミュニケーションを通して自分の考えを的確に表現できること。
2. 経営に関する知識や態度をもってすべてのことに誠実にあたることができること。
3. 文化的背景を異にする人々と協働し、国際社会の中において活躍できること。

(ii) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）

本学部は、卒業の認定に関する方針に掲げる能力を備えた人材を育成するために、諸分野にわたる教養と自己開発能力の養成を目指す「基礎資質開発科目」及び実践的専門能力の養成を目指す「専門能力養成科目」の 2 つの科目群を設け、それらの科目については、次の方針に基づき体系的な教育課程を編成及び実施している。

1. 初年次教育を実施するとともに教養教育、語学・コミュニケーション、キャリア教育等とおして、幅広い見識や多様性を理解し、課題発見・解決する能力を身につける。また、文化的背景を異にする人々とコミュニケーションし、自分の考えを表現できる能力を身につける。
2. 経営学を中心とした専門能力に関する基礎的な学修をした上で、応用的な専門能力を身につける。
3. 上記のようなカリキュラムの有効性を高めるため、課題解決型授業やフィールドワー

クなどの現場を体験できる授業を展開し（現場主義）、国際社会で求められる実践的な能力を身につける。

4. 実施方法については、学習効果を高めるため、ゼミナールをはじめとする少人数教育を推進するとともに、アクティブラーニングをはじめとする学生の自立的な学修を支援する手法を活用した授業を展開する。また、卒業の認定に関する方針のうちどの能力が養えるのかについて科目ごとにシラバスに明記する。
5. 評価方法については、すべての授業科目のシラバスに、評価方法を具体的に明記する。

(iii) アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

本学部で養成したい人物像を、「国際社会で活躍できる、経営感覚及び広い視野・柔軟な思考をもち、自分の考えを表現できる『社会学力』を兼ね備えた人材」とし、次の方針により入学者の受入れを行っている。

1. 将来国内外において社会に貢献したいという高い志と情熱をもつ人
2. 経営学を自ら学ぼうとする意欲をもつ人
3. 誠実な態度で他と接することができる人

<教育学部>

本学部は、大学の目的及びこれを具体化した教育理念に基づき、豊かな教養・市民性の涵養と、教師・社会人としての「生きる力」（実践力・教育力・人間力）の育成を目指しており、以下のように3つのポリシーを定めている。【資料1-2-8、9】

(i) ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）

124単位以上の単位取得及び学則に定める履修条件を満たしたうえで、以下のような力を身につけた学生に学位を授与することとしている。

1. 豊かな教養と市民性を有し、広い視野と柔軟な思考のもとに誠実な態度で事に当たること。
2. 教育への情熱と学び続ける向上心があり、教育的な活動・実践に取り組む力があること。
3. 他と協働しつつ地域社会の一員として適切に行動すること。
4. 教育への使命感・倫理観のもとに、専門的知識を適切に活用する力があること。

(ii) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）

本学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材を育成するために、「教養科目」「専門科目」から成るカリキュラムを設置し、次の方針に基づき、体系的な教育課程を編成及び実施している。

1. 「教養科目」を学修することによって、豊かな教養と市民性を涵養し、柔軟な思考と誠実な態度を修得するとともに、社会で生きるための基礎的な力を身につける。
2. 「専門基礎科目」を学修することによって、初年次教育やキャリア教育をとおして社会の多様性を理解するとともに、課題を発見し解決する力を身につける。また、子どもの心身の成長を支える専門的知識を修得するとともに、他と協働する力を身につける。

る。

3. 「専門発展科目」を学修することによって、教育への情熱と学びへの向上心を修得するとともに、教育的な活動・実践に取り組む力を身につける。
4. 実施方法については、学習効果を高めるため、演習ゼミナールを基幹とする少人数教育を設けるとともに、アクティブラーニングなど学生の自立的な学修を支援する手法を活用した授業を展開する。また、ディプロマ・ポリシーのうちどの能力が養えるのかについて科目ごとにシラバスに明記する。
5. 評価方法については、すべての授業科目のシラバスに、評価方法を具体的に明記する。

(iii) アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

養成したい人物像を「豊かな教養・市民性の涵養と、教師・社会人としての『生きる力』（実践力・教育力・人間力）を兼ね備えた人材」とし、次の方針により入学者の受入れを行っている。

1. 教育分野において社会に貢献したいという高い志と情熱をもつ人
2. 教育学を自ら学ぼうとする意欲のある人
3. 子どもとふれあうことはもちろん、保護者や地域の人々と協働することに意欲のある人
4. 誠実な態度で他と接することができる人

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、以下のとおり教育研究組織を設置し、それぞれの専門領域等に応じた教育研究活動が行われている。【資料 1-2-10】

図表 1-2-1 教育・研究組織図

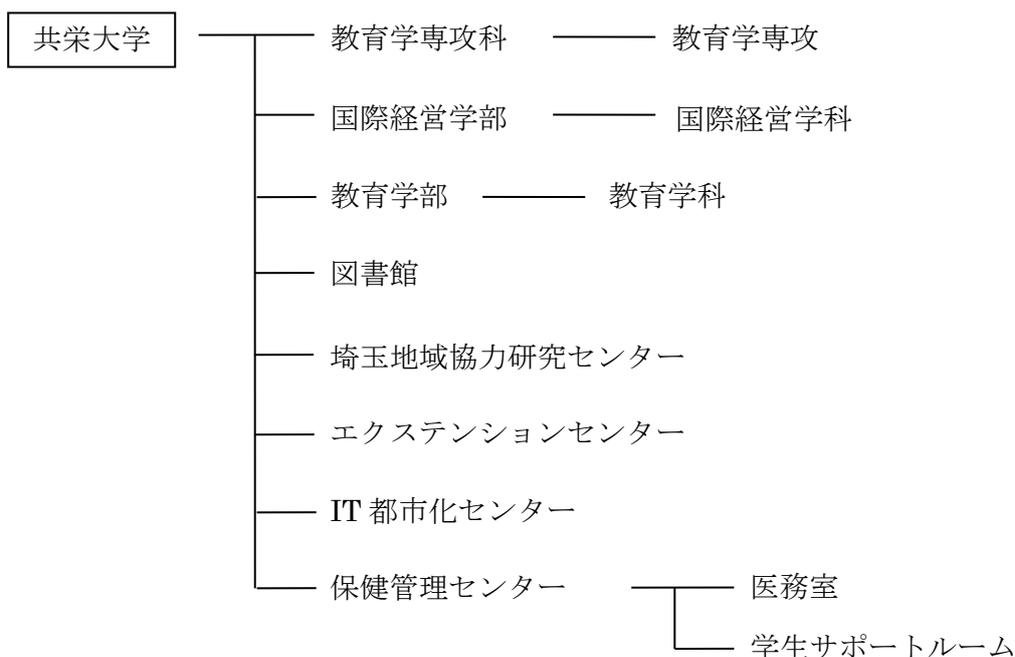


表 1-2-1 図書館及び学内教育研究機関の目的

名 称	目 的
図書館	本学に所属する図書館資料を管理・運用し、主として本学の教職員及び学生の利用に供する。
埼玉地域協力研究センター	本学における研究活動を基礎として、広く地域との連携・協力関係を構築し、地域社会の発展に貢献する。
エクステンションセンター	資格取得講座を企画・実施し、学生の資格取得等を支援する。
IT 都市化センター	IT 教育（数理・データサイエンス・AI に関する教育プログラムを含む）を通じて地域社会に貢献する。
保健管理センター	本学の学生・教職員の健康保持及び保健管理の充実向上を目的としている。

また本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、教授会のほか大学全体の意思決定組織として全学運営協議会を設置し、諸事項を審議している。

両学部には別添資料のとおり各種委員会を設置し、教学等の事項を審議している。【資料 1-2-11、12】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的を、すでに共有している全学生・教職員に加えて、指定強化部の監督・コーチやアカデミーの外部講師などを含む全大学構成員に対して、ごく当たり前のことと考えるようになるまで浸透させ、大学の組織風土を醸成する。特に「至誠の精神」は学修者本位の大学教育実現の観点からも、全大学構成員が学生の持つ多様な価値観を受容し、本学の特徴でもある面倒見の良い支援をするうえで不可欠であり、ワークショップや研修プログラムを設け、構成員の「至誠の精神を伴う多様な価値観の受容」への意識を高める。さらに、授業、指定強化部、アカデミー、留学支援、教職支援、就職支援などにおいて、個々の学生が成長できるように、「至誠の精神を伴う多様な価値観の受容」をして、支援体制やコース・カリキュラムを強化する。地域連携においても、ステークホルダーのニーズに対し「至誠の精神」を持って応え、信頼関係を構築し、地域社会の中で価値を創造し続ける大学を目指す。

【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、「建学の精神」「基本理念」に則り、簡潔かつ明瞭に明文化されるとともに公表されている。

本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法、学校教育法、大学設置基準等の法令に適合している。また各学部において特色あるものとなっており、社会情勢などに応じて見直しが行われる体制が整備されている。

本学の使命・目的及び教育目的は、全教職員に共有されており、中長期計画にも反映されている。さらに 3 つのポリシーにも反映されており、これを実現するために必要な教育

研究組織も整備されている。

以上のように、本学は使命・目的及び教育目的について適正に実施しており、「基準 1. 使命・目的等」を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

共栄大学の教育目的は、建学の精神、教育理念に基づき、国際経営学部・教育学部それぞれにおいて共栄大学学則第 4 条に明記し、その教育目的を達成するため、学部ごとにアドミッション・ポリシーを定めている。これについては、各年度の入試要項に掲載するとともに、本学公式サイトで公表し、受験生、保護者、高等学校教員等に幅広く周知している。【資料 2-1-1~3】

< 国際経営学部 >

国際経営学部では、「国際社会で活躍できる、経営感覚及び広い視野・柔軟な思考をもち、自分の考えを表現できる『社会学力』を兼ね備えた人材を養成する」ことを目的として、①将来国内外において社会に貢献したいという高い志と情熱をもつ人、②経営学を自ら学ぼうとする意欲をもつ人、③誠実な態度で他と接することができる人、以上を入学させることとしている。【資料 2-1-4】

< 教育学部 >

教育学部では、「豊かな教養・市民性の涵養と、教師・社会人としての“生きる力（実践力・教育力・人間力）”を兼ね備えた教育者等の人材を養成する」ことを目的として、①教育分野において社会に貢献したいという高い志と情熱をもつ人、②教育学を自ら学ぼうとする意欲のある人、③子どもとふれあうことはもちろん、保護者や地域の人々と協働することに意欲のある人、④誠実な態度で他と接することができる人、以上を入学させることとしている。【資料 2-1-5】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学生募集方法、入学者選抜方法、入試日程、入試科目、入学者選考については、「共栄大学入学試験委員会規程」に基づき、各学部、専攻科において学長を委員長とし、教員及び学務部入試担当職員で構成される入学試験委員会にて原案を作成し、教授会にて審議され、厳正に決定されている。【資料 2-1-6】

入学試験は、上述のアドミッション・ポリシーに基づき、以下の制度により実施されている。【資料 2-1-2】

1. 一般選抜（A、B、C、D 日程）

英語、国語総合と、選択科目（日本史 B、世界史 B、数学 1・A）から 1 科目を受験し、3 科目中高得点の 2 科目により合否判定を行い、本学での学修における基礎学力を有する学生を受け入れる。また基準点を満たした学生には特待制度を適用する。

2. 学校推薦型選抜（指定校型、併設校型、公募型）

（i）指定校型、併設校型

出身高等学校の評定平均値が 3.0 以上、欠席日数が 20 日以内で、本学を専願（春日部共栄高等学校のみ併願を可とする）とし、出身学校長から推薦された生徒について、調査書・面接（グループ）・基礎学力チェックテストから総合的に判定を行い、主体性を持って多様な人々と共同して学ぶ態度を持つと認められる学生を受け入れる。

（ii）公募型

出身高等学校の評定平均値が 3.0 以上、欠席日数が 20 日以内で、本学を専願とし、出身学校長から推薦された生徒について、調査書・面接（個別）・小論文から総合的に判定を行い、主体性を持って多様な人々と共同して学ぶ態度を持つと認められる学生を受け入れる。

3. 総合型選抜

オープンキャンパスに参加しアドミッション・ポリシーを十分に理解したうえで、本学を専願とし、合格した場合には確実に入学手続きが行える生徒について、調査書・エントリーシート・面接（個別）・プレゼンテーションから総合的に判定を行い、主体性を持って多様な人々と共同して学ぶ態度を持つと認められる学生を受け入れる。

4. 総合型選抜（スポーツ）（国際経営学部のみ）

本学指定強化部種目（野球、男子サッカー、女子バスケットボール）において、高等学校等で優れた成績を修め、所属チームの監督から推薦され、本学指定強化部が定める出願要件を満たした生徒について、調査書・面接（グループ）・基礎学力チェックテストから総合的に判定を行い、主体性を持って多様な人々と共同して学ぶ態度を持つと認められる学生を受け入れる。

5. 外国人留学生推薦入試（国際経営学部のみ）

日本語教育機関等の出席率が 90%以上であり、日本留学試験の日本語の得点が 200 点相当又は、日本語能力試験の N3 合格レベル相当で、日本語教育機関長に推薦された生徒について、筆記試験（日本語）・面接（グループ）から総合的に判定を行い、主体性を持って多様な人々と共同して学ぶ態度を持つと認められる学生を受け入れる。

6. 外国人留学生一般入試（国際経営学部のみ）

日本語教育機関等の出席率が 90%以上であり、日本留学試験の日本語の得点が 200 点相当又は、日本語能力試験の N3 合格レベル相当の生徒について、筆記試験（日本語）・面接（グループ）から総合的に判定を行い、主体性を持って多様な人々と共同して学ぶ

態度を持つと認められる学生を受け入れる。

7. 社会人入試（国際経営学部のみ）

職業経験、家事等の社会経験を有し、入学年度4月1日において満23歳以上の者について、面接（個別）・小論文から総合的に判定を行い、主体性を持って多様な人々と共同して学ぶ態度を持つと認められる学生を受け入れる。

本学では、筆記試験の問題については、学務部入試担当が作問担当者との調整を行い、原則として本学教員が作成することとなっている。なお一部、本学教員ではない者が作問する場合には、学務部入試担当が作問担当者と適切に連絡をとり、問題作成について本学のアドミッション・ポリシーに沿った出題になるよう依頼している。筆記試験以外の問題についても原則として本学教員が作問者となっている。【資料2-1-7】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

各学部の過去5年間の入学定員、志願者数、合格者数、入学者数、定員充足率の推移は表2-1-1のとおりである。過去5年間の入学定員充足率の平均は1.09倍である。なお、過去2年間平均では1.10倍を維持している。

表 2-1-1 過去5年分の入試データ

学部	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	5年間平均充足率
国際経営	入学定員	200	200	200	200	200	1.17
	志願者数	493	419	508	433	392	
	合格者数	260	264	328	309	300	
	入学者数	236	223	243	239	224	
	充足率	1.18	1.12	1.22	1.20	1.12	
教育	入学定員	130	130	130	130	130	0.99
	志願者数	628	368	383	434	404	
	合格者数	289	238	305	330	275	
	入学者数	138	134	107	128	134	
	充足率	1.06	1.03	0.82	0.98	1.03	
合計	入学定員	330	330	330	330	330	1.09
	志願者数	1,121	787	891	867	796	
	合格者数	549	502	633	639	575	
	入学者数	374	357	350	367	358	
	充足率	1.13	1.08	1.06	1.11	1.08	

国際経営学部は近年、安定的に入学定員を上回る学生の受入れ数を維持している。要因としては、学校推薦型選抜・総合型選抜・一般選抜合計で 110 人、総合型選抜（スポーツ）で 70 人、留学生入試で 20 人と、入試種別ごとに目標受入れ数と広報戦略を明確にし、募集活動が実行できていることが大きく影響していると考えられる。また国際経営学部の募集においては、本学近隣の重点高等学校から学校推薦型選抜（指定校型）で受入れる方針を明確に打ち出しており、その結果、これらの高等学校から継続的に学生を受入れることが可能となっている。総合型選抜（スポーツ）においては、近年、各指定強化部の競技成績が著しく向上していることも影響し、目標数以上の入学者を受入れており、安定した充足率を維持する要因となっている。【資料 2-1-8】

教育学部では、令和 5（2023）年度が 128 人となり、2 年連続で 130 人の入学定員を下回っていたが、令和 6（2024）年度は 134 人を確保することができた。令和 4（2022）年度まで、教育学部は 1 月から 3 月まで行われる一般選抜入試での入学確保に重点を置いてきたが、「拡大する年内入試」といった入試環境の変化に対応して、令和 5(2023)年度からは学校推薦型選抜と総合型選抜を中心とした「年内入試」において多くの入学者を確保する方針に転換した。またこれに伴い指定校と推薦基準の見直しも行い、各高等学校への周知と浸透を行ったことが、定員充足率の回復につながった。【資料 2-1-9】

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 6（2024）年度は、教育学部が 3 年ぶりに入学定員を確保したことにより、両学部での定員確保を実現しているが、これを維持することが最重要課題である。

特に教育学部においては「高い教員採用試験合格率」と「充実した現場実習」を特色としてきたが、「全国的な教員採用試験の低倍率化」と「他大学の教員採用試験合格率の向上と現場実習プログラムの充実」により、他大学との差別化が難しくなっていることから、新たな本学独自の特色を生み出して訴求していくことが重要である。

国際経営学部においても、他大学との差別化を生み出している「充実した現場体験」「リアルビジネス」といった特色を陳腐化させないためにも、より社会の変化とニーズに対応したプログラムへの進化を高頻度に発信することが必要である。

本学はオープンキャンパス参加から入学へつながるケースが非常に多いことから、オープンキャンパスの来場者を増加させることが、安定的な受入れ数の確保に必須である。よって本学をオープンキャンパスの参加校として選んでもらえるように、従来の広報物や本学公式サイト上での情報提供に加え、特に積極的な SNS の活用により通常の広報では感じることはできない本学の魅力をリアルタイムで発信し本学の認知度を向上させることで、オープンキャンパスへの来校へ繋げていきたい。本学はこれまで SNS による情報発信に関しては、量質ともに他大学から遅れをとっていることが否めない。これを解決するために、令和 6（2024）年度から専門コンサルタントとの契約を行い、より効果的な発信を実現していくこととした。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、教員と学務部教務担当、学生支援部学生担当、学務部入試担当職員の教職協働による学生の学修支援に係る方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

<大学全体>

1. 各種委員会

本学においては、委員会等は教員と職員がメンバーとなっており、教職協働体制が構築されている。【資料 2-2-1】

2. 新入生に対する支援

新入生に対し、学年冒頭から円滑な学修に入れるようさまざまなプログラムを用意している。

3. 入学前教育プログラム(1月)

入試委員会と学務部入試担当により、学校推薦型選抜及び総合型選抜の合格者を対象に、入学までの準備や心構えに関する講習や学部教員による学習指導面談等を行っている。【資料 2-2-2、3】

4. 基礎学力テスト、クラス分けのための調査(3月)

合格者には基礎学力向上のための e-Learning「共栄(ともえ)ドリル」を課しており、3月に教務委員会と学務部教務担当によりドリルに基づいた「基礎学力チェックテスト」を実施している。また、英語やコンピュータリテラシーの授業において適正なクラスに配当するための基礎調査を実施している。【資料 2-2-4】

5. 先輩学生による新入生支援プログラム

国際経営学部では、基礎学力テストで新入生が集まる機会を利用し、学生生活を円滑にスタートさせるための新入生同士の間関係づくりを目的としたレクリエーションを実施している。学部教員による指導のもと、在校生がプログラムの企画や当日の運営を担っている。教育学部では、在校生が学部教員とともに「新入生歓迎オリエンテーション」を実施し、アドバイザー教員との交流、図書館案内、キャンパス案内を実施している。【資料 2-2-5、6】

6. アドバイザー制度

国際経営学部では1年次から2年次前期にかけて「基礎ゼミナール」担当の教員がアドバイザーとして、それぞれの担当クラスの学生に対し、学修の支援や生活面での相談等に応じている。2年次後期以降は、ゼミナール担当教員が所属学生のサポートにあっている。教育学部では1・2年次はおよそ6～8人の学生に対し専任教員1人がアドバイザーとなり、学修の支援や生活面での相談等に応じている。3年次以降は専門演習の担当教員に引き継がれている。【資料2-2-7、8】

7. 出席管理システム

各授業冒頭において学生証とカードリーダーを用いて出席をとり、Web上で一元管理している。授業科目担当教員は当該科目の学生の出席状況の確認ができ、ゼミナール担当教員・アドバイザーはゼミ生・アドバイザーの履修登録全科目の出席状況を確認できる。このシステムは、教員の出席管理の労を減らす側面をもつと同時に、的確なタイミングでの学生指導を可能にしている。

システムは学務部教務担当が管理し、各教員の学生に対する学修支援に用いるほか、教務委員会や学生サポートルーム等を通して、問題を抱える学生へのアドバイザー・ゼミ教員等による個別支援にも用いられる。【資料2-2-9】

8. 「学修指導に関する規定」に基づく支援

従来、成績不振や出席不良の学生に対しては、学生支援部学生担当の主導により、専任教員が個人面談や三者面談を実施し、支援にあたってきた。令和4（2022）年度には「学修指導に関する規程」を策定し、対象者や支援内容等を明確にした上で、全学的に成績不振等で支援が必要な学生に対して学修指導を行うこととしている。

【資料2-2-10】

<国際経営学部>

1. 教授会における支援

教授会において、学生の学修状況等について、情報の共有化が図られている。学内外で優秀な成績を修めた学生については、各担当教員が報告し、教職員で情報を共有している。また1・2年次の出席不良学生との面談状況を報告し、学生支援に活用している。

【資料2-2-11】

2. 1～4年次の各ゼミナールの活用

1年次対象の「基礎ゼミナール」、2年次対象の「専門ゼミナール入門」では、定期的に学生の面談を行っている。3～4年次の「専門ゼミナール」においても、必要に応じて随時、面談を実施している。また各ゼミでは、基本的に2年次生全員参加の「プレゼンテーション大会」、任意参加の「英語スピーチコンテスト」、「ビジネスコンテスト」等の学外の各種学生コンテストへの積極的参加を促し、各ゼミによる支援体制を採っている。

【資料2-2-12】

これらのゼミナールの運営については、募集等をはじめプレゼンテーション大会や英

語スピーチコンテスト等においても教職協働で実施している。

3. 留学生支援

留学生についても、留学生担当教員と学生支援部学生担当が協働し、授業はもちろん大学生活、奨学金、進学相談まで、留学生の支援を行っている。【資料 2-2-13】
新型コロナウイルスの感染症の影響で令和 2（2020）年度から中止していた新入生歓迎会を、令和 6（2024）年度に再開し、学生同士や教職員との交流の場としている。

【資料 2-2-14】

留学生担当教員と学生支援部学生担当が協働し、春日部市の「外国人による日本語スピーチ発表会」（令和 5（2023）年度においては令和 6（2024）年 1 月 28 日に開催）への参加を支援している。

4. 学内アカデミー

課外授業となる 4 つの「学内アカデミー」（エアライン・ホテルアカデミー、グローバルアカデミー、警察官・消防官アカデミー、会計アカデミー）が実施されており、それぞれに担当の専任教員を配置している。学内に専用の部屋を用意し、学生同士、切磋琢磨学修し、教員の指導が受けられる体制を整えている。【資料 2-2-15、16】

<教育学部>

1. 教育学部事務室における学修・授業支援

教育学部事務室では、教員免許状取得のために必要な学外実習科目である介護等体験、教育実習等への学生からの申込・登録を取りまとめ、社会福祉協議会、各教育委員会、幼稚園、小学校との調整を行っている。また、実習後の成績評価、出勤簿、証明書等の管理・保管等も行っている。さらに、2 年次以降は毎年進路調査を実施し、ゼミ担当教員、教員採用試験対策担当者、学生支援部就職担当と協働で支援している。

2. 教育学部ラーニング・ラボにおける学修・授業支援

教育学部ラーニング・ラボは運営規程に基づき、学生の教職に関わる相談に対応するため、専任教員をはじめラーニング・ラボ指導員（公立小・中学校校長経験者）と本学専攻科生を配置するとともに、下記 1~4 の内容を実施している。【資料 2-2-17~19】

(i) ラーニング・ラボの全体運営

ラーニング・ラボ運営委員会を設置し、教職部会・専攻科運営専門委員会等との連携、スタッフの勤務態様等の所掌事務、各分野の業務の掌握、学生対応、年間計画の策定、ラボ担当教員のスケジュール管理を行っている。

(ii) 地域活動関係業務

近隣の小・中学校、自治体等からのボランティア派遣依頼に対応し、学生への情報提供や参加者取りまとめ、依頼元の小・中学校や教育委員会等との連絡調整を行っている。

(iii) 教職アカデミー関係業務

教職部会と連携し、教職アカデミーの運営や受講生の支援等を行っている。

(iv) キャリア関係科目支援業務

キャリア専門委員会やキャリア関係科目担当教員と連携し、「キャリア開発基礎」「キャリア開発発展」「キャリア開発応用」「キャリア開発実践」の授業支援を行っている。

3. 中学校・高等学校教諭免許状と特別支援学校教諭免許状の取得支援

本学の教職課程では取得できない中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭の免許状取得のため、聖徳大学及び星槎大学と協定を結び、学生の科目等履修を可能にしている。学生の履修指導にあたっては、双方の大学の事務局が連携して対応している。また、教務部長を始め本学教員が学修や教育実習に関する相談に応じている。

【資料 2-2-20~22】

以上のように、本学では教職協働による学習支援の整備が図られている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

<障害のある学生への学修支援>

障害のある学生への支援について、本人や保護者からの希望に基づき、保健管理センターにおいて面談を実施して、保健管理センター所属の教員、学務部教務担当や学生支援部学生担当・就職担当など関係する部門とも連携して、支援案を策定し全学運営協議会が審議する体制をとっている。具体的な学修支援としては、授業や定期試験等での座席指定、筆記試験の別室受験、車いすの学生にはよりアクセスしやすい教室への変更、対面授業の一部オンライン対応などを行っている。

令和 6 (2024) 年度からは合理的配慮の義務化への対応として、障害学生支援を専門としたバリアフリーサポートルームを立ち上げ、支援員を配置した。また合理的配慮の手順を明確にするため「障害のある学生のためのガイドラインについて」を作成し、合理的配慮を希望する学生に対しては、バリアフリーサポートルームが起点となり、ガイドラインの内容に基づいた面談を実施し、障害のあるすべての学生が充実した学びと成長の機会を享受できるよう、包括的なサポートと教育環境の提供をしている。

【資料 2-2-23、24】

また学内では FD・SD 研修会 (令和 5 (2023) 年 2 月 28 日及び令和 5 (2023) 年 11 月 28 日に開催) を通して教職員の意識向上を図っている。【資料 2-2-25、26】

<オフィスアワー>

学修支援の一環として全学でオフィスアワーを実施し、新入生に配付する『修学ガイドブック』において、制度のねらい等を周知している。オフィスアワーの実施時間帯について

では、教員を対象にアンケートを実施して学務部教務担当で取りまとめ、学期ごとに学生向け掲示板に一覧表を掲示している。【資料 2-2-27、28】

<音楽実技のサポートスタッフ配置>

教育学部では、小学校教諭や幼稚園教諭を目指す学生向けに「初等音楽Ⅰ」「初等音楽Ⅱ」「幼児と表現Ⅰ」でピアノや弾き歌いの実技指導を行っている。大学入学後にピアノを始める初心者が多いため、非常勤職員により、ピアノの個人レッスンを実施している。また、幼稚園教諭の経験がある職員により、幼稚園教育実習や保育士試験に向けたピアノ指導を行っている。【資料 2-2-29】

なお、本学は大学院を設置していないため TA の確保が困難であり、授業での TA の配置は行っていない。

<中途退学、休学及び留年への対応策>

1. 大学全体

成績不振学生はその後の中途退学につながる可能性が高いため、「学修指導に関する規程」に基づき、年 2 回、学生と指導教員との面談、又は保護者を加えた三者面談を行っている。面談の対象には留年が確定した学生も含まれ、今後の学修に関する相談に応じている。面談の実施においては学生支援部学生担当の職員が対象学生の確認や日程調整等を行っている。【資料 2-2-30】

令和 4 (2022) 年度には、教務担当職員が退学や除籍などの実態及び原因分析を行い、学部別のミニ FD・SD 研修会において報告と意見交換を行った。この研修をきっかけに、今後の退学予防策の参考とするため、退学願では把握しきれない退学の理由や大学側にどのような支援が求められていたか等を退学者に聞くアンケート調査を実施している。

【資料 2-2-31~33】

また、担当教員は退学希望者と面談し、結果の共有を教授会で行っていたが、口頭報告のみだったことから、「面談シート」により記録を残すこととした。【資料 2-2-34】

休学希望者に対してもアドバイザー教員やゼミナール担当教員による面談を実施している。また、経済的理由により休学や退学を選択する学生がいることから、学費の延納・分納制度を設けたり、各種奨学金の情報提供をしたりし、総務部経理担当や学生支援部学生担当の職員が学生からの相談に応じている。【資料 2-2-35】

2. 国際経営学部

中途退学者等の対策として、出席管理システムを利用してゼミナール担当教員が学生の出席状況を定期的に確認し、出席状況が思わしくない学生に対しては教員から連絡を取り、その結果及び今後の指導対策について教授会で報告している。報告の取りまとめはゼミナール専門委員長が担当している。【資料 2-2-36】

3. 教育学部

成績不振学生に限らず、全学生を対象としたアドバイザー教員との面談を定期的に実施している。面談の実施は教授会において学部長や学生厚生委員長が周知している。

【資料 2-2-37】

面談の結果は、ポータルサイトの「指導記録」に入力し、次年度の担当教員に引き継いでいる【資料 2-2-38】。

新入生に対する退学防止策の一環として、入学直後のオリエンテーションで上級生が履修のサポートやレクリエーションを企画運営し、大学生活の理解や仲間作りを手伝う企画を実施している。【資料 2-2-39】

5 月には学生有志による「球技祭実行委員会」が「教育学部新入生歓迎球技祭」を企画運営している。【資料 2-2-40】

<学修及び授業支援に対する学生の意見を反映させた体制の改善>

学生支援部学生担当が「卒業予定者アンケート」（4 年次生対象）を実施し、学生の意見を汲み上げる体制を整備している。学生会が実施した学生アンケート結果の報告を受け、適宜対応している。【資料 2-2-42、43】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育学部では「ラーニング・ラボ」が学修支援の場となっており、障害のある学生にはバリアフリーサポートルームが支援にあたっているが、全学生を対象とした学修支援センターは設置されておらず、教員個々の細やかな指導に頼っている状況である。学生が気軽に学修面での相談ができる場の検討を行う。

成績不振や出席不良は、その後の退学につながっていく可能性があることから、本学の強みである「教員と学生の距離の近さ」を発揮し、アドバイザーやゼミナール担当教員を中心とした教職員からの学生への声がけを続けていく。

合理的配慮の対象者や止むを得ず欠席した学生の学修機会を確保するため、現在でも必要に応じて授業の録画やオンライン配信を行っている。教員が教室に持ち込んだパソコン等で対応しており、今後は録画や同時配信に適した教室設備の整備が求められる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

<教育課程内の支援体制>

1. 国際経営学部

国際経営学部では、教育課程内において、キャリア教育関連科目を初年次から 3 年次まで段階的に配置している。これらの科目は、職場における人々の心理や行動等に関する最新情報や、組織と個人の関係理解等から職業観を醸成し、履修者の職業レディネス

を養成することを目的としている。キャリア教育関連科目のキャリア科目の概要及び令和 5（2023）年度の履修者数は、表 2-3-1 のとおりである。

表 2-3-1 国際経営学部キャリア科目一覧

配置	科目名	概要	履修者数
1 年次後期（必修）	キャリアプランニングⅠ	現在の社会情勢や雇用に関する基礎的な知識を実例などから学び、自らのキャリアイメージを形成する。	241 人
2 年次前期（必修）	キャリアプランニングⅡ	職業の多様性や仕事のやりがいの個性を具体的事例から学び、自分の職業観や適性に対する理解を深める。	233 人
2 年次後期（必修）	キャリアプランニングⅢ	企業・職種研究の視点を理解し、働く場としての企業を分析する力を養う。就労観を見直し、進路の選択肢を考える。	233 人
3 年次前期	キャリアデザインⅠ	社会学力をさらに育成するため、自己理解や業界・企業研究をすることで、社会で求められるニーズを自ら考える。	234 人
3 年次後期	キャリアデザインⅡ	社会学力をさらに育成するため、自己理解や業界・企業研究をすることで、社会で求められるニーズを自ら考える。	206 人
3 年次後期（2 月）	キャリアデザインⅢ	社会学力をさらに育成するため、自己理解や業界・企業研究をすることで、社会で求められるニーズを自ら考える。	199 人
2・3 年次	国内インターンシップ	他の授業科目で修得した知識・技能を、職場での実体験を通して、より深く理解することにより、しっかりとした職業観、労働観を培い、将来の職業について選択能力を高める。	開講せず

平成 29（2017）年度のカリキュラム改定において、「キャリア教育」を一つの柱とした体系的な教育課程を構築し、3 年次までの就職活動準備期間のキャリア支援が強化された。授業担当には、企業における人材マネジメントの経験と知識を有する教員、国家資格キャリアコンサルタントを有する教員等を配置している。この方針は令和 2（2020）年度及び令和 6（2024）年度のカリキュラム改定でも引き継がれている。

3 年次「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」は、特に重要なプログラムとして位置づけている。3 年次 4 月から就職活動が本格化するまでの 11 ヶ月間を 1 つのプログラムとして捉え、授業担当教員と就職担当職員が週 1 回の会議を開催し、社会情勢、就職環境、早期化する就職活動、学生の現況等を踏まえながら、計画・実施・改善を図っている。

この他年間を通して、業界・企業研究、企業人講演、マナー講座、自己分析講座、エントリーシートの書き方講座、内定者報告会、卒業生講演、グループディスカッション講座、模擬面接演習などのプログラムを開催し、学生の自己理解と社会のニーズに応じた適性の理解、インターンシップと就職活動に対するレディネスを深化させる取組みを行っている。さらに本科目は、他学部履修制度により教育学部生も履修が可能であり、小学校・幼稚園教員から進路希望変更を行っている学生に対する支援体制としても機能している。【資料 2-3-1】

3 年次後期「キャリアデザインⅡ」の特別プログラムとして、希望者を対象に「共栄就活塾」を開講し、特に学習意欲の高い学生の能力向上を図っている。学外会場での 2 日間の集中プログラムでは、採用における評価のポイント理解、エントリーシート対策（自己 PR・ガクチカ・志望動機等）、業界・企業研究、グループディスカッション対策、面接対策などを行っている。また教職員による事前事後面談及びフィードバック、オンライングループディスカッション特別講座を行うことで、学習内容の定着を図っている。【資料 2-3-2、3】

「国内インターンシップ」では従来、大学提携先での 2~4 週間の実務体験及び事前・事後指導を行ってきた。しかし、3 省合意の改正などインターンシップ等の学生のキャリア形成支援に掛かる社会全体としての取組みが大きく変化する状況から、大学の授業科目としての「インターンシップ」の在り方を見直す必要が生じている。そこで、令和 5 (2023) 年度は「国内インターンシップ」の開講を見合わせる一方、3 年前期「キャリアデザインⅠ」において、夏期休業期間中のインターンシップ等への参加を必須とし、就業体験の目的・意義の理解、企業等に関する基礎的知識、働くためのマナーなどを学ぶプログラムを実施している。

これらに関連する科目として、令和 6 (2024) 年度は「現代ビジネス特論 A (企業・職種研究)」を開講し、企業への就職という進路選択を見据え、実際に企業見学を体験することにより知見を広げる機会を設けている。【資料 2-3-4】

2. 教育学部

教育学部では、キャリア教育関連科目 2 年次後期から 4 年次前期まで配置されており、2 年次では、様々な業界・業種・職種の特徴と、働くことの社会的、個人的意義を理解する中で、進路を模索し選択する基盤を築くことを目的としている。

教育実習や企業インターンシップ等が始まる 3 年次においては、それぞれの進路に応じた実践的な学びを深め、4 年次では社会の一員としての自己を確立することを目指している。キャリア科目の概要及び令和 5 (2023) 年度の履修者数は、表 2-3-2 のとおりである。

表 2-3-2 教育学部キャリア科目一覧

配置	科目名	概要	履修者数
2 年次後期 (必修)	キャリア開発基礎	自らをより深く認知し、社会貢献の意味や社会で求められる人物像を考察する。社会的・精神的・経済的自立を支える職業業界について視野を広げる。	107 人
3 年次前期	キャリア開発発展	教職というキャリアを具体的に描く。自らを見つめ直すとともに、教職の現状を多角的に分析し、キャリア形成を行う。	125 人
3 年次後期	キャリア開発応用	〈教職クラス〉教育実習等の経験を踏まえ、より深く教職を探究し、理想とする教師像を考察する。教職に就くために必要な素養を深く学ぶ。 〈一般クラス〉キャリア形成の講義や教育実習等の経験を踏まえ、求められる社会人の素養等を学び、合わせて社会的な意義等を改めて考察する。	120 人
4 年次前期	キャリア開発実践	自らが目指すべき教師像を明確にし、その実現のために必要な基礎力を身につける。	27 人

教育学部生は教員を目指して本学部に入學してくるが、卒業後進路は、約 6 割が小学校教員、特別支援学校教員、幼稚園教員であり、約 4 割は入学後の進路希望変更により地方自治体、児童福祉施設、民間企業等となっている。在学中に新たな目標に向け進路を変更する学生に対して、春期・夏期休業中に教育学部と学生支援部就職担当の協働によりキャリアガイダンスを開催している。また、進路に不安を抱える学生を対象にした就職担当による個人面談を低学年から実施し、学生情報を教育学部キャリア専門委員会やゼミナール担当教員と共有することで、進路変更を希望する学生に対してより早期からキャリア支援が行える体制を整備している。【資料 2-3-5】

<「共栄シンポジウム」の開催>

「共栄シンポジウム」は、本学キャリア教育における最も特徴的な取り組みである。

本学は社会で通用する実践力を身につけ、社会の期待に応える人材育成に努めている。学生が将来社会で活躍するために、その視野と可能性を広げられるよう、業界の代表的な企業で経営や人事を担う人材を招き、企業戦略や将来の方向性、業界における様々な働き方、仕事の意義等をテーマに、パネルディスカッション形式で実施している。第 3 回からは代表学生とパネリストとのディスカッションも設け、学生目線による新しい討論を加え

ることによって聴講学生の関心を高め、自身のキャリアに対して早期から主体的に考える機会としている。全学行事として両学部生とその保護者を対象とするほか、本学近隣の高等学校教員・生徒、近隣企業等も聴講が可能であり、地域貢献の役割も果たしている。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2(2020)年度、令和3(2021)年度は事前収録・オンライン視聴に開催方法を変更した。続く令和4(2022)年度、令和5(2023)年度は学部別開催にするなど、感染拡大防止対策を徹底しながら開催している。【資料2-3-6、7】

<教育課程外での取組み>

学生の業界理解・職業選択の拡大等を目的に、「業界研究セミナー・合同企業説明会」を開催し、就職活動に向けた意欲喚起や最新情報の提供を行っている。令和5(2023)年度開催の「業界研究セミナー」(令和7(2025)年3月卒業予定者向け)は全5回、60社が参加している。【資料2-3-8、9】

また埼玉県大学就職問題協議会に加盟し、大学合同企業説明会等に参加できる体制を整備している。

表2-3-3 過去3年間の学内業界研究セミナー実施状況

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
参加企業数	53社	47社	60社
参加学生数	892人(延べ人数)	1,041人(延べ人数)	828人(延べ人数)

国際経営学部では、「エアライン・ホテルアカデミー」を設置し、航空・観光業界への就職を目指す学生のキャリア支援を行っている。特に令和4(2022)年度から「帝国ホテル東京」でのインターンシップを実施しており、令和5(2023)年度は8月3日から9月15日までの期間に、エアライン・ホテルアカデミー受講者6人、一般学生4人の合計10人が、宿泊部やレストラン部にて実務的な技術・知識を習得及び体験をした。

【資料2-3-10】

教育学部では、「教職アカデミー」を設置し、担当講師に学校長や教育委員会勤務の経験がある教員、教員採用試験指導専門教員を配置し、教員を目指す学生に対する教員採用試験指導と、教育現場での実践力を養うプログラムを展開している。【資料2-3-11、12】

地方自治体行政職等を目指す学生を対象に「公務員試験(教養試験)対策講座」を開講している。この講座では教養試験対策に加え、小論文添削、エントリーシート添削、模擬面接などの個別指導も行っている。また、包括的連携協定を結ぶ春日部市の庁舎見学、市職員による説明会の実施や、春日部市が開催するイベントへのボランティア参加により、受講生がより明確に地方自治体行政職としてのキャリアをイメージできる支援を行っている。【資料2-3-13~15】

<就職・進学に対する相談・助言体制の整備運営>

1. 就職指導体制

学生支援部就職担当は原則として平日9時から17時まで開室しており、開室時間内

であればいつでも相談できる体制を整えている。正規職員 6 人で構成しており、国際経営学部・教育学部の委員会等やゼミナール担当教員と連携しながら、全学協力体制の下、1 年次からの段階的な支援に取り組んでいる。また、就職担当では 3 年次前期から学生全員との個人面談を実施している。

教育学部は小学校教諭・幼稚園教諭の養成を目的としているが、進路に不安を抱える学生も多いことから、夏期休業期間中を利用し、就職担当と協働して、2～4 年次を対象に一斉登校日等を設け、進路別ガイダンスや就職担当職員による個人面談を実施することで、伴走型相談支援に努めている。

両学部ともに就職担当職員とゼミナール担当教員等との情報交換を綿密に行うことで、きめ細かな相談・助言体制を整えている【資料 2-3-16～20】

2. 外部団体との連携支援

本学では大学創設直後からハローワーク春日部と連携し、学生支援を行ってきた。平成 26 (2014) 年 5 月 1 日には、これまでの連携が評価され、埼玉県内の大学で初めて「就職活動支援に関する協定」を締結している。ジョブサポーターによる未内定学生や未就職卒業生に対するきめ細かい個別支援は、ニーズに合った求人紹介や適職発見へと繋がっている。障害者手帳を取得するなど合理的配慮が必要な学生・卒業生についても、埼玉新卒応援ハローワークの雇用トータルサポーター（専門相談員）と連携しながら支援している。【資料 2-3-21】

留学生に対しては、東京外国人雇用サービスセンター職員による留学生就職ガイダンスを実施している。留学生支援窓口である学生担当と共同開催しており、2～4 年生を対象に在留資格等留学生特有の課題に特化した情報提供も行っている。同日に 3、4 年生に対しては就職担当職員による個人面談を実施するなど、母国と異なる日本特有の就職活動についてきめ細かな情報提供に努めている。【資料 2-3-22、23】

3. 進学支援

進学に対する助言は、各学部において、進学希望学生のゼミナール担当教員が中心に行っている。教育学部における本学専攻科への進学については、専攻科運営専門委員長が相談と助言を行っている。【資料 2-3-24】

4. 就職率

キャリア教育の体制整備及び就職支援の強化により、表 2-3-4、5 のとおり、就職率（就職希望者のうち就職者）は 3 年連続して 98%以上と高い数値を維持している。

表 2-3-4 過去 3 年間の就職率（就職希望者のうち就職者）の推移

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
国際経営学部	99.4%	98.8%	99.5%
教育学部	100%	100%	100%

表 2-3-5 過去 3 年間の就職率（卒業者のうち就職者）の推移

	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
国際経営学部	82.4%	87.3%	91.1%
教育学部	94.9%	91.7%	95.8%

* 学校基本調査（状況別就職者数）の該当項目により算出（就職者 / (卒業者 - 進学者)）

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

キャリア教育のための支援体制については全学協力体制の下に整備されているが、採用活動の早期化等に対応した拡充が必要である。特に 3 省合意の改正など、インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に掛かる取組みが大きく変化する社会状況に対応した支援が求められる。国際経営学部では 2024 年度から新たに 2 年生を対象として「現代ビジネス特論 A」を開講し、企業訪問プログラムを実施している。早期から企業・職場見学の体験を通して企業研究の視点を養い、職業観の醸成に尽力していく。

教育学部では令和 7 (2025) 年度にカリキュラム改定を予定しており、キャリア教育についても更なる充実を図る予定である。本学部は小学校教諭・幼稚園教諭の養成を目的としているが、在学中に新たな目標に向けて進路変更する学生もいる。また近年では教員採用試験の 3 年次前倒しなど、学生を取り巻く社会環境も変化している。現カリキュラムでは 2 年次後期からスタートするキャリア教育について、その実施時期・内容等の見直しを行うことで、就職活動準備期間のキャリア支援を更に強化し、就職活動年次には学生が主体的に活動できる体制を整備する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

< 学生サービス等のための組織の設置・運営 >

学生生活安定のための支援は、教職員が相互に連携協力して行っている。具体的には、学生サービス、厚生補導の組織として、学生厚生委員会及び学生支援部学生担当を組織し、学生支援・指導を行っている。学生厚生委員会は、学長指名の委員長、教員と職員で構成している。委員会は年に 4~5 回開催するほか、事案に応じて随時、不定期に開催する。委員会では全学的な学生サービスや授業料減免制度に関する事項、厚生補導に関する事項等について審議し学生支援の向上を図っている。【資料 2-4-1、2】

学生厚生委員会は、学生が運営している「学生会」との連携についても管理し、その下部組織の顧問には各委員が分担してあたっている。【資料 2-4-3】

学生生活全般の支援業務は、学生担当が行う。主な支援内容は、奨学金の給付・貸与及

び学費減免に関する事項、特待生継続に関する事項、課外活動に伴う管理事務、保健管理センター（医務室・学生サポートルーム）の運営、留学生の在籍管理・指導、その他学生に関わるサービスを行っている。また、ゼミ担当教員・学務部教務担当と相互に連携を取りながら、修得単位の少ない学生や出席率の低い学生への指導、三者面談（年2回）の対応等を行っている。【資料2-4-4、5】

<奨学金など学生に対する経済的支援>

本学独自の「学費減免制度」、「特待生継続制度」、「留学生特待生制度」による学費支援も行っている。これら複数の制度により、より多くの経済的困窮学生に対応し、学修に専念できる環境を整えている。

「学費減免制度」は、経済的理由により授業料等の納付が困難な学生に対して、学費を減免することにより学びの継続ができるよう支援を行っている。【資料2-4-6】

「特待生継続制度」は、一般入試で好成績を修めて入学した特待生の2年次以降の制度継続について、基準を定めて支援を行っている。令和5年度は特待生のうち、国際経営学部では100%、教育学部では約76%の学生が特待生継続基準(学業成績と出席率)を上回り継続的な支援を受けている。【資料2-4-7~9】

留学生への経済的支援は、入学金免除に加え、入学から卒業まで授業料20%減免を全留學生に対して実施している。【資料2-4-6】

2年次以降、要件を満たした成績優秀な留学生には、留学生学業特待生制度により、学費の50%減免を実施している。【資料2-4-10】

本学ではロータリー米山記念奨学金にも積極的に応募しており、令和6年度より新たに7人の留学生が受給することとなり、合計10人の留学生がロータリー米山記念奨学金を受給している。国際交流センター運営委員会と学生支援部学生担当、ゼミ教員が一体となり、応募書類の作成支援、推薦者への面接指導などを通じた留学生支援も行っている。【資料2-4-11】

<学生の課外活動への支援>

学生の課外活動は学生生活の充実には不可欠であり、学年や学部を横断した人間関係における活動体験が学生の主体性や人格形成を養うとともに、成長の一助となり得ることから積極的な支援を行っている。

本学には体育会を含めて約19団体が公認審査を受けて活動している。特に体育会に所属する硬式野球部、サッカー部、女子バスケットボール部、準硬式野球部、武道空手道部の5つの部は活発な活動を行っている。活動費用の補助やコーチの招聘等については手厚く支援を行っている。体育会以外の部やサークルもあり活動費用の補助を行っている。【資料2-4-12~14】

年に1回、体育会の5つの部を召集し、体育会の主旨の確認、1年間の活動報告、成績優秀者の表彰及び体育会功労賞を授与し、その功績を讃えている。【資料2-4-15】

体育会の学生・指導者全員が大学の負担により、スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」に加入しクラブ活動中の事故による怪我や賠償責任の発生に備えている。

【資料2-4-16】

コロナ禍で停滞していた課外活動を活性化するため、課外活動団体の中心となる学生会で外部講師を招いたリーダーシップ研修を実施した。学生会の活動の理解や組織マネジメントを学び、今後の活動への足がかりとした。研修後、春には学生会の主導でクラブ活動紹介のイベント企画・運営を行った。また夏には大学初となる音楽イベント「K-fes」を企画し、課外活動団体の活動活性化の一助となった。【資料 2-4-17】

<学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談など>

1. 学生の心身に関する健康相談

学生の健康管理として「定期健康診断」は、学校保健安全法に基づいて、毎年4月初旬に全学生を対象に実施している。また診断結果で異常が疑われる学生に対しては、医務室の看護師が必要に応じて対象学生と面談して、再検査を促す等の保健指導を行っている。また胸部X線検査は毎年、全学生を対象としており、また教育学部生については教職課程における実習やボランティア活動を考慮し、麻疹抗体検査を義務付けている。

【資料 2-4-18】

学生の心身の健康保持及び保健管理の向上を目的に「保健管理センター」を設置している。運営組織である保健管理センター運営委員会は、保健管理センター長、医務室の看護師、専任教員4人（うち2人は臨床心理士、公認心理師の資格を有する）、また外部のカウンセラーをオブザーバーで配置して、それぞれの役割に応じた情報発信、共有を行い学生支援に活かしている。【資料 2-4-19】

障害のある学生に対しては、従来は医務室等で相談に応じていたが、令和6（2024）年度に「バリアフリーサポートルーム」を設置し、専門の支援員を配置した。【資料 2-4-20】

2. 学生の心的支援、生活相談など

健康に関する相談は、医務室の看護師が対応し、メンタルヘルスに関する相談は「心のサポートルーム」のカウンセラーが対応する仕組みを取っている。ただ近年はメンタルヘルスに関する相談が増えていることから、医務室では看護師が常駐し、カウンセリングを受けるほどではないが心に悩みを抱える学生や障害のある学生についても広く支援を行っている。また教職員の共通理解が必要な学生の情報は、保健管理センター内で情報共有しながら、教授会でも報告することで全学的に対応している。

【資料 2-4-21】

3. 保護者との連携

保護者の組織である「保護者会」との連携体制を整えている。毎年、保護者説明会（4月）、総会（7月）、理事会（6月、11月）等を実施しており、大学の教育活動に関する取組状況の共有や保護者からの要望を汲み上げて課題の解決を図っている。

【資料 2-4-22、23】

4. ハラスメント対策

ハラスメント防止委員会を設置し、啓発及び防止に努めると同時に、問題が発生した

場合に対処できるようにしている。ハラスメントを未然に防止するため、学生にはオリエンテーションでリーフレットを配付し周知を図っている。【資料 2-4-24】

5. 危機管理

危機管理や学生の安全面は、リスクマネジメント委員会が主導し、地震や火災が起きたときの対応、避難場所や経路の確認をオリエンテーションや授業を通じて行っている。また春日部市と連携し地震災害発生時の避難所となっており、災害に関する研修会も市役所、消防署、学生と大学教職員が合同で行うなど災害時への備えを行っている。

【資料 2-4-25~27】

6. 保険加入

学生全員に対して、大学の負担で「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入しており、大学施設内、学外の課外活動、通学途中の事故等による怪我や事故による賠償責任の発生に備えている。また、学外でのボランティア活動に参加する機会が多い教育学部生に対しては「ボランティア活動保険」にも加入している。

【資料 2-4-28】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

障害者差別解消法の改正により、令和 6 年 4 月から合理的配慮が義務化されることに伴い、制度面では令和 6 年 2 月には「障害のある学生への支援に関する基本方針」を定めた。次いで基本方針に基づき「障害のある学生のためのガイドライン」及び「障害のある学生のためのサポートガイド（教職員用）」を作成して、学生・教職員に対して、制度の周知を図るとともに、合理的配慮の意義や申請手順の明確化を行っている。支援体制ではバリアフリーサポートルームを新設して、支援員を配置して学生支援の体制を整えている。今後は制度を運用していきながら PDCA サイクルに則り改善していき、学生にとってより活用しやすくなるよう制度、体制を整える。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、埼玉県東部に位置する春日部市内牧に設置されている。東武スカイツリーライン北春日部駅からスクールバス利用約 5 分の場所に立地し、キャンパス周辺は田園に囲まれた教育活動の実施に適した環境である。

校地は設置基準上必要な面積 13,200.0 m²に対して本学の専有面積は 50,351.4 m²である。校舎も設置基準上必要な面積 7,933.0 m²に対して 16,682.1 m²のため、基準を大きく上回

る十分な面積を有している。【資料 2-5-1】

教員研究室は 46 室の個室があり、専任講師以上の教員が使用している。教室等施設は計 61 室を有している。【資料 2-5-1】

体育施設（体育館）は 3 階建てで、授業や体育会女子バスケットボール部、サークル活動等に利用されている。トレーニング室、シャワー室を完備している。また、夏季・冬季にも快適に使用できるよう空調設備も設置している。【資料 2-5-2】

野球場、サッカー場はともに人工芝を敷設している。サッカー場は小学生を対象としたサッカースクールの会場としても利用されている。【資料 2-5-3】

学修環境の整備として、学内全館に無線 LAN が整備され、ネットワークを使用できる環境を整えている。【資料 2-5-4】

学内における施設の適切な維持管理を行うため、総務部総務担当が日常的に点検を行っている。また、昇降機、自動ドア、消防用設備、電話設備、空調設備等の保守点検及び清掃業務は専門業者に委託し、関係法令を遵守し管理運営を行っている。【資料 2-5-5】

耐震については、すべての建物が新耐震基準の定められた 1981（昭和 56）年 6 月 1 日以降に建築されており、基準に適合している。【資料 2-5-6】

外部侵入者等を確認できるように、監視用カメラを建物入口や中庭 7 箇所、その他建物内に 23 箇所設置している。【資料 2-5-7】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

<実習施設等>

1. コンピュータ室等

IT 施設として、講義でも利用しているコンピュータ室（4 室）と自習用の情報特訓室（1 室）、オンライン自習室（2 室）があり、インターネット及び学内 LAN に接続されたパソコンが設置されている。講義時間帯以外は学生のために開放されており、多くの学生が利用している。【資料 2-5-8】

授業で使用するコンピュータ室では、学生用のパソコンの間に画面表示用のモニターが設置されており、学生は教員側のパソコン画面を確認しながら受講することが可能となっている。全学生に入学時にアカウントが提供され、インターネットやメールアドレスの利用の他に、大学がライセンス契約している Microsoft 365 サービスを無料で使用することができるようになっている。授業等で使用する Microsoft Teams については新入生の履修ガイダンスで使用方法を説明している。【資料 2-5-9、10】

「オンライン自習室」は、新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン授業の実施を機に、インターネット環境が整わない学生のために整備した。合計 14 台のカメラ、ヘッドセット付パソコンを完備している。

2. 模擬保育室

教育学部の「模擬保育室」は幼稚園、保育園の保育室を模した部屋である。カラーマットを敷き、アップライトピアノ、絵本、紙芝居、プロジェクター、スクリーン等を設置している。模擬保育を実施する授業で活用するとともに、活動の構想、指導案作成の打ち合わせ、教材作成（ペープサート、エプロンシアター、パネルシアター等）、壁面装

飾、模擬保育の事前準備、サークル活動等で利用されている。

3. 実験室

小学校理科授業で使用する観察・実験備品を備え、主に教育学部の「初等理科Ⅰ」「初等理科Ⅱ」「初等教科教育法（理科）」での観察・実験活動や模擬授業で使用している。

4. 工作室

作業台と造形活動で使用する各種の用品や木工用電動ノコギリ等を備えており、「初等図画工作Ⅰ」「初等図画工作Ⅱ」「初等教科教育法（図画工作）」「幼児と表現Ⅱ」「保育内容の指導法（表現Ⅱ）」で使用している。

5. 音楽室

電子ピアノを1人につき1台、計45台配置し、「初等音楽Ⅰ」「初等音楽Ⅱ」「初等教科教育法（音楽）」「幼児と表現Ⅰ」「保育内容の指導法（幼児と表現Ⅰ）」において、弾き歌いの実技指導に使用している。指導者の鍵盤の手元がモニターに映るようになっており、学生の技能向上に役立っている。また、木琴・鉄琴などの楽器を備え、授業で活用している。

6. ピアノ練習室

個人練習が可能な個室16室にアップライトピアノを設置しており、「初等音楽Ⅰ」「初等音楽Ⅱ」「幼児と表現Ⅰ」等の授業外学修や、教育実習や保育士試験に向けた実技練習に利用されている。学生は教育学部ラーニング・ラボで手続きの上、鍵の貸出を受けている。

7. 被服実習室

作業台とミシン等を備え、「初等家庭Ⅰ」「初等家庭Ⅱ」「初等教科教育法（家庭）」において、手縫いやミシン縫い、布を用いた製作等の実習や模擬授業で使用している。

8. 調理実習室

ガス台やシンクのついた作業台と調理道具、食器等を備えている。「初等家庭Ⅰ」「初等家庭Ⅱ」「初等教科教育法（家庭）」において調理実習や模擬授業で使用する他、学生サークル活動や樹麗祭（学園祭）の準備等でも活用されている。

9. 国際交流センター

担当教職員を中心に、海外留学の資料提供や相談受けを行い、また英語学習の向上を目指す学生の勉学の間として利用されている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

北春日部駅からスクールバスを運行し、交通の利便性を確保している。スクールバスは学生をはじめ、大学関係者、来校者は無料で利用できる。また学生用駐車場、駐輪場を備

え、自家用車、自転車、バイクによる通学を許可しており、通学環境の利便性を整えている。

バリアフリーについては、スロープを設置して車いすでも建物間をスムーズに移動できるようにしており、すべてのエレベーターには車いす用の押しボタンを整備している。また国際経営学部棟脇に障害者専用自動車駐車スペースを設け、バリアフリートイレも3箇所設置している。さらに令和3(2021)年度に新たに購入したスクールバスには、ノンステップバスを採用している。【資料 2-5-3、11】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

<国際経営学部>

令和5(2023)年度はコロナ感染症の感染拡大を防止するため、教室定員を座席数より少なく設定し対面授業を実施している。そのため、対面授業では約7割の授業科目が履修者数60人以下となっている。令和6(2024)年度前期は教室定員の制限を取り止めたため、履修者数が増加した授業が見られる。【資料 2-5-12、13】

初年次への指導を手厚く行うため、必修科目「基礎ゼミナール」は12~13人、「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」「コンピュータリテラシーⅠ・Ⅱ」は20~40人程度となるよう複数クラスを設定し、クラス分けを行っている。また、令和6(2024)年度からは、1年生前期の必修授業「経営学」を従来の3クラスから4クラスに変更した。その他、「経営戦略論」「経営管理論」等の専門能力養成科目必修科目は、令和3年度以降、それまでの2クラスから3クラスに変更している。【資料 2-5-12、13】

ゼミナールは原則20人としており、一部例外的に許可されたゼミナールのみ20名以上となっている。【資料 2-5-12、13】

体育、語学、情報等の科目については、授業内容や教室規模に応じてあらかじめ履修定員を設け、掲示やオリエンテーションで学生への周知を図っている。履修希望者数が定員を上回った場合は抽選を行っている。【資料 2-5-14、15】

<教育学部>

教育学部では、学部開設当初より、教養科目の教養基礎科目では講義1クラス65~130人、外国語科目及び体育実技は1クラス35~45人、専門科目の講義科目は1クラス65人、演習、実験・実習科目は35~45人とし、クラスを設定している。実際の履修者数もほぼその範囲におさまっている。【資料 2-5-12、13、16】

「基礎演習」「教育学基礎演習」「教育学総合演習」は便宜上コースごとに1学年まとめて履修登録しているが、実際の授業では授業内容に応じ細分化されたクラスで実施している。また、専門演習は対象学年の人数により定員を設定しており、3年生、4年生とも10人以内となっている。【資料 2-5-12、13、17】

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

校地及び校舎の面積は設置基準上必要な面積を十分に満たしており、施設・設備等にも不備はないが、設置後20年以上経過していることから、特に安全性を基準に定期的な点検を怠らず、経年劣化等による不備が認められた場合には速やかに対応していくことが必要

である。

学生の授業理解を深めるためには、授業科目に応じた適正なクラス規模を保つ必要があり、両学部とも必修科目、選択必修科目、教職課程科目は引き続き複数クラスを設置していく。国際経営学部では例年のように履修者が多い授業が見られるため、選択科目においても複数クラスを検討する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の代表である「学生会」が組織されており、学生会が実施している学生アンケートの結果をもとに意見や要望を学生サービスに反映させる仕組みを作っている。学生から出た要望や意見については、関係の部署等へ伝え実施できるものから着手して学生サービスの改善に反映している。これまでは、学食メニューの変更、スクールバスの時刻変更、駐車場の整備、喫煙場所の変更等を行っている。【資料 2-6-1】

4 年生に対して卒業間近に「卒業予定者アンケート」を実施しており、「共栄大学で学生生活は総合的に満足でしたか」の質問に対して、「満足」「どちらかと言えば満足」の回答が国際経営学部では 84%、教育学部では 93%となり、4 年間の学生生活がおおむね充実していたことがわかった。アンケート結果は全学運営協議会で共有し、今後の課題等を協議している。【資料 2-6-2】

学生生活支援に関する組織は、既に整備され機能しているが、今後、さらに多様化し複雑化する学生ニーズに対応するため、学生サービスの中心的な役割を果たすゼミ担当教員（アドバイザー）、学生支援部学生担当、学生厚生委員会、保健管理センターなどがそれぞれの機能の充実を図り連携していく。

IR 推進室及び学務部教務担当により「学修行動と学生生活に関するアンケート」が行われており、学生の意見や要望の把握が図られている。【資料 2-6-3】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

保健管理センターにおいて年 2 回、「こころとからだの健康アンケート」を全在学生対象に実施し、集計結果でストレス値が高かった学生に声がけを行い、必要があればカウンセリングを行う体制を整えている。【資料 2-6-4】

教員と事務職員が連携しながら、ゼミや授業、面談等を通じて心身の健康や経済面で気になる学生については教授会等で情報共有を図る取組みを行っている。心身の不調と家計

困窮等家庭環境の問題が関係していることもあり、奨学金を担当する学生支援部学生担当や学費を担当する総務部経理担当ともつながるようにしている。【資料 2-6-5】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生会が実施している学生アンケートの結果をもとに、意見や要望を学生サービスに反映させることが可能となっている。IR 推進室及び学務部教務担当による「学修行動と学生生活に関するアンケート」や「学生による授業に関するアンケート」においても施設・設備に関する要望が挙げられていることがある。要望内容は総務担当へフィードバックするなど、部署間で連携を取りながら、学生サービスの改善に反映している。【資料 2-6-1、3】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

現在実施している各種の学生アンケート（学生会アンケート、学修行動と学生生活に関するアンケート、学生による授業評価アンケート、卒業予定者アンケート、こころとからだの健康アンケート）の結果を IR 推進室で集約して共有できる体制を整えながら、コロナの影響で中止していた学生と教職員と直接的な意見交換会を再開することで、学修支援、健康相談、経済支援など学生の要望や困り事を拾い上げて委員会や各課で検討する仕組みを構築する。

【基準 2 の自己評価】

本学では建学の精神、教育理念に基づいたアドミッション・ポリシーを策定し、広く内外に周知している。学生の受入れにおいては、アドミッション・ポリシーに即した入学試験が実施され、適正な入学者選抜が行われている。また学生が適切な学修環境のもとで、必要な支援を受けて安定的に学習や課外活動といった学生生活を送るとともに、学生の意見を取り入れて反映する体制が整備されている。特に本学の特色の一つであるキャリア教育においては、小規模大学の特性を生かした少人数教育によって、学生一人一人に対する綿密な社会的・職業的な自立のための指導が全学協働のもとに行われており、自らのキャリアを形成できる力を備えた学生の育成が行われている。

以上から、本学は学生の受入れ、学生の支援、学修環境の整備、学生の意見等への対応が適正に実施されており、「基準 2. 学生」の基準を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

<国際経営学部>

国際経営学部の教育目的は、共栄大学学則第 4 条において「国際社会で活躍できる、経営感覚及び広い視野と柔軟な思考をもち、自分の考えを表現できる「社会学力」を兼ね備えた人材を養成する」と明記している。

本学部のディプロマ・ポリシーは以下の 3 項目から構成され、本学部の教育目的を十分に踏まえて策定されている。【資料 3-1-1】

1. 幅広い見識を持ち、多様性を理解し、課題発見・解決するために考え抜くことができるとともに、さまざまな人とのコミュニケーションを通して自分の考えを的確に表現できること。(本学部の教育目的の「自分の考えを表現できる社会学力を兼ね備えた人材を養成する」を踏まえて策定されている。)
2. 経営に関する知識や態度をもってすべてのことに誠実にあたることができること。(本学部の教育目的の「経営感覚及び広い視野と柔軟な思考をもち」を踏まえて策定されている。)
3. 文化的背景を異にする人々と協働し、国際社会の中において活躍できること。(本学部の教育目的の「国際社会で活躍できる」を踏まえて策定されている。)

<教育学部>

教育学部の教育目的は、共栄大学学則第 4 条において「豊かな教養・市民性の涵養及び教師・社会人としての「生きる力」(人間力・教育力・実践力)を兼ね備えた教育者等の人材を養成する」と明記している。これに即し、本学部のディプロマ・ポリシーは以下の 4 項目から構成されている。【資料 3-1-2】

1. 豊かな教養と市民性を有し、広い視野と柔軟な思考のもとに誠実な態度で事に当たること。
2. 教育への情熱と学び続ける向上心があり、教育的な活動・実践に取り組む力があること。

3. 他と協働しつつ地域社会の一員として適切に行動すること。
4. 教育への使命感・倫理観のもとに、専門的知識を適切に活用する力があること。

このディプロマ・ポリシーは、本学公式サイト、『修学ガイドブック』に記載し、毎年度初めに学年ごとで実施されるオリエンテーションにおいても周知している。【資料 3-1-1~3】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知

<国際経営学部>

1. 単位認定基準

各授業科目については、シラバスに関連するディプロマ・ポリシーを明示した上で、成績評価の基準を記載し学生に周知しており、大学設置基準第 25 条の 2 に合致している。【資料 3-1-4】

大学設置基準第 27 条に則り、共栄大学学則第 31 条及び教務規程第 17 条において単位の認定及び学修の評価について規定している。授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与えることとし、100 点を満点とし、90 点以上かつ履修者の成績上位 10%以内を「秀」、80 点以上を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」、60 点未満を「不可」としている。なお、平成 31 (2019) 年度入学者までは「秀」は適用されない。また、進級要件は設定していない。【資料 3-1-5、6】
単位認定基準は『修学ガイドブック』に記載し、年度初めのオリエンテーションで学生に説明している。また、大学公式サイトにも掲載している。【資料 3-1-7】

2. 大学以外の教育施設及び他大学における学修による単位認定

大学以外の教育施設等における学修による単位認定の制度を設け、『修学ガイドブック』で説明している。ただし、令和 5 (2023) 年度は学生からの申請は出されていない。【資料 3-1-8】

大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条に則り、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等や大学以外の教育施設等における学修による単位の認定、入学前の既修得単位等の認定について、共栄大学学則第 32 条、第 34 条、第 35 条に規定し、『修学ガイドブック』に記載している。【資料 3-1-5、9】

海外提携大学における海外留学プログラムを修了した者については、共栄大学学則第 33 条により単位認定を行っている。令和 5 年度は該当者 1 人が手続きを行った。【資料 3-1-5、9】

3. 卒業要件

共栄大学学則第 42 条において、国際経営学部の卒業の要件を「基礎資質開発科目及び専門能力養成科目を合わせて 124 単位以上」と定めており、大学設置基準第 32 条に合致している。また、共栄大学学則第 45 条により、卒業の認定をした者に「学士 (国際経営学)」を授与しており、学位規則第 2 条に合致する。【資料 3-1-5】

卒業要件は『修学ガイドブック』に記載し、年度初めのオリエンテーションで学生に説明している。【資料 3-1-10】

<教育学部>

1. 単位認定基準

各授業科目については、シラバスに関連するディプロマ・ポリシーを明示した上で、成績評価の基準を記載し学生に周知しており、大学設置基準第 25 条の 2 に合致している。【資料 3-1-4】

大学設置基準第 27 条に則り、共栄大学学則第 31 条及び教務規程第 17 条において単位の認定及び学修の評価について規定している。授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与えることとし、100 点を満点とし、90 点以上かつ履修者の成績上位 10%以内を「秀」、80 点以上を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」、60 点未満を「不可」としている。なお、平成 31 (2019) 年度入学者までは「秀」は適用されない。また、進級要件は設定していない。【資料 3-1-5、6】

2. 大学以外の教育施設及び他大学における学修による単位認定

大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条に則り、他の大学又は短期大学における授業科目の履修等や大学以外の教育施設等における学修による単位の認定、入学前の既修得単位等の認定について、共栄大学学則第 32 条、第 34 条、第 35 条に規定している。また、『修学ガイドブック』にも記載している。ただし、令和 5 年度に適用された事例はない。【資料 3-1-5、11】

3. 卒業要件

共栄大学学則第 42 条において、教育学部の卒業の要件を「教養科目及び専門科目を合わせて 124 単位以上」と定めており、大学設置基準第 32 条に合致している。

【資料 3-1-5】

上記の単位認定、卒業要件については『修学ガイドブック』に記載し、学生への周知を図っている。【資料 3-1-11】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

<国際経営学部>

1. 単位認定基準

各授業科目の成績評価及び単位認定は、担当教員がシラバスにあらかじめ示した基準に沿って行っている。【資料 3-1-12】

教務規程第 19 条にあるとおり、学生からの成績評価に関する問い合わせの制度を設け、申し出があったときには担当教員に評価の再確認や説明を求めている。

【資料 3-1-6、7】

2. GPA (Grade Point Average) の活用

成績評価の客観的指標として GPA を導入し、特待生継続審査や教員との個別面談等

に使用している。GPAについては算出方法等を『修学ガイドブック』で案内しているほか、学生は自分のGPAをポータルサイトで確認できる。【資料3-1-7、13】

成績評価や単位認定が適切に実施されているか確認するため、GPA分布状況及び成績評価の分布状況について教授会での情報共有を行っている。【資料3-1-14】

3. 卒業認定

卒業の認定は共栄大学学則第43条に規定されたとおり、教授会の議を経て学長が行っている。また、教授会に先立ち、教務委員会で各学生の学修状況の確認を行っている。【資料3-1-5、15】

<教育学部>

1. 単位認定基準

各授業科目の成績評価及び単位認定は、担当教員がシラバスにあらかじめ示した基準に沿って行っている。【資料3-1-12】

教務規程第19条にあるとおり、学生からの成績評価に関する問い合わせの制度を設け、申し出があったときには担当教員に評価の再確認や説明を求めている。【資料3-1-6、7】

2. GPA（Grade Point Average）の活用

成績評価の客観的指標としてGPAを導入し、専門演習（ゼミ）や教員採用試験等の大学推薦の選考、特待生継続審査、教員との個別面談等に使用している。GPAについては算出方法等を『修学ガイドブック』で案内している他、学生は自分のGPAをポータルサイトで確認できる。【資料3-1-7、16】

成績評価や単位認定が適切に実施されているか確認するため、GPA分布状況及び成績評価の分布状況について教授会での情報共有を行っている。【資料3-1-14】

3. 卒業認定

卒業の認定は共栄大学学則第43条に規定されたとおり、教授会の議を経て学長が行っている。また、教授会に先立ち、教務委員会で各学生の単位修得状況の確認を行っている。【資料3-1-5、17】

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

国際経営学部、教育学部ともに単位認定及び卒業要件を適切に定め運用している。今後は個々の学生のディプロマ・ポリシーの達成具合を可視化していくことが必要である。

単位認定、成績評価の厳正性については授業科目間での差が見られ、平準化が課題である。具体的な改善方策として、教員間の共通理解を図るためのFD研修の実施、基準に準拠した適正な評価がなされているか組織的な事後チェック体制の構築などを検討する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

<国際経営学部>

本学の目的は、共栄大学学則第 1 条において「幅広い教養と実践的能力の養成ならびに豊かな人間性を涵養し、もって有能な社会人を育成すること」と規定している。また共栄大学学則第 4 条において、国際経営学部国際経営学科の教育研究上の目的として「国際社会で活躍できる、経営感覚及び広い視野と柔軟な思考をもち、自分の考えを表現できる「社会学力」を兼ね備えた人材を養成する」と規定している。その実現のためにカリキュラム・ポリシーを策定し、『修学ガイドブック』や本学公式サイト等に記載するとともに新学期オリエンテーション等で学生への周知を図っている。【資料 3-2-1、2】

<教育学部>

教育学部においても共栄大学学則第 1 条に示された目的と、同第 4 条に規定した教育学部教育学科の教育研究上の目的「豊かな教養・市民性の涵養及び教師・社会人としての「生きる力」「実践力」「教育力」「人間力」を兼ね備えた教育者等の人材を養成する。」を実現するため、カリキュラム・ポリシーを策定し、『修学ガイドブック』や本学公式サイト等に記載するとともに新学期オリエンテーション等で学生への周知を図っている。

【資料 3-2-1、3】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<国際経営学部>

本学部では、建学の精神及び教育理念、教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーは、学生がディプロマ・ポリシーに示された能力・資質を身につけるための教育課程の編成及び実施の方針として定めているため、一貫性が保たれている。【資料 3-2-2】

具体的には、例えばディプロマ・ポリシー「1. 幅広い見識を持ち、多様性を理解し、課題発見・解決するために考え抜くことができるとともにさまざまな人とのコミュニケーションを通して自分の考えを的確に表現できること。」「3. 文化的背景を異にする人々と協働し、国際社会の中において活躍できること。」を達成するため、カリキュラム・ポリシーでは「1. 初年次教育を実施するとともに教養教育、語学・コミュニケーション、キ

キャリア教育等をとおして、幅広い見識や多様性を理解し、課題発見・解決する能力を身につける。また、文化的背景を異にする人々とコミュニケーションし、自分の考えを表現できる能力を身につける。」と定めている。【資料3-2-2】

また、ディプロマ・ポリシー「2. 経営に関する知識や態度をもってすべてのことに誠実にあたることができること。」に対しては、カリキュラム・ポリシー「2. 経営学を中心とした専門能力に関する基礎的な学修をした上で、応用的な専門能力を身につける。」に基づいた授業科目やカリキュラム・ポリシー3や4に示された「課題解決型授業やフィールドワークなどの現場を体験できる授業」、4に示された「ゼミナールをはじめとする少人数教育」「アクティブラーニングをはじめとする学生の自立的な学修を支援する手法を活用した授業」等を通して養成することとしている。【資料3-2-2】

<教育学部>

本学部では、建学の精神及び教育理念、教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーは、学生がディプロマ・ポリシーに示された能力・資質を身につけるための教育課程の編成及び実施の方針として定めているため、一貫性が保たれている。【資料3-2-3】

具体的には、例えばディプロマ・ポリシー「1. 豊かな教養と市民性を有し、広い視野と柔軟な思考のもとに誠実な態度で事に当たること。」を実現するために、カリキュラム・ポリシーでは「1. 「教養科目」を学修することによって、豊かな教養と市民性を涵養し、柔軟な思考と誠実な態度を修得するとともに、社会で生きるための基礎的な力を身につける。」と定め、対応する授業科目を設定している。【資料3-2-3】

ディプロマ・ポリシー「2. 教育への情熱と学び続ける向上心があり、教育的な活動・実践に取り組む力があること。」「3. 他と協働しつつ地域社会の一員として適切に行動すること。」「4. 教育への使命感・倫理観のもとに、専門的知識を適切に活用する力があること。」は、カリキュラム・ポリシーの2と3に示された「専門基礎科目」「専門発展科目」等の学修で身につけるものとしている。【資料3-2-3】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

<国際経営学部>

1. カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成及び実施

国際経営学部では、カリキュラム・ポリシーに則り、体系的な教育課程を編成している。具体的にはカリキュラム・ポリシー1に対応する「基礎資質開発科目」として、基礎教養、情報、語学、コミュニケーション、体育、基礎ゼミナールの諸科目を配置し、カリキュラム・ポリシー2に対応する「専門能力養成科目」として、基礎科目、応用科目を配置している。【資料3-2-4】

卒業要件としては「基礎資質開発科目」30単位以上、「専門能力養成科目」68単位以上、計124単位以上としている。また、学部の教育目的を達成するために必須となる必修科目26単位（留学生は32単位）、各コースの基点となる選択必修科目6単位の修得を必要としている。【資料3-2-5】

教育課程の実施にあたっては、カリキュラム・ポリシー3、4にあるように、課題解

決型授業やフィールドワーク、アクティブラーニング等を取り入れ、ディプロマ・ポリシーに示された「課題発見・解決するために考え抜く」「さまざまな人とのコミュニケーションを通して自分の考えを的確に表現できる」「文化的背景を異にする人々と協働する」といった資質・能力の育成に努めている。【資料3-2-2】

令和5（2023）年度は、上記の要素を多く含む「特別講義B（スポラス）」を開講し、卓球プロスポーツチーム「T.T彩たま」と連携し、越谷市立総合体育館での公式戦試合開始前のイベント企画やイベントブースの運営を行った。【資料3-2-6、7】

国際経営学部は選択科目が多いという特徴があり、その中で学生が希望進路や個々の興味関心に合わせた受講科目の選択ができるように、4つのコース「ビジネスリーダーコース」「観光ビジネスコース」「スポーツ・健康ビジネスコース」「情報メディアコース」を設定している。それぞれのコースには基点科目を設け、コースの基礎となる学びを行った後に専門性の高い科目に進めるように授業科目を開設している。【資料3-2-4、8】

また、国際経営学部の教育目的である「社会学力」の育成に向けて、「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を開設し、1年次より体系的・段階的なキャリア教育に取り組んでいる。【資料3-2-9】

これらの教育課程編成に関する考え方は、カリキュラムツリーとして学生に提示し、オリエンテーションや基礎ゼミナール等での履修指導に使用している。

【資料3-2-10】

2. シラバスの適切な整備

国際経営学部では、すべての開講科目のシラバスを作成し、Webで公開している。シラバスの内容としては、授業内容、到達目標、関連するディプロマ・ポリシー、履修上の注意、授業計画、授業方法の特色、授業外での学修方法（予習・復習）、単位修得に必要な授業外学修時間の合計、成績評価の方法、試験・課題等に対するフィードバックの方法、テキスト、参考文献、関連する実務経験等となっており、大学設置基準第25条の2を満たしている。【資料3-2-11】

シラバスの作成にあたっては、教員に「シラバスガイド」を配付し、注意事項等の周知を図っている。【資料3-2-12】

教員が作成したシラバスは、国際経営学部教務委員会の委員（教員）が分担してチェックし、不備がある場合は作成者に修正を依頼している。【資料3-2-13、14】

3. 単位制度の実質を保つための工夫

大学設置基準第21条を踏まえ、共栄大学学則29条において、授業時間と授業外学修合わせて1単位あたり45時間の学修が必要とし、授業方法（講義・演習、実習・実技等）ごとの授業時間を規定している。【資料3-2-1】

単位修得に必要な学修時間については『修学ガイドブック』に記載し、オリエンテーション等で説明を行っている。【資料3-2-15】

また、シラバスには各科目で求められる授業外学修時間や学修方法（予習・復習）を記載している。【資料3-2-11】

1単位あたりの学修時間を確保し、学生がそれぞれの授業科目に対し十分な学びができるよう、共栄大学学則30条において国際経営学部で1年間に履修できる単位数の上限を40単位（4年次のみ50単位）と定めており、大学設置基準第27条の2を満たしている。【資料3-2-1、5】

<教育学部>

1. カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程の編成及び実施

教育学部のカリキュラム・ポリシー1・2・3ではディプロマ・ポリシー達成のために「教養科目」「専門基礎科目」「専門発展科目」をおくこととしており、それに沿って授業科目を開設している。【資料3-2-3、16】

「専門基礎科目」は、初年次教育やキャリア教育をとおして社会の多様性に目を開くとともに、課題を発見し他と協働しつつ解決する力を身につけ、教育に関する全般的な専門知識を修得することを目的として設置している。また、共栄大学学則第4条（2）に謳う社会人としての「生きる力」のうち主に「人間力」「教育力」に沿うことも意図している。卒業要件は「専門基礎科目」「専門発展科目」合わせて、必修32単位、選択62単位以上、計94単位以上としている。【資料3-2-3、17】

「専門発展科目」は、教育への情熱と学びへの向上心を修得し、専門的知識を背景に、社会において教育的な活動・実践に取り組む力を身につけることを目的として設置している。また、共栄大学学則第4条（2）に謳う社会人としての「生きる力」のうち主に「教育力」に沿うことも意図している。【資料3-2-3】

また、教師・社会人としての「実践力」を養うために、「学校ふれあい体験」、「学校教育研修Ⅰ」、「学校教育研修Ⅱ」、「学校教育研修Ⅲ」、「小学校教育実習」、「幼稚園教育実習Ⅰ」、「幼稚園教育実習Ⅱ」、「教職実践演習（幼・小）」、及びキャリア形成に係る諸科目を設置している。【資料3-2-3、16】

教育課程の実施にあたっては、カリキュラム・ポリシー4にあるように積極的にアクティブラーニングの手法を取り入れ、多くの授業でディスカッションやグループワーク等が行われている。【資料3-2-11】

教育学部では2つのコース「小学校コース」「幼稚園コース」を設け、希望進路に合わせて学修を進められるようにしている。ただし、学生は選択したコースに関わらず、開講されるすべての教育学部の授業科目を履修できる。【資料3-2-18、19】

教育課程編成に関する考え方は、カリキュラムマップとして学生に提示し、オリエンテーション等で説明している。また、オリエンテーションで履修カルテの説明の際には、教育理念や求められる資質・能力と各授業科目の関わりや学年ごとのめあてについて説明を行っている。【資料3-2-20、21】

2. シラバスの適切な整備

教育学部では、すべての開講科目のシラバスを作成し、Webで公開している。シラバスの内容としては、授業内容、到達目標、関連するディプロマ・ポリシー、履修上の注意、授業計画、授業方法の特色、授業外での学修方法（予習・復習）、単位修得に必要な授業外学修時間の合計、成績評価の方法、試験・課題等に対するフィードバックの

方法、テキスト、参考文献、関連する実務経験等となっており、大学設置基準第25条の2を満たしている。【資料3-2-11】

シラバスの作成にあたっては、教員に「シラバスガイド」を配付し、注意事項等の周知を図っている。また、該当する教職科目については、教職課程コアカリキュラムに沿ってシラバスを作成することとしている。【資料3-2-12】

教員が作成したシラバスは、教育学部教務委員会の委員（教員）が分担してチェックし、不備がある場合は作成者に修正を依頼している。【資料3-2-22】

3. 単位制度の実質を保つための工夫

大学設置基準第21条を踏まえ、共栄大学学則29条において、授業時間と授業外学修合わせて1単位あたり45時間の学修が必要とし、授業方法（講義、演習、実技等）ごとの授業時間を規定している。【資料3-2-1】

単位修得に必要な学修時間については『修学ガイドブック』に記載し、オリエンテーション等で説明を行っている。【資料3-2-23】

シラバスには各科目で求められる授業外学修時間や学修方法（予習・復習）を記載している。【資料3-2-11】

1単位あたりの学修時間を確保し、学生がそれぞれの授業科目に対し十分な学びができるよう、共栄大学学則30条において1年間に履修できる単位数の上限を定めており、大学設置基準第27条の2を満たしている。教育学部においては40単位、ただし教員免許状の取得を希望する者及び4年生は48単位まで認めている。【資料3-2-1、17】

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育実施のための体制整備については、学部ごとに以下のように構築している。

<国際経営学部>

教養科目に関しては、「基礎資質開発科目」の44科目にあたり、選択科目として履修することができる。【資料3-2-24】

国際経営学部における教養教育に関する規定は「共栄大学教務委員会規定」第9条の規定に基づいて設置された「共栄大学国際経営学部教養教育専門委員会」が、学長の諮問に基づき審議するものと定められている。【資料3-2-25、26】

<教育学部>

教養科目に関しては、「教養科目」と区分された22科目が教養科目にあたり、学部生は選択科目として履修することができる。【資料3-2-27】

教育学部における教養教育に関する規定は「共栄大学教務委員会規程」第9条の規定に基づいて設置された「共栄大学教育学部教養教育専門委員会」が、学長の諮問に基づき審議するものと定められている。【資料3-2-25、28】

学生がより多様な教養科目から履修科目を選択できるように、「他学部履修に関する規程」において、国際経営学部の基礎資質開発科目、教育学部の教養科目は1年次から履修が可能である。これは、令和3（2021）年度の両学部合同の教養教育専門委員会での協議を受け、教務委員会において規程の改定に至ったものである。【資料3-2-29、30】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

<国際経営学部>

教授方法の改善を進めるために、本学部では各 Semester 終了後に「学生による授業評価アンケート」を実施している。このアンケートは学生に授業における説明のわかりやすさ、内容の明確さ、テキストや資料の効果性、教員の授業への準備度等を問うものである。担当教員はこのアンケートを基にして「担当教員所見」や「来年度の対応」を記述することを義務付けられる。この記述は学部内の管理職の教員がチェックをすることとなっている。このことによって担当教員の教授法の改善が担保される。【資料 3-2-31】

また、本学部では毎年の年度末に『教育・研究活動の概要』を作成している。その中で本学の専任教員が個人の「教育・研究活動報告書」を提出している。この報告書の中には、各教員の授業担当科目を記述する項目があり、教員は各科目の受講生数と単位付与学生数を自己申告することとなり、このことが各教員の授業改善の動機づけになると考えられる。さらにこの項目の中には「教育上特に改善・工夫等をしたこと」について自由に記述する欄があり、そこを記述することによってこれまでの授業における改善点・工夫点を振り返ることができ、更なる改善や工夫を考え、次年度の授業に結び付けることができる。

【資料 3-2-32】

さらに本学部においてはアクティブラーニングにも力を入れている。特に本学部でアクティブラーニングの要素を明確に取り入れている科目として、「基礎ゼミナール」、「専門ゼミナール I、II」、「キャリアプランニング I」、「スポーツビジネス論」、「フィールドワーク基礎」、「特別講義 C (ワールドラン)」等多数の科目があげられる。【資料 3-2-33】

<教育学部>

本学部も国際経営学部と同様に、教授方法の改善を進めるために「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートは学生に授業における説明のわかりやすさ、内容の明確さ、テキストや資料の効果性、教員の授業への準備度等を問い、担当教員はこのアンケートを基にして「担当教員所見」や「来年度の対応」を記述することを義務付けられる。これらの記述を学部長が総括するとともに、担当教員にとっては教授法の工夫改善を図ることとなる。【資料 3-2-31】

本学部では、学生が主体的な学びを深められるように、多くの授業科目でアクティブラーニングが取り入れられている。授業中のグループワーク、ディスカッション等に加え、グループによる模擬授業や発表が行われている。「専門演習 I」、「専門演習 II」、「教職実践演習 (幼・小)」においては、小学校の研究授業の見学等が取り入れられている。

【資料 3-2-11】

令和 4 (2022) 年度までは新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン授業を実施するために Microsoft Teams、Forms 等を使用していたが、現在は対面授業においても課題提示やコメントシート等に活用され、学生の理解を深めることにつながっている。【資料 3-2-34】

学生の実践力を高めるとともに学修意欲を向上させるため、連携協定を結んでいる埼玉県教育委員会や近隣市町村から現役教員や指導主事を特別講師として招聘し、今日的な教

育課題や現場での教育実践について学ぶ機会を設けている。【資料 3-2-35】

学部内には教務委員会、教職課程自己点検専門委員会等が設置され、教職課程を含む教育活動の実施・評価や教授方法の改善にあっている。また「基礎演習」「教育学基礎演習」「教育学総合演習」は複数教員が担当しており、演習専門委員会の各部会で授業計画や教授方法を話し合い、共有している。【資料 3-2-25、36、37】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

効果的な教授方法や授業の工夫等は、FD 研修で紹介する等、学内での情報共有を進める。

教養教育については、他学部履修制度等で学生の選択肢を増やす対策をとっているが、全学共通科目として設定し、両学部の学生が履修できるようにする方法もある。学部ごとのカリキュラムの見直しに加え、学部をまたいで教務委員会や教養科目専門委員会等で議論していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

<国際経営学部>

1. ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示

学生が自らの学修成果や成長を確認できるような学修成果の明示は、対応が急がれる課題の一つである。現在は、「学修行動と学生生活に関するアンケート調査」において、ディプロマ・ポリシーに結びつけた資質・能力について、学生の自己評価を尋ねている。【資料3-3-1】

本学部のディプロマ・ポリシーは一文の中にさまざまな要素が含まれており、評価が難しくなっている。また、上記のアンケート調査を全学共通の設問で行っているため、両学部のディプロマ・ポリシーに関連付けた資質・能力の項目を設定する必要があった。そこで、IR推進室で、ディプロマ・ポリシーの要素を学生が自己評価しやすいように表現することを検討し、アンケート調査に反映させている。【資料3-3-2】

2. 学生の学修状況・資格状況・就職状況の調査等

学修成果に関する状況として、学位修得状況、単位修得状況、年間修得単位数の状況を調査し、本学公式サイトで公表している。【資料3-3-3】

資格取得・進路等に関する状況として、資格取得状況、進路にかかる実績を調査し、本学公式サイトで公表している。【資料3-3-4】

学修状況や資格取得状況、進路にかかる実績等は、学生への「学修行動と学生生活に関するアンケート調査」の集計結果等とともに情報共有し、令和6（2024）年3月のFD・SD研修では、ディプロマ・ポリシーの達成やカリキュラムの課題について議論した。

【資料3-3-5】

卒業時の満足度を確認する方法として、卒業予定者アンケートを実施している。学生生活における満足度の確認のほか、学部ごとのディプロマ・ポリシーの達成度を自己評価してもらうことで、カリキュラム改善に反映している。【資料3-3-6】

就職状況については、小規模大学の強みを生かし、就職活動中の学生に対して就職担当職員が定期的に個別連絡を行い、またゼミ担当教員や他部門職員とも連携しながら現状確認をしている。就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び内定先は、定期的に各学部教授会へ報告することで、教育目的の達成の点検・評価の一助としている。最終進路は、学生からの「進路決定報告書」の提出により把握している。進路にかかる実績は、本学公式サイトで公表している。【資料3-3-4】

ディプロマ・ポリシーの達成状況を評価し、教育内容の検討・改善に資するため、令和4（2022）年度より、業界研究セミナー参加企業を対象に「企業向けアンケート」を実施している。卒業生の職場での適応状況や在学中に身につけてほしい能力等を調査し、教授会で報告している。本学公式サイトを通して学外へ公表するほか、教育課程の改善、学生への就職支援に活用している。【資料3-3-7】

また、ディプロマ・ポリシーに基づく教育の実社会における成果や効果の把握と社会のニーズに合った大学教育・人材育成の改善に役立てるため、令和5（2023）年度より、卒業生を対象とした「卒業生アンケート」を実施している。アンケート結果は各学部教授会等で報告し、大学公式サイトを通して学外へ公表している。【資料3-3-8】

<教育学部>

1. ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の明示

国際経営学部同様に「学修行動と学生生活に関するアンケート調査」において、ディプロマ・ポリシーに結びつけた資質・能力について、学生の自己評価を尋ねている。

【資料3-3-1、2】

教育学部は、教員養成を主たる目的としており、ディプロマ・ポリシーにおいても「教師・社会人としての『生きる力』の育成」を目指すとしている。教職課程の科目はすべて学位プログラムに含まれており、学生は1年生前期より教職課程の科目を履修している。このような学部の特性から、通常は教職課程で用いられる教職履修カルテを、本学部では「履修カルテ」と称し、教職課程に限定せず、学生が学びを振り返るツールとしている。履修カルテの「必要な資質能力についての自己評価」では、必要な資質能力の指標がどのディプロマ・ポリシーと関連しているのか番号で示している。学生は学期末・学年末にカルテに入力し、4年後期の教職実践演習だけでなく、アドバイザー教員との面談の際の参考資料としても使用されている。【資料3-3-9】

2. 学生の学修状況・資格状況・就職状況の調査等

学修成果に関する状況として、学位修得状況、単位修得状況、年間修得単位数の状況を調査し、本学公式サイトで公表している。【資料3-3-3】

資格取得・進路等に関する状況として、資格取得状況、進路にかかる実績を調査し、本学公式サイトで公表している。また、教員の養成状況に関する情報公開の一環として、教員免許状取得者数、学校種別の就職状況を公表している。【資料3-3-4、10】

学修状況や資格取得状況、進路にかかる実績等は、学生への「学修行動と学生生活に関するアンケート調査」の集計結果等とともに情報共有し、令和6（2024）年3月のFD・SD研修ではディプロマ・ポリシーの達成やカリキュラムの課題について議論した。

【資料3-3-5】

卒業時の満足度を確認する方法として、卒業予定者アンケートを実施している。学生生活における満足度の確認のほか、ディプロマ・ポリシーの達成度を自己評価してもらうことで、カリキュラム改善に反映させている。【資料3-3-6】

就職状況については、小規模大学の強みを生かし、就職活動中の学生に対して就職担当職員が定期的に個別連絡を行い、またゼミ担当教員や他部門職員とも連携しながら現状確認をしている。就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び内定先は、定期的に教授会へ報告することで、教育目的の達成の点検・評価の一助としている。最終進路は、学生からの「進路決定報告書」の提出により把握している。進路にかかる実績は、本学公式サイトで公表している。【資料3-3-4】

ディプロマ・ポリシーの達成状況を評価し、今後の教育内容の検討・改善に資するため、令和4（2022）年度より、業界研究セミナー参加企業を対象に「企業向けアンケート」を実施している。卒業生の職場での適応状況や在学中に身につけてほしい能力等を調査し、教授会で報告している。【資料3-3-7】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

<学生による授業評価アンケートの結果と活用>

3-2-⑤においても記載した学生による授業アンケートの結果は、学務部教務担当がとりまとめ、担当科目の評価項目ごとに集計結果がグラフによって示される。ほかに科目ごとの自由記述をすべて記載した文書が取りまとめられる。これにより、各学期の授業の成果と次年度に向けての改善点が見える仕組みとなっている。【資料3-3-11】

学務部教務担当は授業評価アンケートの結果を各科目担当の専任教員又は非常勤教員に個別に示し、「担当教員所見」「来年度の対応」の2項目を記述の上返送させ、学内サーバの「教務課関係フォルダ」において公開する。これは学内の全教員が閲覧可能である。学生に対しては図書館で公開し、自由に閲覧できるようにしている。また、平成28(2016)年度から、学部ごとのアンケート結果について、各学部長が評価を行い、図書館において学内で公開している。【資料3-3-11】

さらに国際経営学部においてこの学部長による評価は『教育・研究活動の概要』にも掲載される。【資料3-3-12】

<学修行動と学生生活に関するアンケート調査>

本学では、「学生による授業評価アンケート」と同時期に全学生を対象に「学修行動と学

生生活に関するアンケート調査」を実施している。この調査では、学生が当学期に受講した授業の内容の適正、説明の明確性、教え方の工夫、課題の適正等について6段階の評価を行うものである。これは特定の科目ではなく大学の受講科目全体の評価にあたるが、総合的な学習成果の点検・評価結果として全学運営協議会や教授会で情報共有している。【資料3-3-13】

<開かれた研究室づくり>

本学は「オフィスアワー」を設けているが、オフィスアワー以外の時間帯であっても、教員が研究室に在室する場合は可能な限り学生の相談に応じている。開かれた研究室による学習環境づくりを行うことにより、普段の授業に対する評価・改善とフィードバックが可能となるよう意図している。【資料3-3-14】

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラムや教育内容を点検・評価、改善していくために、さまざまな観点から学修成果を評価、検討していくことが必要である。IR推進室を中心としたデータの収集・分析、自己点検・評価委員会や全学運営協議会等での大学の取組みに関する点検・評価の質と量をさらに向上させ、より学生が自らの成長を実感し、学びの意欲を高められる環境を整備していく。

【基準3の自己評価】

本学では、学部ごとにディプロマ・ポリシーが策定され、本学公式サイト、『修学ガイドブック』等で広く周知が行われている。さらにシラバスには、授業科目に関連するディプロマ・ポリシーを明示したうえで、成績評価の基準を記載し学生に周知している。また、単位認定基準、卒業認定基準等については「共栄大学学則」に基づいて厳正に運用されている。

教育課程はディプロマ・ポリシーとの一貫性を持ったカリキュラム・ポリシーに沿って編成が行われており、さらにカリキュラムマップを作成することで教育課程に対する理解の促進が図られている。

教養教育については両学部「教養教育専門委員会」を設置し、学長の詰問に基づき審議を行いながら適切に実施されている。

学修成果の点検・評価については、「学生による授業評価アンケート」を活用して各 Semester 後に定期的に行われており、またこのアンケートからのフィードバックを「担当教員所見」「来年度の対応」として取りまとめ次年度に反映させることで、教育内容・方法及び学修指導等の改善が行われている。

以上のように本学は、卒業認定基準、教育課程編成、学修成果の点検・評価及び教授方法の改善について適切に運用されていることから、「基準3. 教育課程」の基準を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

＜大学における最終決定権＞

本学では学校教育法に則り、寄附行為施行細則第 9 条に「学校長は、所管する学校の校務をつかさどり、所属職員を監督する」と示されており、更に共栄大学学則第 15 条に「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり～」とされ、校務に関する最終決定権が学長にあることを定めている。また、寄附行為第 6 条第 1 号の理事として経営の一翼を担うことが規定されており、大学は基より法人全体を的確に把握し、大学においてリーダーシップを発揮し、適切な運営に当たっている。【資料 4-1-1～3】

＜学長のリーダーシップ発揮のための補佐体制＞

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制としては、学則第 9 条に副学長を置くことができるとしている。また、共栄大学副学長に関する規則第 6 条では「副学長は、学則その他の諸規則、諸規程等に定められた業務の他、学長の命ずる業務に従事する」とされており、学長を補佐する位置づけをしている。更に補佐組織として「全学運営協議会」、「教授会」、「運営委員会」及び各種委員会等の組織を体制化し、学長が主宰、議長として主体的にこれらの会議に携わることにより大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップが確立・発揮されている。【資料 4-1-3、4】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

上記 4-1-① で述べたとおり、学則第 9 条により、大学に副学長を置くことができ、副学長は学長を補佐し、学長裁定によって大学の重要な事項について校務を掌る。また学則第 10 条により、大学に学部長を置くことができ、学部長は学長・副学長を補佐し、学部内の教学運営業務を遂行し、業務を処理するとともに、学部内に所属する教員を指揮することとなっている。【資料 4-1-4】

また、学長のリーダーシップを組織的に支えているものとして、全学運営協議会、各学部教授会、各種委員会等が存在する。全学運営協議会の構成員は学長、副学長、各学部長、事務局長、教務部長、事務局課長及び学長が必要と認めた教職員としており、学長が主宰で行われる。現況として「学長が必要と認めた教職員」とは各学部教務副部長及び図書館長である。大学の重要事項である教学マネジメント等に関し審議し、連絡調整を行い、学長がリーダーシップを発揮するべく補佐機能を果たしている。

各学部教授会の構成員は学長、学部長及び講師以上の教員である。また、学長が指名する事務職員も出席し意見を述べるができる。学長が議長となり、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他教育研究に関する事項を学長が決定するに際して、学長に意見を述べる機関として設置されている。各種委員会では、学長からの諮問に応じて審議を行い、その結果を学長に報告している。【資料 4-1-6、7】

学生の懲戒に関しては、「共栄大学学生懲戒手続規程」第 2 条により、学生の懲戒処分は教授会の議を経て学長が行うとされている。また、処分の軽重に関しては「学生の懲戒に関する基準」を基に行っている。【資料 4-1-8】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織は「共栄大学事務組織規程」に示すとおり、適切に職員を配置しかつ各担当所掌についても定め役割を明確化している。それと同時に、教務部長が束ねる各学部教務委員会や、教養教育の体系的な教育課程の編成と実施を主導する各学部教養教育専門委員会、ゼミナール専門委員会（国際経営学部）、演習専門委員会（教育学部）などを設置している。これら以外に入学試験委員会や学生・厚生委員会、就職委員会など、職員と教員による教職協働体制が整備され、全学的な情報共有等が行われている。【資料 4-1-9、10】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学における学長のリーダーシップに基づく意思決定について、副学長をはじめ各学部長、各学部教務部長、及び事務局長などが補佐体制を整え、教学マネジメントを含む学内の重要事項を審議するために全学運営協議会を設置している、引き続き、大学にとって重要な課題である教学マネジメントを確立するために、学長を中心に各関係部署の意見を集約し、学長のリーダーシップを発揮できるよう努めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の教育目的及び教育課程に即した教員を確保するために、教育課程の変更、辞職、定年退職等により必要が生じた際に適宜、教員の採用と昇任を行っている。また専任教員で賄えない授業の担当教員には、本学が定めた要件を満たす兼任教員を採用することで補っている。

令和 6 年 5 月現在の専任教員数は表 4-2-1 のとおりであり、大学設置基準で定められた必要教員数を上回っている。

表 4-2-1 専任教員数

	教授	准教授	講師	助教	計
国際経営学部	15	1	6	1	23
教育学部	12	8	3		23

※国際経営学部の専任教員数に学長（教授）1人を含む

< 教員の採用 >

本学における教員の採用の方針については、「共栄大学教員の採用及び昇任に関する選考規程」、「共栄大学教員資格基準」【資料：（共栄大学教員資格基準）】及び「共栄大学専任教員昇任基準」に基づき審議している。【資料 4-2-1、2】

教員募集方法については、国立研究開発法人科学技術振興機構の「JREC-IN Portal」（研究者人材ポータルサイト）等を活用した「公募制」を原則としており、高等教育機関としての公正さを期し、透明性を確保している。【資料 4-2-3】

教員選考方法については、「共栄大学教員の採用及び昇任に関する選考規程」第 3 条の規定により学長、学部長及び学長が指名する 3 人の教員、計 5 人で構成される「教員選考委員会」を設置し、①研究業績、教育業績及び著書・論文等による書類審査、②面接、③模擬講義を実施しており、教授能力とともに教育者としての人間的資質も十分考慮した上で総合的に審査する。教員選考委員会は応募者の選考結果を学長に答申し、学長は採用候補者を理事長に推薦することで理事長による最終面接を経て決定されており、規程どおりに適切に運用されている。

< 教員の昇任 >

専任教員の昇任に関しては、「共栄大学教員の採用及び昇任に関する選任規程」及び「共栄大学教員資格基準」に基づき、学長が昇任候補者をあらかじめ理事長に打診し、昇任候補者として許可を得た後、専任教員採用時と同様に教員選考委員会を設置する。教員選考委員会は「共栄大学専任教員昇任基準」に基づき、昇任候補者から提出された資格昇任基準申告書を基に審査を実施している。【資料 4-2-4】

審査に際しては、評価基準が明確に定められており、①研究業績のほかに、②教育業績、③学内校務に対する貢献、④学外活動に対する功績について各々点数が割り振られ、項目ごとに明確な数値で公表されるため、客観性が確保されており、また透明性が図られている。なお、審査結果を学長に答申する際、必要に応じて専門領域に関係のある教員の出席を求め、意見を聞くことがある。学長は、委員会の答申に基づき、理事長の承認を経て、教授会で報告している。教授会では昇任候補者の教員選考委員会報告書を開示し、審査結果を項目ごとに明確な数値で公表することで客観性が確保され、総合的かつ公正に審査を実施していることを確認している。【資料 4-2-5】

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質・能力向上のための本学の FD (Faculty Development) 活動は、平成 13 (2001) 年の開学以来、毎年継続的に実施されている。開学当初は、事務局主導で内外の講師を招

き、また学生による授業評価アンケートの結果をもとに意見交換を行う「FD 研修会」を原則として年 1 回実施してきたが、より充実した研修会活動を実現するために、平成 20 年（2008 年）4 月にファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、FD 委員会という。）を設置した。

FD 委員会は、本学の教授法や授業運営などの改善、そして教育活動の向上を図るため、組織的な研修と研究を実施することを目的としている。この委員会は、学長が指名した教員を委員長とし、学長、両学部長、教務委員長、教務担当課長、学長が指名した教員、その他学長が必要と認めた者で構成されている。FD 委員会の活動の中心は、「FD 研修会」であるが、「SD 研修会」と合同で実施されているため、専任教員全員と教職員が参加することが義務付けられ、知識や情報の共有が行われている。【資料 4-2-6】

表 4-2-1 令和 5（2023）年度 FD・SD 研修

実施日	テーマ	講師	参加者数
11/28	学生支援に関する現代的課題－合理的配慮提供の問題を中心に－	野内友規氏（聖霊女子短期大学）	78/80
2/27	学修成果の可視化の基礎となる授業評価アンケート結果検証	平田敦義（教育学部）、IR 推進室	71/81

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目的の実現や適切な教育課程の運営のため、計画的な教員の採用、昇任を行っていく。

FD 研修会と SD 研修会が合同で実施されており、SD の要素の強い研修内容が散見される。授業の内容や教授法の改善を目的とする研修を増やしていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

これまで「SD 研修会」は「FD 研修会」と合同で実施しているが、これに加えて令和 4（2022）年度からは SD 独自の研修制度を構築した。すなわち、令和 4（2022）年 12 月に原則 40 歳未満の若手職員を対象とした「将来構想プロジェクト」を発足させた。このプロジェクトは共栄大学の経営強化のための中期的な計画を作成することを目標とし、毎月 2 回定期的に会合を行っている。期待される効果は以下の 3 点である。【資料 4-3-1】

1. 人材育成（課題発見能力、経営分析力、戦略構想力、コミュニケーション力、意思決定力、リーダーシップ）
2. 良好な人間関係の構築から協働機会の創出（いわゆる「縦割り、ムラ社会」の根絶

3. オーナーシップ（当事者意識）の醸成（自律、主体性、責任、自己研鑽）

また学校法人共栄学園全体の職員研修や、同法人入職 1・2 年目職員対象の入職研修にも該当職員が参加をしている。【資料 4-3-2、3】

令和5年度には、職員の専門性やスキル向上、自己研鑽に資するためWeb研修システムの導入を行った。【資料4-3-4】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

学内で開催される FD・SD 研修会への参加に加えて、文部科学省、日本高等教育評価機構、日本私立大学協会をはじめとする外部団体主催の研修会への参加を促し、一層の資質・能力の向上を図っていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員研究室は 46 室の個室（平均 25.8 m²）があり、専任教員全員に貸与している。教員の研究活動の他、オフィスアワーやゼミナール等にも対応できる広さを有している。無線 LAN 環境も整備されており、ICT を活用した研究活動が可能となっている。

【資料 4-4-1】

本学付属図書館には、経営学、経済学、国際学、教育学を中心に 336 種の雑誌が所蔵されており、またデータベース 5 種、電子ジャーナル 4 種を契約しており、研究活動に必要な情報提供が可能となっている。【資料 4-4-2】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については、「共栄大学研究倫理規程」、「共栄大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針」、「共栄大学における公的研究費運営・管理規程」、「共栄大学における公的研究費の不正防止・調査に関する規程」、「共栄大学における公的研究費の不正防止計画」の規程等を整備し、厳正に運用している。

また、「共栄大学における公的研究費にかかる通報窓口」を公開しており、これには研究倫理に関わる責任体系、研究倫理教育、研究費の適正な使用・管理、内部監査体制、不正行為の定義・調査・通報窓口、不正防止計画、研究者の責務等を規定しており、本学公式サイトで公開されている。【資料 4-4-3~9】

また本学において「人を直接対象とした研究」を行う際には、「研究倫理規定委員会」に

において、研究倫理審査のほか、研究倫理に関わる事項についての審議が行われている。

【資料 4-4-10】

さらに、全専任教員に対して日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を義務付け、研究倫理教育を年に一度行っている。【資料 4-4-11】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「共栄大学教員個人研究費規程」に基づき、1人当たり年額 50 万円の個人研究費を支給することで、専任教員の研究活動の助成を行っている。【資料 4-4-12】

また年額 50 万円を上限とする「学内共同研究費」には、2人以上の教員が共同で申請することが可能であり、年に 3 件まで採択されている。他学部の教員同士による共同申請も行われており、全学的な研究活動の促進に寄与している。【資料 4-4-13】

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の研究紀要である「共栄大学研究論集」への投稿数の増加を促すことで、教員の研究活動を促進する。また、科学研究費をはじめとする競争的研究費の運用を推進していく。さらに、社会情勢等に即して継続的に研究倫理規程や制度等の見直しを行い、適正に運用していく。

【基準 4 の自己評価】

本学では、学長の補佐として副学長を配置し、さらに補佐組織として全学運営協議会、教授会、運営委員会、各種委員会を整備することで、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境が整えられている。

また、教授会においては、講師以上の教員に加えて学長が指名する事務職員も出席し、全学的な教育研究とその他の重要事項の決定に際して、学長に意見を述べる事が可能となっており、権限の適切な分散と責任に配慮した教学マネジメントが構築されている。

教員は大学設置基準に基づいて配置され、採用及び昇任については規定に基づき適切に実施されている。職員の採用及び昇任についても規定に基づき適切に実施されており、教員とともに各種委員会委員として配置することにより、教職協働での教学マネジメントが実施されている。

FD については、教育の内容や方法等の改善を図ることを目的とした研修会を定期的実施している。SD についても、各種研修会を実施し、職員の資質・能力の向上を図っている。さらに必要に応じて FD・SD 研修を共同開催することで、教職協働での大学運営の促進を図っている。

教員の研究活動に対しては、個人研究費、共同研究費、研究室、研究資料等を配分することにより、適切な支援が行われている。また研究倫理に関する規定や制度を整備し、定期的な研修と監査を実施することで、厳正に運用を行っている。

以上のように本学は、教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援が適切に実施されていることから、「基準 4. 教員・職員」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人共栄学園は、「学校法人共栄学園寄附行為」（以下「寄附行為」という。）及び「学校法人共栄学園寄附行為施行細則」（以下「施行細則」という。）に基づき、理事会、評議員会、監事等が業務を執行し、学校経営を行っている。寄附行為第 3 条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、知・徳・体が調和した全人的な人間を育成することを目的とする。」と定めており、本学はこれらの法令に則り、共栄大学学則第 1 条において、「学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広い教養と実践的能力の養成ならびに豊かな人間性を涵養し、もって有能な社会人を育成することを目的とする。」と目的を明確に規定している。【資料 5-1-1~3】

寄附行為及び学則は本学公式サイトで公開している。また、財務情報、監査報告書、事業報告書等も本学公式サイトで公開し、広く社会への情報提供を行っている。

【資料 5-1-4】

同様に、教育研究活動等の状況に関する情報や教育研究活動等の状況に関する情報も公開しており、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に合致している。【資料 5-1-5】

日本私立大学協会の「私立大学版ガバナンス・コード」に準拠し「共栄大学ガバナンス・コード」を作成し公開するとともに遵守に努め、定期的に適合状況を点検している。

【資料 5-1-4】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人の意思決定機関として、寄附行為第 15 条に「理事会」に関する条項及び第 18 条に「評議員会」に関する条項が定められており、寄附行為及び施行細則に従って、理事会、評議員会が定期的開催され、確実な業務の遂行と目的の実現に向け経営、財務に関する事項を中心に継続的に審議がなされている。【資料 5-1-1、2】

また、日常の業務執行においては、理事長が常勤理事会を開催（月 1 回）し、理事会に諮る審議事項や各学校の運営状況等の報告を行い、理事会における意思決定が迅速かつ確実に審議できるようにするほか、理事会に委任された事項等を決定する。【資料 5-1-6】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

< 環境保全への配慮 >

照明については、全施設の照明を LED 照明に切り替え、また集中管理システムによる不

要照明の消灯や、光量を確保したうえでの照明の間引き、トイレにおける人感センサーによる消灯などを通じて電力消費の削減を行っている。

空調については、集中管理システムで未使用教室の空調を停止することや、推奨する温度設定値を表示し、適切な温度管理を行うことなどを通じて電力消費の削減を行っている。

また女子トイレ全個室にトイレ用節水装置（擬音装置）を取り付けることで節水対策を行っている。

<人権への配慮>

人権については、「学校法人共栄学園学生等個人情報の保護に関する規程」、「学生等個人情報の保護に関する施行細則」、「ハラスメントの防止等に関する規程」を設け、教職員に周知している。【資料 5-1-7~9】

また入学手続書類や入学時に配布する『修学ガイドブック』に「共栄大学における個人情報の取扱い」を記載し、学生への周知も行っている。【資料 5-1-10】

公益通報については「学校法人共栄学園公益通報に関する規程」を定め、法人事務局長が責任者となり、相談窓口を法人事務局に設けているため、通報者を保護できる体制となっている。【資料 5-1-11】

<安全への配慮>

安全に関しては、「共栄大学危機管理規則」、「共栄大学防災・防火規程」を整備し、年 1 回、地震・火災を想定した避難訓練を全学生・教職員合同で実施しているとともに、非常時に備え食料等の備蓄を行っている。また、学内に 5 台の AED を設置し、救命対応時に備えている。【資料 5-1-12、13】

さらに、春日部市と「災害時における共栄大学の使用に関する覚書」を締結し、災害発生時に地域住民が本学を避難場所として使用することが可能となっている。【資料 5-1-14】

建物の安全性については、本学校舎はすべて建築基準法が改正された昭和 56（1981）年度以降に建築されており、新耐震基準に適合している。さらに、平成 23（2011）年度教育学部開設時に補修改修を行っており、安全性に問題はない。また、車いすに対応したスロープやトイレを設置するなど、身体の不自由な学生に配慮している。【資料 5-1-15】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の健全性は担保されている。法令を遵守し、社会情勢の変化等に応じて諸規程の制定・改正を行い、また環境保全、人権、安全への配慮を怠ることなく、継続的に経営に取り組んでいく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

＜意思決定体制の整備＞

学校法人共栄学園の最高意思決定機関は理事会である。理事会は、寄附行為第 15 条に基づき設置開催している。理事長は法人を代表し、法令及び寄附行為に規定する職務を行い、事務、教学、調査研究等この法人の総ての業務を掌理するとし、常勤理事は理事長を補佐し、法人の業務を分掌している。【資料 5-2-1～3】

＜寄付行為に基づく理事会の適切な運営＞

理事会は寄附行為に基づき、通常年 4 回（5 月、9 月、12 月、3 月）以上開催することを原則としている。また、常勤理事会は、原則月 1 回開催し、理事会に提出する議題について、事前に協議をして、理事会における意思決定が迅速かつ確実に審議できるようにする他、理事会に委任された事項等を決定する。常勤理事会には、理事長、学長等を含む常勤の理事、その他理事ではない校長及び法人本部特別参与で構成されている。また、常勤理事会では、理事会審議事項だけではなく、経営方針や人事に関する事項及び各学校の運営状況等について報告され、総合的に判断できる協議機関になっている。【資料 5-2-1～4】

＜理事会選考規定の整備及び選考＞

理事の定数は寄附行為第 5 条に基づき 7 人であり、理事の選任は、第 1 号理事として学長及び併設高校長、第 2 号理事として評議員、第 3 号理事として学識経験者及び功労者となっている。【資料 5-2-5】

＜理事の出席状況＞

理事の出席状況は良好であり、使命・目的の達成に向けて適切・迅速に意思決定ができる体制が整備されている。【資料 5-2-1、6】

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

変化する社会環境やニーズに的確に対応するため、理事会においても将来を見据えた迅速かつ的確な経営判断をすることが求められている。更に、安定した学校運営を行うために、管理運営に関わる各理事の経験と識見を生かし、理事会の役割を發揮するように努める。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

寄附行為の規定に基づき学長が理事になり、法人と教学部門の連携の要として理事会に出席している。また、大学事務局長（法人事務局長兼務）も理事として出席し、本学に関わる審議議事案件について適切に判断できるよう情報を提供し、理事会が行う意思決定の円滑化に努めている。また、原則月1回常勤理事会を開催し、理事長、学長等を含む常勤の理事、その他理事ではない校長及び法人本部特別参与で構成し、理事会審議事項のみならず、経営方針や人事に関する事項、各学校の運営状況等についての意見交換及び報告がなされ、総合的に判断できる協議機関になっている。【資料5-3-1~3】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

<法人と大学の相互チェック体制>

理事会には学長の他、大学事務局長（法人事務局長兼務）が出席しており、大学側の情報を報告して、全理事が情報を共有している。また、評議員は寄附行為第18条により、定員15人と定められており、大学からは学長の他、2人が参加している。評議員会においても理事会同様大学側から報告し、全評議員と情報を共有している。なお、理事会、評議員会には大学事務局長（法人事務局長兼務）が出席しており、必要な事案については大学の部課長会に報告して、職員に対して伝達できる体制をとっている。【資料5-3-1、2】

<監事の選考に関する規定の整備及び選考>

監事は寄附行為第7条において、法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任するようになっており、寄附行為第5条に基づき2人が選任されている。理事会及び評議員会に出席し、寄附行為第14条によって監事の職務は明確に規定され、適切に職務を遂行している。

【資料5-3-1】

<監事の理事会への出席及び意見陳述>

令和5（2023）年度はすべての理事会に出席し、適宜意見を述べている。また、監査法人と適宜連携し、学校監査時及び年次決算に立ち合い財務状況等の監査を行っている。また、監査計画（案）及び業務報告を作成し、理事会・評議員会において報告している。

【資料5-3-4、5】

<寄附行為に基づく評議員会の適切な運営>

評議員会は、寄附行為第20条に定める事項について、理事長の諮問に応え、意見を述べる。3月は理事会開催前に評議員会を開催し理事長より当該年度補正予算、次年度事業計画及び予算案等に係る意見が求められ、5月は理事会開催後に、前年度決算報告、事業実績報告、監事業務報告等が行われている。【資料5-3-1、資料5-3-6~9】

<評議員会の選考に関する規定の整備及び選考>

評議員会の定数は寄附行為第18条に基づき15人であり、同第22条に基づき、第1号評議員として法人の職員7人、第2号評議員として法人が設置する学校を卒業した者で年

齢 25 歳以上の者 3 人、第 3 号評議員として学識経験者 5 人が選任されている。

【資料 5-3-1、2】

<評議員の評議会への出席状況>

評議員会は、原則として理事会を招集する日に行うことになっているため、令和 5(2023)年度は 4 回(5 月、9 月、12 月、3 月)に開催し、評議員の出席状況は良好であり、適切・迅速に意思決定ができる体制が整備されている。【資料 5-3-10】

(3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

学長は大学運営をさらに円滑に進めるため、業務執行体制を常に点検し、法人と大学との連携を的確に行うことが重要であり、学園全体のコミュニケーションとガバナンスを強固なものにするための理事会、大学の全学運営協議会、教授会等でリーダーシップを発揮し、緊密な連携のもとに教育体制を構築し教育力の向上を図る。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学校法人共栄学園は、昭和 13(1938)年の創立以来 85 年を経過し、共栄大学、共栄学園中学高等学校、春日部共栄中学高等学校、共栄幼稚園の 4 つの学校を有し、学生、生徒、及び園児の数が 4、500 人を超える学園に発展した。大学部門においては、平成 23 年度に共栄大学の長期的展望を検討した結果、埼玉県内における教員養成機関が 2 つしかなかったことから、新たに教育学部を設置した。新設された教育学部も 10 期生を送り出し、令和 5 年度の公立小学校教員採用試験結果では、正規採用小学校への就職率が 69.4%を達成するなど、地域において認知され、安定的に定員を確保できるようになっている。今後、大学部門の財務運営を安定的に推移させるために、令和 4 年度から 5 か年の中期経営計画を策定し、地域に根ざした大学として安定的な運営を目指している。【資料 5-4-1~3】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

<安定した財務基盤>

平成 13(2001)年度に大学を新設してから、東京の共栄学園中学高等学校の共学化に伴う校舎改築、春日部共栄高等学校に併設する中学校の新築等、時代の変化に即した教育施設設備の拡充を図るために大きな資金を投入してきた。他方、これまでの堅実な学園運営の成果により令和 5 年度の手元流動資金は約 44 億円、校地・校舎引当金、有価証券等の運用資金は約 24 億円有しており、安定した財務基盤を保っている。【資料 5-4-1、2、4、5】

＜収支バランス＞

共栄大学は平成 13 (2001) 年度に国際経営学部の単科大学として開学したが、定員 220 人を平成 22 (2010) 年度から入学定員を 200 人に減員し、ここ数年定員を確保している。両学部合算で見た場合、大学部門として定員数をほぼ確保できている状況から、学納金収入等増加による事業活動収支差額比率の改善は顕著であり、大学部門においても安定した収支バランスを確保している。【資料 5-4-4】

＜外部資金導入の努力＞

法人全体においても、長年にわたる健全な学園運営による内部留保は厚く外部資金に頼らない適切で健全な財政運営がなされている。【資料 5-4-2】

大学独自では、競争的資金としての科学研究費等補助金の獲得を推奨している。表 5-4-1 に示すとおり、継続的な獲得がなされている。また公的資金の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する教育を行うと同時に、FD・SD 研修会で競争的資金の必要性や、申請書の記入についての研修会や理事会へ公的研究費に関する業務監査報告書の提出を行っている。【資料 5-4-6】

表 5-4-1 過去 3 年間の採択件数及び金額)

年 度	採択件数	金 額
令和 3 年度	研究代表者 10 件	13,830,909 円
	研究分担者 9 件	2,082,472 円
令和 4 年度	研究代表者 10 件	9,880,000 円
	研究分担者 9 件	1,980,000 円
令和 5 年度	研究代表者 9 件	12,740,000 円
	研究分担者 11 件	2,221,000 円

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

大学の安定的な財務基盤の柱は、学生や生徒からの納付金の安定的な確保にほかならない。そのためには、高校訪問体制の整備や見直し、オープンキャンパスの更なる工夫を通じて入学定員の安定確保を図ることが重要である。

また中途退学者の減少への対応を最重要課題と位置づけ、教職員が一丸となり、日頃から教育面や生活指導などにおける細やかな配慮が欠かせない。関連して、少子化は大学等の高等教育機関にとって存続に係る危機であるが、その中で、限られた財源をより効率的に教育研究に活用することを基本に、支出全般を削減するのではなく、メリハリのある予算配分を心がけ、教育研究の活性化に貢献し、特色ある大学づくりに継続的に取り組んでいく。また、競争的な資金獲得にも継続して積極的に取り組んでいく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

<適切な会計処理>

会計処理は、「学校法人共栄学園経理規程」、「学校法人共栄学園経理規程施行細則」「学校法人共栄学園固定資産及び物品管理規程」、「学校法人共栄学園図書管理規程」に準拠しつつ、適正に処理を行っている。また、監査法人の公認会計士による定期監査時の個別指導に加え、会計処理上で疑問等が発生した場合は即時電話等で質問し、きめ細かい説明、指導を受けている。毎月行っている月末残高計数突合作業時に予算執行状況を把握するように努めており、適正な運用が行われているように管理している。【資料 5-5-1~5】

<補正予算の編成>

5月に当初予算の1次補正を行い、12月に2次補正を編成し、評議員会、理事会の審議、承認を得ている。【資料 5-5-6、7】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

学校法人共栄学園では学校ごとに、監査法人の公認会計士による会計監査と監事による監査を実施している。すなわち、公認会計士が私学振興助成法に基づく監査を実施しており、併せて本学園全体の運営状況を決算帳票書類、会計帳簿書類、理事会等の議事録等を精査することで、厳正な監査をしている。また年に数回、監事と監査法人の公認会計士の面談の機会を設けており、監査法人と意見交換を行い、厳正に対応している。令和5(2023)年度の会計処理に対する監査法人による監査は、延べ13日間かけて、102人で行われた。

【資料 5-5-5、8~10】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

経営・管理については、本法人の使命・目的の達成に向けて、関連諸法令をはじめ、本学の諸規程に基づき、今後も適切な会計処理が行われるよう、監事及び監査法人との連携を強化するとともに、担当職員のスキルアップに努めていく。

[基準5の自己評価]

本学は、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、寄附行為や共栄大学学則をはじめとする諸規程等に則り、法人与大学の円滑なコミュニケーションの下に、適切な管理運営が行われており、学長を中心に教育研究が適切に実施できる環境が整っている。また、財務については、財政見通しを踏まえつつ、各年度における「予算編成の基本方針」に基

づき適正な財務運営に取り組み、会計処理については、学校法人会計基準に従って行っており、監事の監査体制も問題なく、適正かつ厳正に実施されている。

以上のように、本学は適正な組織運営がされており、「基準 5. 経営・管理と財務」を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、「共栄大学自己点検・評価に関する規則」第 1 条において、「共栄大学学則第 2 条に基づき、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価（以下「自己評価」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。」と定め、自己点検・評価委員会と自己点検作業委員会の 2 つの委員会を組織し、適切に実施運営している。【資料 6-1-1、2】

自己点検・評価委員会は、「共栄大学自己点検・評価に関する規則」第 2 条において、自己評価の実実施計画に関すること、自己評価の実施に関すること、自己評価報告書の作成及び公開に関すること、自己評価の目的、基本理念、評価項目及び実施体制について、実行上の点検及び見直しに関すること、他の委員会との連絡調整に関すること、その他自己点検に関し必要な事項を審議することと定め、運営している。【資料 6-1-2】

自己点検作業委員会は、「共栄大学自己点検・評価に関する規則」第 8 条第 2 項の規定に基づき設置され、自己評価の実施に関すること、自己評価報告書の作成、自己点検・評価委員会から委任された事項に関すること、その他自己点検に関し必要な事項に関すること、を所掌し、適切に運営している。【資料 6-1-3】

教育職員免許法施行規則の改正により令和 4 年度から教職課程の自己点検・評価が義務化されたことに伴い、本学では、自己点検作業委員会の下に教職課程自己点検専門委員会を設置し、自己点検評価報告書の作成及び公表にあたっている。【資料 6-1-4】

本学では、平成 27 (2015) 年度に、学内の現状把握を行うためのデータ収集及び分析を行う学長直轄の IR 推進室が設置されており、「共栄大学 IR 推進室要項」第 3 項において IR 推進室は、教学改革に係る戦略的な企画・立案に関すること、教育・学生支援の評価方法に係る研究・開発及び評価の企画・実施支援に関すること、本学における IR の統括及び各学部等における IR の支援に関すること、データの集約・分析・管理及び運用に関すること、IR に必要な FD・SD の企画・実施に関すること、その他 IR 推進室の目的を達成するために必要な業務を行うことと規定されている。【資料 6-1-5】

本学では、自己点検・評価委員会の責任に基づく自己評価の方針、実施計画、重点事項等の指示を受け、自己点検作業委員会が自己評価報告書を作成し、これを自己点検・評価委員会が審議・評価し、教育研究活動上で必要とされる改善点を全学的に報告している。

学則第 13 条に基づいて設置された全学運営協議会では、自己点検・評価活動や IR に基づいて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に関する全学的な方針の策定及び評価について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるこ

ととしている。同協議会は学長、副学長、各学部長、各学部教務部長、事務局長、事務局部課長等で構成される教職協働の組織であり、学長が主宰している。同協議会での検討を踏まえ、学長主導のもと、各委員会・部局が必要な改善を行うことにより、内部質保証を実現する体制が確立している。【資料 6-1-1、6】

本学では、FD 委員会（スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会を兼ねる）の主導により、教職員の資質・能力の向上を目的とした研修会を定期的に行っている。【資料 6-1-7、8】

各学部には教務委員会が設置され、学部の教育課程及び教職課程の編成・運営に関する事項、授業計画やシラバス等に関する事項等について協議を行っている。委員会の活動の一環として、学部の教育活動の質保証のため、委員によるシラバスチェックを行っている。各授業科目のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの整合性や到達目標の適切性等を確認し、必要に応じ担当教員にシラバスの見直し・修正を依頼している。

【資料 6-1-9、10】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価書の作成は自己点検作業委員会が行っているが、将来的な評価基準項目の変更や追加、社会の要望に対応するために、自己点検作業委員会内に評価基準に応じた専門委員会や部会を設置し、各専門委員会・部会が能動的に作業を行うことで委員会の機動力を迅速化させる仕組みを構築し、自己点検評価書作成の精度と効率を向上させていく。

自己点検評価活動を、改善や次段階の計画・立案に確実に繋げていくため、全学運営協議会における教学マネジメントに係る取組みを活性化していく。

3 つのポリシーを踏まえて、大学の取組みの適切性を点検・評価するにあたり、学生や学外のステークホルダーの意見を聴取するための体制が十分ではないため、早急に整備を図る。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、自己点検評価書の執筆は、自己点検作業委員長の下、それぞれの項目の責任者を定め、その責任者の責任の下で、執筆担当者が各自の資料や事務局作成のデータ等のエビデンスを確認して執筆し、自己点検作業委員長がそれを取りまとめ自己点検評価書を作成している。【資料 6-2-1】

また、「共栄大学自己点検作業委員会に関する規程」第 2 条「委員会は、自己点検活動を円滑に実施し、報告することを目的とする。」と規定しており、自己点検作業委員長が自己点検・評価委員会に自己点検評価書を提出し、確認を得ることによって、客観性及び透

明性が確保されている。さらに、「共栄大学自己点検作業委員会に関する規程」第9条により、自己評価報告書は3年に1度作成することが定められている。【資料6-2-2】

加えて、自己点検作業委員は各年度において自己点検に必要なデータの更新を行っている。【資料6-2-3】

さらに平成29(2017)年度の認証評価の結果及び自己評価報告書については、本学公式サイトにおいて広く学外にも公開している。【資料6-2-4】

教職課程自己点検専門委員会が担う教育学部における教職課程自己点検評価活動においては、委員長から学部の専任教員に対し基準項目に係る具体的な取組事例の情報提供が依頼され、全教員が自己点検・評価活動に関わる体制となっている。【資料6-2-5、6】

なお、教職課程自己点検評価報告書も、本学公式サイトにおいて公開されている。

【資料6-2-7】

また、各年度の各学部や事務局での取組みを事業実績報告として取りまとめ全学運営協議会で共有し、理事長及び理事会への報告を行っている。【資料6-2-8】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学においては、IR推進室の構成メンバー及びIR推進室の庶務を担当している教務担当職員が授業評価アンケートや学修行動と学生生活に関するアンケート、成績・学修成果、学籍異動等に関するデータの集計、分析、教職員への情報提供を行っている。【資料6-2-9】

令和3(2021)年度から使用している学務システムは、以前の学務システムに比べ、エンドユーザーコンピューティング(EUC)によるデータの抽出がしやすく、当該システムで管理している入試情報、入学後の成績・単位修得状況、休学・退学等異動情報等と、出席管理システムで管理している出欠率等を紐づけて分析することが容易となった。その成果の一部として、令和4(2022)年度には、学部ごとのFD研修として、退学率の現状と対策について発表・提案を行った。【資料6-2-10】

また、学期ごとに全学運営協議会に成績評価分布状況とGPA分布状況を報告するほか、教育学部の「プチFD」では授業科目別の成績評価分布状況や学年ごとのGPA分布の推移を報告している。【資料6-2-11、12】

令和4(2022)年度のIR推進室の会議において、授業評価アンケート及び学修行動と学生生活に関するアンケートに、両学部のディプロマ・ポリシーに関連づけた知識や能力の習得状況を問う設問を加えた。【資料6-2-13】

これにより、令和5(2023)年度には、アンケート集計結果をもとにディプロマ・ポリシーの達成状況を確認する試みを行い、FD・SD研修会での情報共有を図った。

【資料6-2-14】

その他、表6-2-1に示すとおり各部署で行っているアンケート調査についても関係教職員で結果を共有し、教育活動に役立てている。

表 6-2-1 アンケート調査実施状況

名称	担当	対象	時期
学生による授業評価アンケート	IR 推進室／教務担当	全学生	7月、1月
学修行動と学生生活に関するアンケート	IR 推進室／教務担当	全学生	7月、1月
中退者アンケート	教務担当	退学者	退学届提出時
こころとからだの健康アンケート	保健管理センター／学生担当	全学生	各学期
卒業予定者アンケート	学生担当	卒業予定者	卒業年次 1～3月
進路・教育実習等希望調査	教育学部事務室	教育学部 1 年生	11～12 月
小学校教育実習履修希望調査	教育学部事務室	教育学部 2 年生	6 月
進路希望調査	教育学部事務室	教育学部 3・4 年生	6 月
企業向けアンケート	就職担当	業界研究セミナー参加企業	2月～3月
卒業生アンケート	就職担当	卒業生（卒業後 2 年目）	2 月

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

全学運営協議会等における大学の教育活動の評価・改善に限らず、大学全体の戦略的な意思決定に関わるエビデンスを提供するためには、IR 機能の一層の強化が必要である。そのためには IR を担当する教職員の知識・技能向上のための継続的な研修や、IR を主たる業務とする職員の配置を検討する。また、IR 推進室に集約されていないデータが数多く存在していると推測され、より一層データの収集を進めるとともに、個人情報を含むデータの管理や権限を整備する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、自己点検・評価委員会及び自己点検作業委員会において、日本高等教育評価機構の評価基準に即した定期的な自己点検が実施されている。この過程で発見された問題点に対する改善・向上方策については、学長が作成する運営方針にフィードバックされ、次年度の事業計画に反映されることによって、結果の活用のための PDCA サイクルが確立されている。【資料 6-3-1】

国際経営学部においては、学部長を中心に、例年、各教員の教育・研究活動の状況や学部の地域貢献の状況、学生の活動実績等を取りまとめ、『教育・研究活動の概要』（報告書）

を発行している。作成にあたっては、各専任教員が自身の1年間の教育・研究活動を振り返り点検している。当該報告書は、全学的な自己点検・評価活動において参照されているほか、国際経営学部教授会、全学運営協議会で報告され、翌年度の教育・研究活動の改善に役立てられている。【資料6-3-2】

また、令和4年度の授業評価アンケートの集計結果から、「課題を発見し、解決に向けて考える力」「他者とコミュニケーションする力」「他者と協力して働いたり課題に取り組んだりする力」「社会の一員としての自覚や誠実な態度・行動」に関する達成度が相対的に低いと認識されている。これを受けて、令和5(2023)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2(2020)年度以降中止していたプレゼンテーション大会の復活や、ダイドードリンコ株式会社と連携した自販機を活用した教育プログラムを行っている。【資料6-3-3~5】

加えて、令和6(2024)年度から適用するカリキュラムの検討にあたっては、課題解決型授業の体系化を図り、「フィールドワーク基礎」から「特別講義B(スポラス)」「特別講義C(ワールドラン)」へ学びを深めていけるように科目を配置している。

【資料6-3-6】

教育学部は、教員養成を主たる目的とする学部であり、学部としての取組みと教職課程としての取組みが緊密なものになっている。そのため、教職課程自己点検評価活動が、学部の自己点検評価活動としても機能している。前述のように、教職課程自己点検専門委員会は全学組織である自己点検作業委員会の下に設置されており、作成された報告書は全学的な自己点検・評価においても活用されている。

令和4(2022)年度の教職課程自己点検評価では、学校教育現場でのICT活用法の変化等に応じて大学でのICT関連教育を展開するにあたり、設備の充実が必要であると指摘している。これに対し、教育学部では、従来ICT利活用に関する講義「特別講義I・II・III」の開講期間に受講者に対し行っていたノートパソコンの貸出を、日常的に対象者を限定せずに行うこととした。貸出・返却の対応は教育学部ラーニング・ラボで行っている。

【資料6-3-7】

また、「初等理科I・II」「初等教科教育法(理科)」でデジタル教科書やグループ活動でのノートパソコンの使用を始め、それに伴い実験室への大型モニターの設置、Wi-Fiアンテナ増設を行った。なお、Wi-Fiアンテナ増設は工作室、音楽室等でも行っている。

【資料6-3-8】

学期ごとに全学的に行っている授業評価アンケートは、結果を大学や各学部での取組みの点検に用いるほか、個々の教員授業改善につなげるため、担当教員がアンケート結果に関する所見や来年度の対応を記入し、学部長が確認している。【資料6-3-9】

(3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証に向けて、大学、各学部、教員、それぞれのレベルにおいて、PDCAサイクルを循環させる取組みを行っている。今後、各レベルでのPDCAサイクルをより効果的に機能させ、大学としての内部質保証を確実に行的っていくためには、教学マネジメントを担う全学運営協議会の役割を明確にし、全体の調整を行うことが必要である。

また、3つのポリシーを踏まえてPDCAサイクルを回すとともに、社会の変化等に合わせ3つのポリシーそのものを見直していく。

【基準6の自己評価】

本学では、「共栄大学自己点検・評価に関する規則」を定め、内部質保証のための組織体制と責任体制を重層的に整備することによって、効果的な内部質保証を実施する体制が構築されている。また「自己点検作業委員会に関する規程」を定め、定期的な内部質保証の自主的・自律的な実施と、結果を公表する体制が整備されている。さらに学長直轄のIR推進室が主導することで、内部質保証に必要なデータの収集・分析を迅速かつ効果的に実施することが可能となっている。

内部質保証のためのデータの収集・分析は、本学の教育活動が3つのポリシーに適合しているかを検討することに重点が置かれている。これを基にした自己点検・評価の結果を「運営基本方針及び事業計画」、「教育・研究活動」に反映させることで、本学の運営の改善・向上を目的としたPDCAサイクルの仕組みが有効に機能している。

以上のように本学では、内部質保証を効果的かつ恒常的に実施する体制が整備されており、「基準6. 内部質保証」を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携と社会貢献

A-1. 地域との協働と地域社会への貢献

A-1-① 大学の地域社会との協力関係の構築

A-1-② 大学が持っている多様な資源の社会への提供

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の地域社会との協力関係の構築

＜春日部市との包括協定の締結＞

本学は平成 19（2007）年度に春日部市との包括連携協定を締結し、協力関係を構築している。協定のもとに行っている取組みを以下に列挙する。【資料 A-1-1、2】

1. 春日部市の審議会等への委員派遣

本学では、大学が持つ人的・知的資源を地域社会に積極的に還元し、地域貢献を推進する立場から、本学教員を春日部市の審議会・委員会の委員として派遣している。令和 6（2024）年度は延べ 15 人が委嘱されており、春日部市との協力のもと、地域発展に努めている。【資料 A-1-3】

2. 子ども大学かすかべ

「子ども大学かすかべ」は、春日部市内の小学 4 年生から 6 年生を対象に、①ものごとの原理やしぐみを追求する「はてな学」、②地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、③自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の 3 分野についての学習を行い、「子どもの学ぶ力や生きる力を育み、地域で地域の子供を育てていく」ことを目的とした活動を行っている。【資料 A-1-4】

令和 5（2023）年度は「平和な世界を考えよう！」をテーマに、グループワークを交えながら、戦争・貧困・環境問題などについての活発な意見交換を行いながらの学習を行った。【資料 A-1-5】

3. 春日部市との連携による授業科目の開講

本学では、学生の「地域社会理解の向上」、「地域における就業レディネスの向上」を目的として、春日部市と連携した授業科目を開講している。令和 6（2024）年度は、春日部市スポーツ推進課と連携したフィールドワーク形態の授業を実施している。

【資料 A-1-6】

4. 公務員を希望する学生を対象とした春日部市庁舎見学、市政説明会等の実施

本学では、学生を対象とした「春日部市庁舎見学」、「春日部市政説明会」等を実施することで、特に地元である春日部市の住民や経済に貢献できる人材の育成を行っている。

【資料 A-1-7、8】

<宮代町との包括連携協定の締結>

本学は平成 23（2011）年度に宮代町との包括連携協定を締結し、協力関係を構築している。協定のもとに行っている取組みを以下に列挙する。【資料 A-1-1、9】

1. 宮代町の審議会等への委員派遣

本学では、大学が持つ人的・知的資源を地域社会に積極的に還元し、地域貢献を推進する立場から、本学教員を宮代町の審議会・委員会の委員として派遣している。令和 6（2024）年度は延べ 3 人が委嘱されており、宮代町との協力のもと、地域発展に努めている。【資料 A-1-3】

2. 宮代町との連携による授業科目の開講

令和 5（2023）年度には、教育学部の学生を対象に、小学校における「GIGA スクール端末」の授業活用方法を学習することを目的とした授業科目を開講した。宮代町立小学校から現職教員を講師として招き、受講生は、授業研究、実習、受講生同士の意見交換をとおして、小学校での実践的な教授方法を習得した。【資料 A-1-10、11】

<埼玉県教育委員会との連携>

本学は令和 3（2021）年度に埼玉県教育委員会との連携協定を締結した。

令和 5（2023）年度には埼玉県教育委員会と連携して、教育学部の学生を対象に、小学校における「ICT を活用した授業づくり」に関する授業を開講した。埼玉県教育委員会から派遣された「教育 DX、教職員研修、企画調整」の各担当指導主事が講師として授業を行い、受講生は小学校での実践的な教授方法を習得した。【資料 A-1-12、13】

<指定強化部による地域貢献活動>

本学指定強化部の一つである「体育会サッカー部」は、地域のクリーンアップを目指して「スポ GOMI 共栄 CUP」を開催している。全 16 チームが 70 分間の清掃活動を実施し、収集したゴミの量を競うことで、楽しみながら積極的に地域貢献活動を実施している。

【資料 A-1-14】

A-1-② 大学が持っている多様な資源の社会への提供

<公開講座の実施>

本学では、大学が所在する春日部市と、学園本部が所在する東京都葛飾区において、毎年複数回、「共栄大学公開講座」を実施している。実施に際しては、両自治体の担当職員と打ち合わせを行い、各自治体住民の要望に応えるテーマを立案し、このテーマを専門とする本学教員が講師として講座を担当している。

表 A-1-1 に示すとおり、令和 5（2023）年度の「令和 5 年度共栄大学公開講座（春日

部市教育委員会共催)」は、「観光、AI、音楽」の分野で3回開催された。また「令和5年度共栄大学公開講座（葛飾区教育委員会共催）」は、「英語教育、観光、キャリア形成、心理学」の分野で4回開催された。【資料A-1-15～17】

受講者を対象にした「受講アンケート」では、「講座のテーマ及び内容」の項目において、「大変良かった」または「良かった」との回答が90%以上であり、幅広い分野にわたって、実生活に有益な情報を地域住民に提供することができている。【資料A-1-18】

表A-1-1 令和5（2023）年度 共栄大学公開講座実施状況

共催自治体	講座テーマ
春日部市	第1回：旅と Well-being～私がつくる私だけの旅で健康になる～
	第2回：AIの魅力と可能性
	第3回：音楽とダンスで味わうアイルランド
葛飾区	第1回：英語教育の早期化はさらに進むのか
	第2回：身近な観光資源とまちの活性化
	第3回：人生100年時代を生きる人々のキャリア形成
	第4回：ユング心理学とアドラー心理学から人間関係を考える

<放課後子ども教室>

本学の教育学部生が、「子どもは学校だけでなく地域が一緒になって育てるもの」という考えのもと、春日部市放課後子ども教室事業へ参加している。令和5（2023）年度は、表A-1-2に示したとおり、「放課後子ども教室事業」13件の事業に参画し、地域の子どもの健やかな成長を育む活動に貢献している。

表A-1-2 令和5（2023）年度子ども教室実施状況

実施先	内容
宮川小学校	第1回：宮川小ドッチビー
	第2回：羽子板絵付け
武里南小学校	第1回：ビュンビュンごま
	第2回：お正月遊び
	第3回：ミニ運動会
正善小学校	第1回：ビュンビュンごま
	第2回：キックベース
	第3回：お正月遊び
八木崎小学校	スライムづくり&ぷよ玉すくい
緑小学校	ドッチビー
豊春小学校	スライム教室
牛島小学校	ダンス

小淵小学校	サッカー体験
-------	--------

＜学生ボランティアの派遣＞

本学では、在学生に幅広く地元地域の魅力を知ってもらいながら地域の活性化に貢献し、新しい経験や知識を広げてもらうことを目的として、「学生ボランティア活動」を推進している。表 A-1-3 に示すとおり、春日部市近郊で開催される多数のイベントにおいて学生ボランティアを派遣している。

表 A-1-3 学生ボランティアの募集例

実施年度（月）	対象学部	内容
2023 年度	教育	豊春中学校学習支援ボランティア
2023 年度	教育	埼玉県スチューデントサポーター
2023 年度	教育	岩槻商業高校学習サポーター
2023 年度（7 月）	教育	宮代町・新みやしろ郷土かるた大会スタッフ
2023 年度（11 月）	国際経営 教育	春日部こどもフェスタ 2023
2024 年度（4 月）	国際経営 教育	国際交流フェス 2024
2024 年度	教育	豊春中学校学習支援ボランティア
2024 年度	教育	埼玉県スチューデントサポーター
2024 年度	教育	春日部中学校学習ボランティア

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在実施されている春日部市、宮代町、埼玉県教育委員会との連携事業に関しては、今後も協力をしながら、より充実した内容となるように尽力することに加えて、新たに春日部市、宮代町の発展や課題解決に貢献できる取組みを、本学の発案で実施していきたい。具体的な方法としては、両自治体の課題解決に向けた共同研究や社会実験の実施が挙げられる。

【基準 A の自己評価】

本学では、「地域と連携し社会貢献する」と「地域社会に対して大学の資源を提供する」ことを重視した活動を行っている。本学の取り組みは、すべて良好な評価を得ており、地域との強い結びつきを持つ大学としてのプレゼンスを維持できている。さらに、今後も地域に根差し、地域の発展に貢献していくための体制が継続的に整備されており、これらの積極的な運用が行われている。

以上のように、本学は地域連携と社会貢献を積極的に実施しており、「基準 A. 地域連携と社会貢献」を満たしている。

V. 特記事項

1. 国際交流活動

国際経営学部と教育学部で構成する本学において、国際交流活動は重要な活動として位置づけられている。学内には「国際交流センター」が設置されており、その活動は「国際交流センター運営委員会」の教職員によって運営されている。【資料特-1-1】

これまでの実績としては、開学時より実施してきた英語スピーチコンテストの運営や、アメリカ・カリフォルニア州パサディナ市青年商工会議所との交流を行っている。さらに平成 29 (2017) 年度には、アメリカ・テキサス州オースティン市のオースティンコミュニティーカレッジ (ACC) の学生との交流を行った。【資料特-1-2~4】

また、学内の留学生に対して地域の様々なイベントへの積極的な参加を促し、留学生の地域内における国際交流活動を奨励している。具体的な実績としては、①春日部市内の「平和フェスティバル」へのボランティア参加、②春日部市と共同実施している日本語スピーチコンテスト出場学生の指導、③春日部市内のイベント(神輿担ぎや大凧揚げ)への参加、④埼玉県内プロ卓球チーム(T.T 彩たま)のホームゲームにおける大会運営のボランティア参加、⑤春日部市内古利根川の清掃活動への参加があげられる。これらの活動に関しては、国際交流センター所属の教員が引率指導をしている。【資料特-1-5~10】

さらに国際交流センターは、学生の海外留学や語学研修への積極的な参加を奨励している。アメリカのセイクリットハート大学、カナダのヨーク大学、オーストラリアのサザン・クイーンズランド大学、マレーシアのサンウェイ大学の4大学と学術交流協定を締結しており、本学から毎年数名の学生が、8週間から1年間の中長期留学を行っている。【資料特-1-11~15】

2. 高大連携

本学は、埼玉県立幸手桜高等学校と高大連携協定を締結している。この協定は、高校及び大学が相互の信頼関係に基づき、教育及び研究機能について交流・連携を行い、高校教育・大学教育の活性化を図ることを目的としている。具体的内容は、幸手桜高等学校の学校評議員会や懇親会などの第三者評価に関する委員会に本学の教授が参加し、学校運営や教育活動について建設的な意見を提言している。また、令和 5 (2023) 年度には、同校の生徒のみを対象とした「1日オープンキャンパス」を実施し、本学教員が大学の模擬講義を行い、本学の学生が大学生生活の説明を行った。【資料特-2-1、2】

埼玉県立岩槻商業高等学校とも連携し、「高校生の学習サポーター」として学生を派遣する事業を行っている。さらに同校とは令和 6 (2024) 年度に協定を締結し、より高大連携活動を拡大していく予定である。【資料特-2-3、4】

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）に規定している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条（学部・学科及び学生定員）に規定している。	1-2
第 87 条	○	学則第 20 条（修業年限）に規定している。	3-1
第 88 条	○	学則第 38 条（編入学）、第 35 条（入学前の既修得単位等の認定）、第 20 条 2 項（修業年限）に規定している。	3-1
第 89 条	—	該当しない（制度を設けていない）。	3-1
第 90 条	○	学則第 23 条（入学資格）に規定している。	2-1
第 92 条	○	学則第 7 条・第 8 条（教職員）、第 9 条（副学長）、第 10 条（学部長）、及び「共栄大学教員資格基準」に規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 14 条～第 16 条（教授会）に規定している。	4-1
第 104 条	○	学則第 45 条（学位）に規定している。	3-1
第 105 条	—	該当しない。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条（自己評価等）及び「共栄大学自己点検・評価に関する規則」に規定している。	6-2
第 113 条	○	大学公式サイトにおいて教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 11 条（事務局）、及び「共栄大学事務組織規程」に規定している、	4-1 4-3
第 122 条	—	該当しない。	2-1
第 132 条	—	該当しない。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	下記のとおり学則に記載している。 一： 第 20 条（修業年限）、第 17 条（学年）、第 18 条（学期）、第 19 条（休業日） 二： 第 1 章 総則 第 2 節 組織 三： 第 2 章 学部則 第 3 節 教育課程及び履修方法等 四： 第 31 条（単位の認定、学修の評価） 五： 第 3 条（学部・学科及び学生定員）、第 1 章 総則 第 3 節 教職員組織 六： 第 2 章 学部則 第 2 節 入学、第 2 章 学部則 第 4 節 休学、編入学、及び退学等、第 2 章 学部則 第 5 節 卒業及び学位	3-1 3-2

共栄大学

		七： 第2章 学部則 第8節 入学検定料等納付金 八： 第2章 学部則 第6節 賞罰 九は該当しない。	
第24条	○	学籍簿、成績原簿、健康診断情報等の学習及び健康の状況を記録した書類を作成し管理している。	3-2
第26条 第5項	○	学則第47条（懲戒）、「学生の懲戒に関する基準」、及び「共栄大学学生懲戒手続規程」を定めている。	4-1
第28条	○	担当部局に備え、「共栄大学文書保存規程」に則り保管している。	3-2
第143条	○	「各種委員会に係る通則を定める規則」及び各種委員会の規程を定め、設置している。	4-1
第146条	○	学則第32条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第34条（大学以外の教育施設等における学修）、第35条（入学前の既修得単位等の認定）に規定している。	3-1
第147条	—	該当しない。	3-1
第148条	—	該当しない。	3-1
第149条	—	該当しない。	3-1
第150条	○	学則第23条（入学資格）に規定している。	2-1
第151条	—	該当しない。	2-1
第152条	—	該当しない。	2-1
第153条	—	該当しない。	2-1
第154条	—	該当しない。	2-1
第161条	—	該当しない。	2-1
第162条	—	該当しない。	2-1
第163条	○	学則第17条（学年）、第18条（学期）、第22条（入学の時期）に規定している。	3-2
第163条の2	○	学則第22条（入学の時期）、及び「共栄大学教務規程」第27条（学位記）に規定している。	3-1
第164条	—	該当しない。	3-1
第165条の2	○	三つの方針を定め、『修学ガイドブック』、大学案内、大学公式サイトに掲載している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	学則第2条（自己評価等）に則り、「共栄大学自己点検・評価に関する規則」、「共栄大学自己点検作業委員会に関する規程」等を定め、体制を整備している。	6-2
第172条の2	○	大学公式サイトにおいて公表している。	1-2 2-1 3-1

共栄大学

			3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 45 条（学位）、「共栄大学教務規程」第 27 条（学位記）に則り、該当者に「卒業証書・学位記」を授与している。	3-1
第 178 条	—	該当しない。	2-1
第 186 条	—	該当しない。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学則第 2 条（自己評価等）、「共栄大学自己点検・評価に関する規則」等を定め、大学設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、教育研究活動等の不断の見直しを行い、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 4 条（各学部の教育・研究目的）に規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	本学アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）に基づき、「共栄大学入学試験委員会規程」で定められた入学試験委員会及び学務部入試担当により、公正かつ適切な方法により実施されている。	2-1
第 3 条	○	学部は、学則第 3 条（学部・学科及び学生定員）に規定され、教育研究上適当な規模内容を有しており、教員組織、教員数等が適当である。	1-2
第 4 条	○	学科は、学則第 3 条（学部・学科及び学生定員）に規定され、それぞれの専攻分野を教育研究するために必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	該当しない。	1-2
第 6 条	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 1 章 総則 第 3 節 教職員組織、及び「共栄大学事務組織規程」に規定している。また、大学設置基準に定める教員組織、教員数を満たしている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要授業科目は原則として専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当しない。	3-2

共栄大学

			4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	専任教員数は大学設置基準に定める基準を満たしている。	3-2 4-2
第 11 条	○	「共栄大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」「共栄大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程」を設け、組織的な研修等に取り組んでいる。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	「共栄大学長の選任及び任期等に関する規程」第 2 条（学長の選任）に規定している。	4-1
第 13 条	○	「共栄大学教員資格基準」第 3 条（教授）に規定している。	3-2 4-2
第 14 条	○	「共栄大学教員資格基準」第 4 条（准教授）に規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	「共栄大学教員資格基準」第 5 条（専任講師）に規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「共栄大学教員資格基準」第 6 条（助教）に規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	「共栄大学教員資格基準」第 7 条（助手）に規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮した上で学則第 3 条（学部・学科及び学生定員）に規定し、適正に管理している。	2-1
第 19 条	○	ディプロマ・ポリシー（卒業又は修了の認定に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）を定め、必要な授業科目を自ら開設し、体系的な教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 20 条	○	学則別表 1 及び 2 に規定している。	3-2
第 21 条	○	学則第 29 条（単位の計算方法）に規定している。	3-1
第 22 条	○	学則第 28 条（1 年間の授業期間）に規定している。	3-2
第 23 条	○	学則第 29 条（単位の計算方法）に基づき、15 週（試験を除く）を基本としている。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、必要に応じ複数クラスを設置したり、定員を設定したりし、教育効果を十分に上げられるような適当な人数としている。	2-5
第 25 条	○	学則第 27 条の 2（授業の方法）に規定している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバスを作成し、学生に対して授業の方法、内容、授業の計画、学修の成果に係る評価の基準等をあらかじめ示した上で、適切に	3-1

共栄大学

		行っている。また、『修学ガイドブック』等で卒業の認定の基準を示している。	
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 31 条（単位の認定、学修の評価）、及び「共栄大学教務規程」第 5 章 試験、第 6 章 成績及び単位の認定に規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 30 条（履修制限）に規定している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当しない。	3-1
第 28 条	○	学則第 32 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）に規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 34 条（大学以外の教育施設等における学修）に規定している。	3-1
第 30 条	○	学則第 35 条（入学前の既修得単位等の認定）に規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	○	学則第 48 条（科目等履修生）及び「共栄大学科目等履修生規程」に規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 42 条（卒業の要件）、別表 1 及び別表 2 に規定している。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地は大学設置基準に定める基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	運動場、体育館その他のスポーツ施設、課外活動施設等を備え、大学設置基準に定める基準を満たしている。	2-5
第 36 条	○	校舎は教育研究に必要な施設を備え、大学設置基準に定める基準を満たしている。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は大学設置基準に定める基準を上回っている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は大学設置基準に定める基準を上回っている。	2-5
第 38 条	○	学則第 5 条（図書館）に基づき図書館を設置し、「共栄大学図書館規則」を定めて運営している。	2-5
第 39 条	—	該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、大学等として適当であり、本学の教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	該当しない。	3-2
第 42 条	—	該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	該当しない。	2-1

共栄大学

第 42 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	該当しない。	2-5
第 43 条	—	該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	4-2
第 58 条	—	該当しない。	1-2
第 59 条	—	該当しない。	2-5
第 61 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 45 条（学位）に規定している。	3-1
第 10 条	○	学則第 45 条（学位）に規定するとおり、学位には適切な専攻分野の名称が付記されている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 13 条	○	学則第 45 条（学位）に規定し、学則の変更を行う際は文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	寄附行為第 3 条（目的）、学則第 1 条（目的）に規定している。	5-1

共栄大学

第 26 条の 2	○	寄附行為第 7 条 2 項（監事の選任）及び第 17 条 3 項（議事録）に規定している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 34 条 2 項（財産目録等の備付け及び閲覧）に規定している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条（役員）に規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	第 14 条（監事の職務）、第 15 条（理事会）、第 16 条（業務の決定の委任）に規定している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条（理事会）に規定している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条（理事長の職務）、第 13 条（理事長職務の代理等）、第 14 条（監事の職務）に規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任）に規定している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条（監事の選任）に規定している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条（役員）の補充）に規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条（評議員会）に規定している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条（諮問事項）に規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条（評議員会の意見具申等）に規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条（評議員の選任）に規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 45 条（責任の免除）及び第 46 条（責任限定契約）に規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為第 45 条（責任の免除）及び第 46 条（責任限定契約）に規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為第 45 条（責任の免除）及び第 46 条（責任限定契約）に規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 45 条（責任の免除）及び第 46 条（責任限定契約）に規定している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 42 条（寄附行為の変更）に規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 31 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 33 条（決算及び実績の報告）に規定している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 34 条（財産目録等の備付け及び閲覧）に規定している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 36 条（役員）の報酬）及び「学校法人共栄学園役員等の報酬等に関する規程」に規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 38 条（会計年度）に規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 35 条（情報の公開）に規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			2-2

			2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条			3-2 4-2
第 9 条の 3			3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2

共栄大学

第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5

第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2

			6-3
--	--	--	-----

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条			3-1
第4条			3-1
第5条			3-1
第12条			3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人共栄学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	KYOEI UNIVERSITY GUIDEBOOK 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	共栄大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	共栄大学入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2024 年度修学ガイドブック	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	KYOEI UNIVERSITY GUIDEBOOK 2025 (p. 43-44、p. 60)	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人共栄学園規程集目次（法人・大学）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和 6 年度共栄学園役員名簿	
	令和 5 年度理事会出欠表	
	令和 5 年度評議員出欠表	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算書、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2024 年度修学ガイドブック（国際経営 p. 9-27、教育 p. 28-54） シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	共栄大学国際経営学部の 3 つのポリシー	
	共栄大学教育学部の 3 つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	国際経営は当該調査受審なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	共栄大学学則第 1 章第 1 節第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	共栄大学学則第 1 章第 2 節第 4 条 (1)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	共栄大学学則第 1 章第 2 節第 4 条 (2)	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	2024 年度 修学ガイドブック p.9, p.28	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	学校法人共栄学園寄附行為第 2 章第 3 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-6】	2024 年度 修学ガイドブック表紙裏	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-7】	令和 6 (2024) 年度 国際経営学部カリキュラム改定 新旧対照表	
【資料 1-1-8】	令和 5 (2023) 年度 特別講師一覧 (国際経営学部)	
【資料 1-1-9】	令和 5 (2023) 年度 学外授業一覧 (国際経営学部)	
【資料 1-1-10】	R6 年度スポラス実施パンフレット	
【資料 1-1-11】	共栄大学公式サイト https://www.kyoei.ac.jp/course/international/rb/	
【資料 1-1-12】	2024 年度 修学ガイドブック p.28-32	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-13】	2024 年度 修学ガイドブック p.32	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-14】	令和 6 (2024) 年度シラバス「特別講義 I・II・III」	
【資料 1-1-15】	令和 5 (2023) 年度 特別講師一覧 (教育学部)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人共栄学園・共栄大学組織図	
【資料 1-2-2】	共栄大学学則第 1 章第 1 節第 1 条, 第 1 章第 2 節第 4 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-3】	共栄大学公式サイト https://www.kyoei.ac.jp/guidance/greeting/ https://www.kyoei.ac.jp/guidance/info/	
【資料 1-2-4】	令和 6 (2024) 年度 修学ガイドブック p.76	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	共栄大学中期事業計画 (2019 年度～2023 年度) の展開	
【資料 1-2-6】	共栄大学国際経営学部の 3 つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-7】	2024 年度 修学ガイドブック p.9	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-8】	共栄大学教育学部の 3 つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-9】	2024 年度 修学ガイドブック p.28	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-10】	2024 年度 修学ガイドブック p.109	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-11】	共栄大学全学運営協議会規則	
【資料 1-2-12】	令和 6 年度共栄大学各種委員会等委員名簿	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	共栄大学学則第 1 章第 2 節第 4 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-2】	共栄大学入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	共栄大学公式サイト https://www.kyoei.ac.jp/guidance/info/	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 2-1-4】	共栄大学国際経営学部の 3 つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-5】	共栄大学教育学部の 3 つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-6】	共栄大学入学試験委員会規程	
【資料 2-1-7】	入学試験問題作成担当者 2020 (令和 2) ～2024 (令和 6) 年度	

共栄大学

【資料 2-1-8】	2021～23 年度の各指定強化部成績一覧	
【資料 2-1-9】	2023 年度指定校一覧	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 6 年度共栄大学各種委員会等委員名簿	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 2-2-2】	入学前教育について	
【資料 2-2-3】	2024 年度入学前教育実施概要	
【資料 2-2-4】	基礎学力テスト等の実施について （『入学手続書類のご案内』抜粋）	
【資料 2-2-5】	2024 年度プレイズメントテストタイムテーブル（国際経営学部）	
【資料 2-2-6】	新入生歓迎オリエンテーションスケジュール（教育学部）	
【資料 2-2-7】	2024 年度修学ガイドブック p.26	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-8】	2024 年度修学ガイドブック p.47	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-9】	共栄大学 SCL システム「こころ」（出席管理システム）画面	
【資料 2-2-10】	学修指導に関する規程	
【資料 2-2-11】	国際経営学部 令和 5 年度教授会議事録（例：第 3 回，第 8 回）	
【資料 2-2-12】	令和 6（2024）年度 ゼミナール担当教員（国際経営学部）	
【資料 2-2-13】	共栄大学留学生ハンドブック 2024 年度	
【資料 2-2-14】	留学生歓迎会ポスター	
【資料 2-2-15】	KYOEI UNIVERSITY GUIDEBOOK 2025（大学案内） p.24	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-2-16】	2024 年度修学ガイドブック p.2	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-17】	2024 年度修学ガイドブック p.47	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-18】	共栄大学教育学部ラーニング・ラボ運営規程	
【資料 2-2-19】	ラーニング・ラボ通信 2024 年度 No.1	
【資料 2-2-20】	聖徳大学と共栄大学との中学校・高等学校教諭免許状を取得 するために必要な単位を修得するためのプログラムに関する提携 協定書	
【資料 2-2-21】	星槎大学通信制課程科目等履修に関する協定書	
【資料 2-2-22】	2024 年度修学ガイドブック p.51	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-23】	共栄大学 障害のある学生のためのガイドラインについて	
【資料 2-2-24】	2024 年度修学ガイドブック p.65	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-25】	2022（令和 4）年度 共栄大学第 2 回 FD・SD 研修会（次 第）	
【資料 2-2-26】	2023（令和 5）年度 共栄大学第 1 回 FD・SD 研修会（次 第）	
【資料 2-2-27】	2024 年度修学ガイドブック p.27、p.47	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-28】	オフィスアワーについて（2024 年度前期）	
【資料 2-2-29】	音楽レッスン募集チラシ	
【資料 2-2-30】	学修指導に関する規程	【資料 2-2-10】と同じ
【資料 2-2-31】	退学率の現状について 2022 年度国際経営学部ミニ FD・SD 研修会	
【資料 2-2-32】	退学率の現状について 2022 年度教育学部ミニ FD・SD 研 修会	
【資料 2-2-33】	退学者アンケート	
【資料 2-2-34】	面談シート	
【資料 2-2-35】	2024 年度修学ガイドブック p.62、p.63	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-36】	国際経営学部 令和 5 年度教授会議事録（例：第 3 回，第 8 回）	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 2-2-37】	教育学部 令和 6 年度第 1 回教授会議事録	

共栄大学

【資料 2-2-38】	ポータルサイト「指導記録」(例)	
【資料 2-2-39】	新入生歓迎オリエンテーションスケジュール(教育学部)	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-2-40】	第7回共栄大学教育学部 新入生歓迎球技祭プログラム(抜粋)	
【資料 2-2-41】	第7回共栄大学教育学部新入生歓迎球技祭報告	
【資料 2-2-42】	2023年度卒業予定者アンケート	
【資料 2-2-43】	2023年度学生総会結果報告	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2023年度「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」シラバス	
【資料 2-3-2】	2023年度共栄就活塾募集案内	
【資料 2-3-3】	過去3年間の共栄就活塾実施状況	
【資料 2-3-4】	「現代ビジネス特論A」シラバス	
【資料 2-3-5】	教育学部キャリア専門委員会部会規程	
【資料 2-3-6】	2023年度「第7回共栄シンポジウム」実施報告書	
【資料 2-3-7】	共栄シンポジウム実施状況	
【資料 2-3-8】	2023年度「業界研究セミナー」実施報告書	
【資料 2-3-9】	業界研究セミナー2024(2023年度業界研究セミナー参加企業一覧)	
【資料 2-3-10】	株式会社帝国ホテルと共栄大学とのホテル研修に関する覚書	
【資料 2-3-11】	ラーニング・ラボ通信 2024年度 vol.2	
【資料 2-3-12】	2021～23年度教員就職率実績	
【資料 2-3-13】	教育学部公務員試験(教養試験)対策講座スケジュール	
【資料 2-3-14】	かすかべSDGsフォーラム2023ボランティアスタッフ要領	
【資料 2-3-15】	2021～23年度公務員就職実績	
【資料 2-3-16】	2024年度修学ガイドブック p.69-70	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-17】	国際経営学部3年生個人面談案内	
【資料 2-3-18】	教育学部2年後期オリエンテーション次第	
【資料 2-3-19】	教育学部3年生一斉登校日スケジュール	
【資料 2-3-20】	教育学部4年生一斉登校日スケジュール	
【資料 2-3-21】	春日部公共職業安定所と共栄大学との就職活動支援に関する協定書	
【資料 2-3-22】	留学生オリエンテーションタイムスケジュール	
【資料 2-3-23】	「外国人留学生対象就職ガイダンス」講師派遣依頼書	
【資料 2-3-24】	2021～23年度進学実績	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	共栄大学学生・厚生委員会規程	
【資料 2-4-2】	令和6年度共栄大学各種委員会等委員名簿	【資料 1-2-12】と同じ
【資料 2-4-3】	共栄大学学生会会則	
【資料 2-4-4】	共栄大学事務組織規程	
【資料 2-4-5】	三者面談の実施について	
【資料 2-4-6】	共栄大学における授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程	
【資料 2-4-7】	共栄大学特待生規程	
【資料 2-4-8】	特待生資格継続規程	
【資料 2-4-9】	令和5年度特待生継続結果	
【資料 2-4-10】	留学生学業特待生規程	
【資料 2-4-11】	2024年度ロータリー米山奨学生受給者一覧	
【資料 2-4-12】	令和5年度(2023)クラブ公認審査結果について	
【資料 2-4-13】	令和5年度指定強化クラブ 経費補助予算	
【資料 2-4-14】	令和5年度(2023)クラブ経常経費	

共栄大学

【資料 2-4-15】	令和 5 年度体育会表彰式次第	
【資料 2-4-16】	2024 年度指定強化部加入学生及び指導者のスポーツ安全保険加入について（原議書）	
【資料 2-4-17】	学生会活動チラシ	
【資料 2-4-18】	2024 年度 定期健康診断について	
【資料 2-4-19】	共栄大学保健管理センター規程	
【資料 2-4-20】	学生サポートルームの紹介	
【資料 2-4-21】	令和 5 年度保健管理センター利用状況報告	
【資料 2-4-22】	2023 年度保護者会行事報告	
【資料 2-4-23】	共栄大学保護者会会則	
【資料 2-4-24】	ハラスメント防止リーフレット	
【資料 2-4-25】	共栄大学危機管理規則	
【資料 2-4-26】	共栄大学防災・防火規則	
【資料 2-4-27】	令和 5 年度避難訓練実施概要	
【資料 2-4-28】	2024 年度学生教育研究災害傷害保険の加入について 2024 年度学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険の加入について（原議書）	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	共通様式 1 施設・設備等	【共通基礎】と同じ
【資料 2-5-2】	2024 年度修学ガイドブック p.6, p.73	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-3】	2024 年度修学ガイドブック p.1	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-4】	学内無線 LAN 利用 MAP	
【資料 2-5-5】	主な施設設備の保守点検等業者一覧	
【資料 2-5-6】	共栄大学公式サイト 校舎等の耐震化率 https://www.kyoei.ac.jp/guidance/open/	
【資料 2-5-7】	防犯カメラシステムカメラ設置場所一覧	
【資料 2-5-8】	情報センター等の状況	【表 2-12】と同じ
【資料 2-5-9】	2024 年度修学ガイドブック p.73-74	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-10】	Microsoft Teams 利活用マニュアル	
【資料 2-5-11】	バリアフリー等対応	
【資料 2-5-12】	R5（2023）年度・R6（2024）前期履修者数一覧	
【資料 2-5-13】	R5（2023）年度授業形態別履修者数	
【資料 2-5-14】	履修制限科目の抽選方法および実施について	
【資料 2-5-15】	2023 年度履修制限科目一覧	
【資料 2-5-16】	共栄大学教育学部教育学科設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由（抜粋）	
【資料 2-5-17】	2024 年度教育学部時間割	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 5 年度学生総会議案書	
【資料 2-6-2】	2023 年度卒業予定者アンケート集計結果	【資料 2-2-41】と同じ
【資料 2-6-3】	学修行動と学生生活に関するアンケート調査（2023 年度後期）	
【資料 2-6-4】	保健管理センター 2024 年度第 1 回「こころとからだの健康アンケート」について	
【資料 2-6-5】	令和 5 年度第 11 回（臨時）教授会議題等（教育学部）、令和 6 年度第 2 回教授会議題等（国際経営学部）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		

共栄大学

【資料 3-1-1】	2024 年度修学ガイドブック p.9	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-2】	2024 年度修学ガイドブック p.28	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	共栄大学公式サイト 教育研究情報 https://www.kyoei.ac.jp/guidance/info/	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 3-1-4】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-5】	共栄大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	共栄大学教務規程	
【資料 3-1-7】	2024 年度修学ガイドブック p.26、p.46	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-8】	2024 年度修学ガイドブック p.17	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-9】	2024 年度修学ガイドブック p.18	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-10】	2024 年度修学ガイドブック p.16	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-11】	2024 年度修学ガイドブック p.34	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-12】	2023 年度後期 成績評価の入力方法について（連絡）	
【資料 3-1-13】	ポータルサイト成績表（国際経営学部）	
【資料 3-1-14】	2023 年度 GPA 分布状況・成績評価分布状況	
【資料 3-1-15】	委員会開催結果報告書（令和 5 年度第 14 回国際経営学部教務委員会）	
【資料 3-1-16】	ポータルサイト成績表（教育学部）	
【資料 3-1-17】	委員会開催結果報告書（令和 5 年度第 7 回教育学部教務委員会）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	共栄大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-2】	2024 年度修学ガイドブック p.9	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	2024 年度修学ガイドブック p.28	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-4】	2024 年度修学ガイドブック p.9, p.19-22	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-5】	2024 年度修学ガイドブック p.16	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-6】	特別講義 B（スポラス）授業概要	
【資料 3-2-7】	卓球 T リーグ公式戦にて特別講義・スポラス企画のイベント開催 https://www.kyoei.ac.jp/news/news-4133/	
【資料 3-2-8】	2024 年度修学ガイドブック p.11-13	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-9】	2024 年度修学ガイドブック p.14	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-10】	国際経営カリキュラムツリー	
【資料 3-2-11】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-12】	シラバスガイド	
【資料 3-2-13】	国際経営学部におけるシラバスチェック実施要領	
【資料 3-2-14】	2024 年度シラバスチェックについて（国際経営学部）	
【資料 3-2-15】	2024 年度修学ガイドブック p.15	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-16】	2024 年度修学ガイドブック p.35-36	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-17】	2024 年度修学ガイドブック p.34	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-18】	2024 年度修学ガイドブック p.30-31	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-19】	2024 年度修学ガイドブック p.106-107	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-20】	教育学部授業科目・配当年次（カリキュラムマップ）	
【資料 3-2-21】	履修カルテについて（1 年生オリエンテーション資料）	
【資料 3-2-22】	2024 年度シラバスチェックについて（教育学部）	
【資料 3-2-23】	2024 年度修学ガイドブック p.33	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-24】	2024 年度修学ガイドブック p.19	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-25】	共栄大学教務委員会規程	
【資料 3-2-26】	共栄大学国際経営学部教養教育専門委員会規程	
【資料 3-2-27】	2024 年度修学ガイドブック p.35	【資料 F-5】と同じ

共栄大学

【資料 3-2-28】	共栄大学教育学部教養教育専門委員会規程	
【資料 3-2-29】	2024 年度修学ガイドブック p.88	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-30】	令和 3（2021）年度教養教育専門委員会合同委員会次第	
【資料 3-2-31】	2023 年度後期学生による授業評価アンケート集計表（例）	
【資料 3-2-32】	令和 5 年度教育・研究活動の概要	
【資料 3-2-33】	アクティブラーニング実施科目シラバス（例）	
【資料 3-2-34】	Microsoft Teams を利用した課題出題（例）	
【資料 3-2-35】	令和 5（2023）年度 特別講師一覧（教育学部）	【資料 1-1-15】と同じ
【資料 3-2-36】	共栄大学教職課程自己点検専門委員会規程	
【資料 3-2-37】	共栄大学教育学部演習専門委員会規程	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	学修行動と学生生活に関するアンケート調査(2023 年度後期)	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-3-2】	DP の達成度を学生が自己評価するための項目設定（IR 推進室）	
【資料 3-3-3】	学修成果に関する状況	
【資料 3-3-4】	資格取得・進路等にかかる実績	
【資料 3-3-5】	2023（令和 5）年度第 2 回 FD・SD 研修会資料	
【資料 3-3-6】	学生課の資料 卒業予定者アンケート	【資料 2-2-41】と同じ
【資料 3-3-7】	2023 年度企業向けアンケート	
【資料 3-3-8】	2023 年度卒業生アンケート	
【資料 3-3-9】	履修カルテ 評価分析、科目別評価・資質評価	
【資料 3-3-10】	卒業生数及び教員免許状取得者数、卒業生の教員への就職状況	
【資料 3-3-11】	2023 年度後期学生による授業評価アンケート集計表（例）	【資料 3-2-31】と同じ
【資料 3-3-12】	令和 5 年度教育・研究活動の概要	【資料 3-2-32】と同じ
【資料 3-3-13】	学修行動と学生生活に関するアンケート調査(2023 年度後期)	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-3-14】	オフィスアワーについて	【資料 2-2-28】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人共栄学園寄附行為施行細則	
【資料 4-1-2】	学校法人共栄学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 4-1-3】	共栄大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-4】	共栄大学副学長に関する規則	
【資料 4-1-5】	共栄大学学生懲戒手続規程	
【資料 4-1-6】	共栄大学教授会規則	
【資料 4-1-7】	共栄大学全学運営協議会規則	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 4-1-8】	学生の懲戒に関する基準	
【資料 4-1-9】	共栄大学事務組織規程	【資料 2-4-4】と同じ
【資料 4-1-10】	令和 6 年度共栄大学各種委員会等委員名簿	【資料 1-2-12】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	共栄大学教員の採用及び昇任に関する選考規程	
【資料 4-2-2】	共栄大学専任教員昇任基準	
【資料 4-2-3】	研究人材データベース web コピー	
【資料 4-2-4】	昇格承認基準申告書	
【資料 4-2-5】	共栄大学専任教員選考委員会報告書	
【資料 4-2-6】	FD・SD 研修会実施状況	
4-3. 職員の研修		

共栄大学

【資料 4-3-1】	共栄大学「将来構想プロジェクト」本報告書	
【資料 4-3-2】	職員研修のお知らせ	
【資料 4-3-3】	法人事務局主催入職研修について	
【資料 4-3-4】	Web 研修システム「e-JINZAI for university」の導入について	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	研究室設備	
【資料 4-4-2】	所蔵雑誌一覧・電子ジャーナルリスト	
【資料 4-4-3】	共栄大学機関リポジトリ	
【資料 4-4-4】	共栄大学研究倫理規程	
【資料 4-4-5】	共栄大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針	
【資料 4-4-6】	共栄大学における公的研究費運営・管理規程	
【資料 4-4-7】	共栄大学における公的研究費の不正防止・調査に関する規程	
【資料 4-4-8】	共栄大学における公的研究費の不正防止計画	
【資料 4-4-9】	共栄大学における公的研究費にかかる通報窓口	
【資料 4-4-10】	委員会開催報告書（令和 5 年度研究倫理委員会）	
【資料 4-4-11】	共栄大学における公的研究費の不正防止計画	【資料 4-4-8】と同じ
【資料 4-4-12】	共栄大学教員個人研究費規程	
【資料 4-4-13】	共栄大学学内共同研究費規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	共栄大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-2】	共栄大学公式サイト 情報公開 https://www.kyoei.ac.jp/guidance/open/	【資料 2-5-6】と同じ
【資料 5-1-3】	共栄大学公式サイト 教育研究情報、教員の養成状況 https://www.kyoei.ac.jp/guidance/info/	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人共栄学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人共栄学園寄附行為施行細則	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-1-6】	学校法人共栄学園常勤理事会規程	
【資料 5-1-7】	学校法人共栄学園 学生等個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-8】	共栄大学学生等個人情報の保護に関する施行細則	
【資料 5-1-9】	共栄大学ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 5-1-10】	2024 年度修学ガイドブック p.102-103	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-11】	学校法人共栄学園公益通報に関する規程	
【資料 5-1-12】	共栄大学危機管理規則	【資料 2-4-25】と同じ
【資料 5-1-13】	共栄大学防災・防火規則	【資料 2-4-26】と同じ
【資料 5-1-14】	災害時における共栄大学の使用に関する覚書	
【資料 5-1-15】	バリアフリー等対応	【資料 2-5-11】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人共栄学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人共栄学園寄附行為施行細則	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人共栄学園理事会及び評議員会規程	
【資料 5-2-4】	学校法人共栄学園常勤理事会規程	
【資料 5-2-5】	学校法人共栄学園理事、監事、評議員等名簿（令和 5 年度）	
【資料 5-2-6】	理事会開催状況（令和 5 年度）	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人共栄学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ

共栄大学

【資料 5-3-2】	学校法人共栄学園理事会及び評議員会規程	【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-3】	学校法人共栄学園常勤理事会規程	【資料 5-2-4】と同じ
【資料 5-3-4】	令和 5 年度監査計画（案）	
【資料 5-3-5】	令和 4 年度監事業務（報告）	
【資料 5-3-6】	令和 4 年度第 4 回共栄学園評議員会次第	
【資料 5-3-7】	令和 4 年度第 5 回共栄学園理事会次第	
【資料 5-3-8】	令和 5 年度第 1 回共栄学園理事会次第	
【資料 5-3-9】	令和 5 年度第 1 回共栄学園評議員会次第	
【資料 5-3-10】	評議員会開催状況（令和 5 年度）	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	【表 5-4】と同じ
【資料 5-4-2】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）過去 5 年間）	【表 5-5】と同じ
【資料 5-4-3】	令和 4 年度以降中期経営計画	
【資料 5-4-4】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	【表 5-2】と同じ
【資料 5-4-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	【表 5-3】と同じ
【資料 5-4-6】	FD・SD 研修会実施状況	【資料 4-2-6】と同じ
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人共栄学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人共栄学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人共栄学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-4】	学校法人共栄学園図書管理規程	
【資料 5-5-5】	令和 5 年度監査日程表（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月）	
【資料 5-5-6】	評議員会開催状況（令和 5 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-5-7】	理事会開催状況（令和 5 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-5-8】	令和 4 年度監事業務報告	【資料 5-3-5】と同じ
【資料 5-5-9】	令和 5 年度監査計画（案）	【資料 5-3-4】と同じ
【資料 5-5-10】	決算書、監査報告書	【資料 F-11】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	共栄大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	共栄大学自己点検・評価に関する規則	
【資料 6-1-3】	共栄大学自己点検作業委員会に関する規程	
【資料 6-1-4】	共栄大学教職課程自己点検専門委員会規程	【資料 3-2-36】と同じ
【資料 6-1-5】	共栄大学 IR 推進室要項	
【資料 6-1-6】	共栄大学全学運営協議会規則	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 6-1-7】	共栄大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 6-1-8】	共栄大学スタッフ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 6-1-9】	共栄大学教務委員会規程	【資料 3-2-25】と同じ
【資料 6-1-10】	2024 年度シラバスチェックについて（国際経営学部）	【資料 3-2-14】と同じ
【資料 6-1-11】	2024 年度シラバスチェックについて（教育学部）	【資料 3-2-22】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和 5 年度自己点検評価書担当割当表	
【資料 6-2-2】	共栄大学自己点検作業委員会に関する規程	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-2-3】	エビデンス集（データ編）	エビデンス集（データ編）と同じ

共栄大学

【資料 6-2-4】	共栄大学公式サイト 認証評価 https://www.kyoei.ac.jp/guidance/jiheer/	
【資料 6-2-5】	教職課程自己点検評価シート (例)	
【資料 6-2-6】	令和 4 年度教職課程自己点検報告書	
【資料 6-2-7】	共栄大学公式サイト 教員の養成状況 https://www.kyoei.ac.jp/guidance/info/training/	
【資料 6-2-8】	共栄大学 令和 5 年度事業実績報告	【資料 F-7】 と同じ
【資料 6-2-9】	共栄大学 IR 推進室要項	【資料 6-1-5】 と同じ
【資料 6-2-10】	退学率の現状について 2022 年度国際経営学部ミニ FD・SD 研修会	【資料 2-2-31】 と同じ
【資料 6-2-11】	退学率の現状について 2022 年度教育学部ミニ FD・SD 研修会	【資料 2-2-32】 と同じ
【資料 6-2-12】	2023 年度 GPA 分布状況・成績評価分布状況	【資料 3-1-14】 と同じ
【資料 6-2-13】	2023 年 12 月 5 日プチ FD 資料 (教育学部)	
【資料 6-2-14】	DP の達成度を学生が自己評価するための項目設定 (IR 推進室)	【資料 3-3-2】 と同じ
【資料 6-2-15】	2023 (令和 5) 年度第 2 回 FD・SD 研修会資料	【資料 3-3-5】 と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	共栄大学令和 6 年度事業計画	【資料 F-6】 と同じ
【資料 6-3-2】	令和 5 年度教育・研究活動の概要	【資料 3-2-32】 と同じ
【資料 6-3-3】	2022 年度後期 学生による授業評価アンケート学部別集計表 (国際経営学部)	
【資料 6-3-4】	2023 年度プレゼンテーション大会スケジュール	
【資料 6-3-5】	共栄大学×ダイードリンコ共同プロジェクト実施報告	
【資料 6-3-6】	国際経営学部カリキュラムツリー	【資料 3-2-10】 と同じ
【資料 6-3-7】	Chromebook の貸出について (学生用)	
【資料 6-3-8】	実験室写真	
【資料 6-3-9】	2023 年度後期学生による授業評価アンケート集計表 (例)	【資料 3-2-31】 と同じ

基準 A. 地域連携と社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携と社会貢献		
【資料 A-1-1】	自治体等との連携協力協定一覧	
【資料 A-1-2】	春日部市と共栄大学との包括的連携に関する協定書	
【資料 A-1-3】	春日部市・宮代町委員委嘱一覧	
【資料 A-1-4】	子ども大学かすかべチラシ	
【資料 A-1-5】	令和 5 年度子ども大学かすかべ (実施報告書)	
【資料 A-1-6】	2024 年度「フィールドワーク基礎」シラバス	
【資料 A-1-7】	教育学部公務員試験 (教養試験) 対策講座スケジュール	【資料 2-3-13】 と同じ
【資料 A-1-8】	かすかべ SDGs フォーラム 2023 ボランティアスタッフ要領	【資料 2-3-14】 と同じ
【資料 A-1-9】	宮代町と共栄大学との連携に関する協定書	
【資料 A-1-10】	2023 年度「特別講義Ⅱ」シラバス	
【資料 A-1-11】	2023 年度「特別講義Ⅱ」授業予定表	
【資料 A-1-12】	埼玉県教育委員会と共栄大学との連携協力協定書	
【資料 A-1-13】	2023 年度「特別講義Ⅲについて」	
【資料 A-1-14】	United 第 07 号	
【資料 A-1-15】	令和 5 年度公開講座春日部市チラシ	
【資料 A-1-16】	令和 5 年度公開講座 (春) 葛飾区チラシ	
【資料 A-1-17】	令和 5 年度公開講座 (秋) 葛飾区チラシ	
【資料 A-1-18】	共栄大学公開講座 2023 受講アンケート	

共栄大学

特記事項

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
特-1. 国際交流活動		
【資料特-1-1】	令和6年度共栄大学各種委員会等委員名簿	【資料1-2-12】と同じ
【資料特-1-2】	2023年度英語スピーチコンテストについて	
【資料特-1-3】	【国際交流】共栄大学 米パサディナ訪問団を招き国際交流イベントを行いました https://www.kyoei.ac.jp/department/department-3908/	
【資料特-1-4】	8日間の流れ(2017年度オースティンコミュニティカレッジ(ACC)国際交流イベント)	
【資料特-1-5】	【国際経営学部】留学生が春日部の平和フェスティバルに参加 https://www.kyoei.ac.jp/department/department-3792/	
【資料特-1-6】	【国際経営学部】「外国人による日本語スピーチ発表会」に参加 https://www.kyoei.ac.jp/department/department-4616/	
【資料特-1-7】	【国際経営学部】留学生が日本のお神輿に挑戦 https://www.kyoei.ac.jp/department/department-3774/	
【資料特-1-8】	【国際経営学部】春日部大凧あげ祭りに国際経営学部生3名が参加 https://www.kyoei.ac.jp/department/department-3564/ 【国際交流】春日部伝統の「大凧あげ」に挑戦 https://www.kyoei.ac.jp/department/department-4872/	
【資料特-1-9】	T.T 彩たまホームゲーム運営ボランティア(募集)	
【資料特-1-10】	共栄大学ロータアクトクラブ「第50回古利根川清掃」に参加 https://www.kyoei.ac.jp/department/department-3405/	
【資料特-1-11】	Faculty-Led custom program service agreement between Sacred Heart University and Kyoei University (セイクリットハート大学との協定書)	
【資料特-1-12】	Memorandum of agreement between York University, Toronto, Canada and Kyoei University, Saitama, Japan. Study abroad program for students of Kyoei University (ヨーク大学との協定書)	
【資料特-1-13】	Memorandum of understanding (サザン・クイーンズランド大学との協定書)	
【資料特-1-14】	Memorandum of understanding between Sunway University Malaysia and Kyoei University Japan (サンウェイ大学との協定書)	
【資料特-1-15】	海外提携大学への学生派遣状況	
特-2. 高大連携		
【資料特-2-1】	埼玉県立幸手桜高等学校と共栄大学との高大連携に関する協定書	
【資料特-2-2】	幸手桜高校(大学見学)タイムスケジュール表	
【資料特-2-3】	「埼玉県立岩槻商業高等学校」学習サポーターの募集について	
【資料特-2-4】	埼玉県立岩槻商業高等学校と共栄大学との連携に関する協定書	